

令和 3 年度版

久留米市男女共同参画白書

(久留米市男女共同参画行動計画令和 2 年度実施状況)

令和 4 年 3 月

久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくれます。
3. 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくれます。

(昭和63年告示第103号)

は じ め に

この白書は、男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざした第3次久留米市男女共同参画行動計画（平成23年度～令和2年度）の後半にあたる第2期実施計画（平成28年～令和2年度）の令和2年度の実施状況を報告書としてまとめたものです。

また、巻末に久留米市を中心とした女性の現状に関する統計資料、相談窓口一覧及び参考資料を掲載しておりますので、併せてご活用いただければ幸いです。

令和4年3月

久留米市長 原口 新五

目 次

第1部 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の 令和2年度推進状況	1
1 行動計画の概要	3
成果指標一覧	4
2 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の令和2年度推進状況	6
3 事業の取組状況	11
施策の方向Ⅰ 人権尊重と男女平等のための意識づくり	11
体系表	11
施策1 男女平等意識の啓発	12
施策2 男女平等の視点に立った教育の実践	21
施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	25
体系表	25
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	26
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	32
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	33
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	35
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	40
施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり	46
体系表	46
施策1 生涯を通じた男女の健康支援	47
施策2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	50
計画推進体制の整備	57
体系表	57
1 計画推進体制の強化・徹底	58
4 部課別具体的事業一覧	62

第2部 女性の現状に関する統計資料	67
I 人口	
1. 人口の変化(市)	69
II 労働	
1. 女性の就業状況	71
2. 従業員の性別構成	72
3. 男女間賃金格差	74
4. 農業従事者に占める女性の割合(市)	75
5. 市職員における女性の割合	76
III 家庭・健康・福祉	
1. 就学前児童の保育状況(市)	77
2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況(市)	78
3. 相談の状況(市)	79
4. 児童相談の状況	84
5. 自殺の概要	85
IV 教育	
1. 教育機関における役職別男女の割合	86
2. 学校種類別進学率の推移(国)	87
V 社会参画	
1. 委員会・審議会等における女性登用状況	88
2. 民生委員・保護司における女性の割合(市)	92
3. 団体等における女性役職者等の割合(市)	93
4. 議会における女性議員の割合	94
5. GGI、GIIにおける日本の順位	95
VI 苦情処理機関	
1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)	96
第3部 相談窓口一覧	97
第4部 参考資料	103
資料1. 久留米市男女平等を進める条例	105
資料2. 久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱	111
資料3. 男女共同参画社会基本法	115

**第 1 部 第 3 次久留米市男女共同参画行動計画・第 2 期実施計画の
令和 2 年度推進状況**

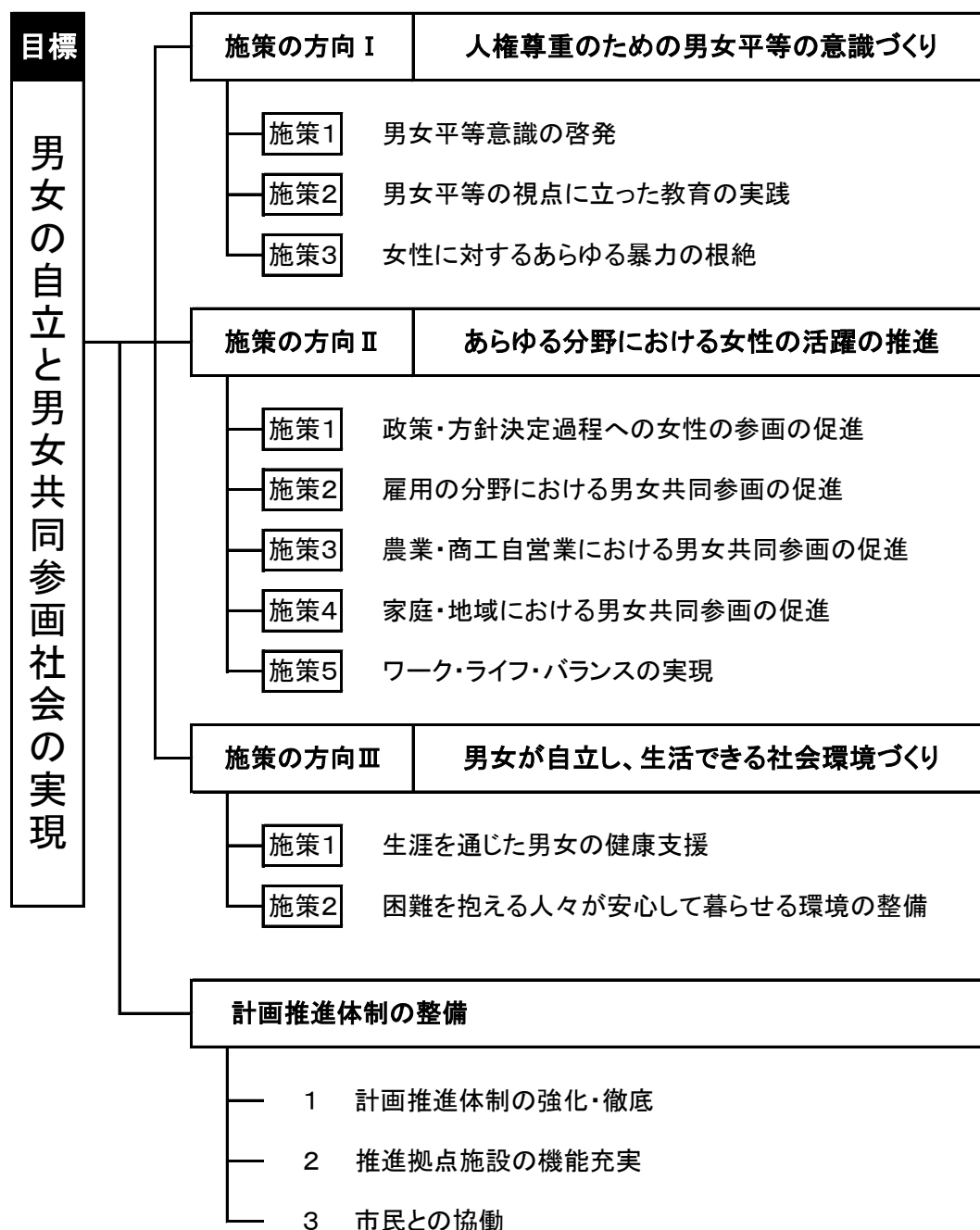
1 行動計画の概要

(1) 計画の期間

計画の期間は平成23年度から令和2年度までの10年間にわたるもので、実施計画は5年ごとに策定しており、今回は後期の第2期実施計画（平成28年度～令和2年度）の策定について、令和2年度に実施した事業の状況報告である。

(2) 施策の体系

第3次男女共同参画行動計画の目標である、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」をめざして、3つの施策の方向のもと、前半5年は様々な施策を推進した。後半5年は施策を見直し、新たな実施計画を立て推進する。



成果指標一覧

【達成基準】

今回指標が無いもの — 現状値と比較して上昇している ○
目標値を超えたもの ◎ 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和2年度実績	達成基準	目標値	担当課
Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり	1 男女平等意識の啓発	①「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合（市民意識調査）	53.4% (H26年度)	66.1% (R1年度)	◎	60.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②男女平等推進センターの認知度（市民意識調査）	47.4% (H26年度)	45.7% (R1年度)	▲	52.0% (R1年度)	男女平等政策課
		③男女平等推進センターにおける男女平等に関する講座・講演会等の参加者の男性の割合	29.8% (H26年度)	25.1%	▲	35.0% (R2年度)	男女平等推進センター
		④校区コミュニティ組織による委嘱学級における男女平等に関する学習の参加者数	1,217人 (H26年度)	539人	▲	1,340人 (R2年度)	生涯学習推進課
	2 男女平等教育の視実践に	①学校教育の場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	58.4% (H26年度)	65.2% (R1年度)	◎	61.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②男女平等研修を受講した保育関係者数	480人 (H26年度)	334人(R1年度) ※R2年度は未実施	▲	550人 (R2年度)	子ども保育課
		③教職員に対し、男女平等研修を実施した学校数	28校 (H27年度)	45校	○	66校 (R2年度)	学校教育課
	3 暴力性根絶に対するあらゆる	①DV被害について「相談しなかった（できなかった）」人の割合（市民意識調査）	46.0% (H26年度)	58.3% (R1年度)	▲	40.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②DVを人権侵害だと認識する市民の割合（市民意識調査）	81.0% (H26年度)	73.2% (R1年度)	▲	100.0% (R1年度)	男女平等政策課
		③テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどの ※メディアにおける女性の性的描写を女性への人権侵害だと認識する人の割合（市民意識調査）	32.1% (H26年度)	39.3% (R1年度)	○	40.0% (R1年度)	男女平等政策課
		④セクシュアル・ハラスメント防止対策を整備している市内事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	51.4% (H26年度)	55.3% (H29年度)	◎	55.0% (R2年度)	労政課
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 参画政策への促進方針の定	①審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.3% (H27.4.1現在)	44.9% (R2.4.1現在)	○	50% (R2.4.1現在)	男女平等政策課
		②市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合	7.3% 20.3% (H27.4.1現在)	15.1% 30.4% (R2.4.1現在)	◎	15.0% 30% (R2.4.1現在)	人事厚生課
		③久留米市内の管理職試験受験可能女性教職員に占める受験者の割合	9.6% (H27年度)	13.7%	○	15.0% (R2年度)	教職員課
	2 雇用分野の共同参画の促進	①職場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	18.6% (H26年度)	20.1% (R1年度)	○	25.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②市内事業所における女性管理職等の割合（久留米市雇用実態調査）	17.3% (H26年度)	17.4% (H29年度)	○	19.0% (R2年度)	労政課
		③男女平等推進センターにおける女性活躍推進事業の講座等の受講者数	— (H26年度)	160人	▲	560人 (毎年度)	男女平等推進センター

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和2年度実績	達成基準	目標値	担当課
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	3 促進 男女共同参画の推進	①認定農業者における女性農業者の割合（食料・農業・農村基本計画）	4.2% (H26年度)	6.4% (R1年度)	○	7.0% (R1年度)	農政課
		②女性の起業融資制度利用者数	— (H26年度)	13件 (R1年度)	▲	15件(累計) (R2年度)	新産業創出支援課
	4 参画の促進 家庭・地域における男女共同	①家庭生活で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	22.2% (H26年度)	22.2% (R1年度)	○	25.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②地域活動・社会活動の場で平等と感じる人の割合（市民意識調査）	31.1% (H26年度)	33.7% (R1年度)	◎	33.0% (R1年度)	男女平等政策課
		③プレパパママ教室における参加夫婦数	340組 (H26年度)	343組 (R1年度)	○	380組 (R1年度)	こども子育てサポートセンター
		④校区コミュニティ組織における女性役員の割合（正副会長）	14.3% (H27年度)	15.2% (R2.6.1現在)	○	19.0% (R2年度)	地域コミュニティ課
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	①育児、子どものしつけを「夫と妻が同じ程度に分担している」と答えた人の割合（市民意識調査）	23.9% (H26年度)	25.2% (R1年度)	○	28.0% (R1年度)	男女平等政策課
		②市職員における男性の育児休業取得率	3.4% (H26年度)	52.4% (R1年度)	◎	15.0% (R2年度)	人事厚生課
		③ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる企業への助成件数	— (H26年度)	18件 (R1年度)	▲	30件(累計) (R1年度)	労政課
		④育児休業制度を整備している事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	71.9% (H26年度)	72.6% (H29年度)	○	75.0% (R2年度)	労政課
		⑤介護休業制度を整備している事業所の割合（久留米市雇用実態調査）	53.6% (H26年度)	62.0% (H29年度)	◎	55.0% (R2年度)	労政課
		⑥待機児童数 （くるめ子どもの笑顔プラン）	33人 (H27年度)	59人 (H30.4.1現在)	▲	0人 (H30.4.1現在)	子ども保育課
		⑦学童保育所入所児童数 （くるめ子どもの笑顔プラン）	3,561人 (H27年度)	4,528人 (R1年度)	○	5,500人 (R1年度)	子ども政策課
Ⅲ 社会環境が自立的に生活できる	1 健康な生活支援を通じた	①生活習慣病予防健康診査の受診率（第2期健康くるめ21）	8.7% (H26年度)	12.1% (R1年度)	◎	10.0% (R1年度)	健康推進課
		②妊婦健診受診率	98.8% (H26年度)	98.8% (R1年度)	○	100.0% (毎年度)	こども子育てサポートセンター
	2 環境の暮らしを整えたい環境	①ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業率	62.3% (H26年度)	54.0% (R1年度)	▲	65.0% (R2年度)	家庭子ども相談課
		②家族介護教室の参加率	69.3% (H26年度)	88.3% (R1年度)	◎	75.0% (R2年度)	長寿支援課

第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画 令和2年度推進状況

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 男女平等意識の啓発

○取組状況

新型コロナウイルス感染症の防止のため、全庁的に計画していた講座の多くが中止された。そのような中において、新型コロナウイルス感染症が治まっている間の講座の開催や各種広報誌での啓発、また、久留米女性週間にあわせた懸垂幕の設置等の各種啓発を行った。

○成果と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、計画どおりに啓発事業を行うことが難しかった。令和元年に実施した「久留米市男女平等に関する意識調査」では固定的な性別役割分担意識に反対する市民の割合が66.1%となり市民の男女平等の意識も進んできていることから、今後も感染状況をみながら啓発に取り組んでいく必要がある。

また、市民の男女平等の意識は進んでいるものの、市民の身近な生活の場においては「男性が優遇されている」と感じている市民が多く、市民一人ひとりが主体的に行動につなげる取組を一層充実させる必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

新計画では「固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発」となる。

男女平等意識を醸成するためには、固定的な性別役割分担意識を解消する必要がある。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、市民や地域活動団体、関係課などと連携を図り、啓発を進めていく。

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

○取組状況

教職員に対し男女平等研修を実施するとともに、各学校では授業やキャリア教育において、男女共同参画教育が行われた。保育関係者への研修や中学校における職場体験は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

○成果と課題

各学校において、男女共同参画教育や性に関する教育の視点に基づく授業や指導を行うことができた。

今後は研修の方法や実施に向けた対応を検討すること、また、研修内容を職員間で共有することが必要である。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

保育や教育関係者の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくし、保育や教育現場に固定的な性別役割分担意識が組み込まれないような研修を実施する。

また、各学校において推進計画をもとにした研修会等が実施されているかの確認や内容への指導助言、その他健康教育や性に関する教育についての指導の充実が図られるよう助言を行う。

施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○取組状況

「第2次久留米市DV対策基本計画・実施計画」に基づき、DVのない社会の実現を目指し全庁で取り組みを進めることができた。

男女平等推進センター広報紙（ジャーナル）や商工労働ニュース、セーフコミュニティ通信等に記事を掲載し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発を行った。また、パープルリボンキャンペーンにおいて、パープルツリーの設置を市立高校等に拡充するなど若年層への啓発に取り組んだ。

さらに、街頭防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の整備を進め、各校区においては青パトによる防犯パトロールや見守り活動が積極的に行われた。

その他、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の相談を受け、被害者の相談から自立支援まで、関係機関・団体と連携を図りながら、被害者への切れ目のない支援に努めた。

○成果と課題

市民や職務関係者等への啓発・研修の実施、DV防止カード等の設置拡大、相談・支援体制の充実など、全庁で取り組むことができた。パープルリボンキャンペーンは、女性に対する暴力根絶の意識啓発のための講座の開催や「DV・性暴力被害者の支援の養成講座」を実施するなど人材育成に取り組むことができた。

令和2年度久留米市における総合相談・婦人相談件数は5,254件で、その内2,053件はDVが主訴の相談であり、依然として多くのDV相談が寄せられている。今後も潜在化していると考えられるDVや性暴力の被害者に対し相談窓口の周知と関係機関との連携による支援体制の充実を図る必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

パープルリボンキャンペーンにおいてパープルツリーを活用した啓発を通じ、女性に対する暴力根絶の意識啓発と相談窓口の周知に努めていく。

また、複雑・多様化する相談に対応するために、相談体制の充実、関係機関・団体との連携を強化し、相談から自立支援まで被害者の立場に立った支援に取り組む

DVにおいては、児童虐待防止の対応と連携した取組を進めて行く。

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

○取組状況

市の審議会等への女性委員の積極的な登用や、市職員における女性役職者の登用を進めてきた。

また、地域や団体等に対して、女性の人材育成と女性が方針決定過程への参画を進めるための働きかけを行った。

○成果と課題

審議会等委員に占める女性委員の割合は、条例に基づくものと設置要綱等によるものを合わせて全体では45.0%（令和3年4月1日現在・暫定）となり、昨年とくらべ0.1ポイント増加した。

市職員の女性の役職者への登用も着実に進んでおり、女性役職者の比率は管理職15.1%、監督職31.0%（令和3年4月1日）と令和元年度と比べ増加し、行動計画の目標を達成することができた。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために、人材の発掘と育成及び環境整備を進めていく必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

女性委員の登用促進にあたっては、女性人材の育成や取組への理解促進、関係機関への働きかけ、ロールモデルの発掘や活躍事例の紹介などに努める。

また、あらゆる分野において女性が政策・方針決定への参画が促進されるための講座やセミナーを実施する。

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

○取組状況

雇用の分野における女性活躍推進に向けた企業向けのハラスメント防止セミナーや女性リーダー養成講座を開催した。地域女性活躍推進交付金を活用した女性活躍推進セミナーなど、男女共同参画の理解を深めるための講座を実施した。また、久留米市ジョブプラザと子育て中の人のしごと相談カフェ共通のセミナーを開催した。

○成果と課題

事業主及び労働者、また就職を希望する女性に対し、労働関係法令に関する情報提供等を行うことができた。また、セクハラやパワハラ等に対する国や県の労働相談窓口の周知を行うことができた。

今後も継続して各種セミナーを実施し、情報発信や啓発を行っていく必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

女性が経済的に自立し活躍できるようなセミナー等を開催する。また、国や県との連携を図り労働法などの基礎知識などの習得に向けた情報提供を行っていく。

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

○取組状況

農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成を図るため、女性認定農業者・家族経営協定申請を推進した。また女性リーダー育成研修会や若手農業者の活動支援、若手・先輩女性農業者の交流会を実施した。

また、起業応援セミナーを開催し、起業を目指す女性の支援を行った。その他、事業者に対して広報紙等による男女共同参画社会や女性活躍推進、各種ハラスメントの記事の掲載や商工団体の機関紙に啓発記事の掲載を行った。

○成果と課題

女性認定農業者の割合は、6.5%と昨年度(6.4%)より0.1ポイント増となった。今後も家族経営協定の推進とともに認定農業者への共同申請を促進していくことが必要である。

起業応援セミナーには延べ58人が参加し、起業のための基礎知識の習得や女性のネットワークづくりを支援することができた。今後は、女性の経済的自立のため起業を目指す女性のセミナーへの参加者の確保を進め、起業する女性を増やしていく必要がある。

○令和3年度の取組 (第4次久留米市男女共同参画行動計画)

女性リーダー養成研修会の実施により女性が主体的に農業に参画できるよう継続して取り組む。また、農業者が集う様々な機会を活用して男女共同参画の周知・啓発に継続して取り組んでいく。

商工労働ニュースや商工団体機関誌へ記事を掲載し、男女共同参画社会の意義の普及・啓発を行うことで意識改革を促し、起業応援セミナーを継続して実施し、起業に必要な知識の習得や融資制度の周知に努める。

施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

○取組状況

新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの講座が中止となった。その中でもプレパパママ教室、すこやかマタニティ教室、おおそうじ教室などを開催し男性への男女共同参画の必要性の理解促進と男性の生活的自立を促した。

○成果と課題

令和2年度は予定していた講座の多くが実施できなかったが、固定的な性別役割分担意識を解消し男女共同参画社会を実現するために、継続して男性が参加しやすい講座の開催を検討していく必要がある。

地域においては、毎年各校区コミュニティ組織における女性の登用率調査を行いながら、地域への啓発や男女共同参画の取組の推進を依頼している。今後も地域における男女共同参画の意識を醸成し女性リーダーの育成に取り組んでいく必要がある。

○令和3年度の取組 (第4次久留米市男女共同参画行動計画)

男性の男女共同参画の意識の醸成とともに、家庭における生活的自立のための様々な家事参画を実践できるための講座を実施する。

男女共同参画サポーターによる地域啓発講座を促進し、まちづくり参画講座により女性の人材発掘と女性リーダーの養成を行い、地域活動における男女共同参画を促進する。

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

○取組状況

農業者の家族経営協定書の作成の際にはワーク・ライフ・バランスを考慮したものになるよう助言を行った。

企業に対してワーク・ライフ・バランス助成を行い仕事と家庭の両立支援を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク実施のための相談を開始した。待機児童解消のための保育

士確保の支援や多様な保育サービスの実施、学童保育所の整備等多様な保育サービスの充実に努めた。
市においては、第4次特定事業主行動計画を策定し、時間外勤務縮減や男性の育児休業の取得の推進など、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行った。

○成果と課題

新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーの開催等が中止になり、なかなか事業所への啓発ができない状況であるが、働き方改革とあわせてワーク・ライフ・バランスの働きかけは続けていく必要がある。

保育の質と量は一定確保できているものの、保育士不足のため待機児童の解消に至っていない。

市においては、時間外勤務の縮減が進んでおり、男性の育児休業取得率も29.8%になるなど行動計画の目標が達成された。新型コロナウイルス感染症の影響による時間外勤務の増加も懸念されるため留意していく必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

企業に対し、テレワーク導入等の取組により働き方改革を推進しワーク・ライフ・バランスを充実させるよう働きかけていく。

多様な保育サービスの充実に向け、保育士確保の取組を進めていく。

市職員については、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組を進め、働き方改革など職場環境の整備に取り組み、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指していく。

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

○取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の多くが中止され、市民への啓発ができない状況であったが、その中においても健康相談や研修等を実施した。

○成果と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により自殺者数が増加しており、こころの相談カフェを79回実施し168人の相談を受けた。また、若年層の自殺予防対策のため「SOSの出し方教育」を16校で実施した。生活習慣病予防健康診査受診は、対象者へのはがきや関係課と連携した勧奨を行った結果受診率が増加した。

市民の健康の保持増進のためには、感染症対策を行いながら事業を実施していく必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

感染症対策を行いながら健康相談や健康教育などの各種事業に取り組む。

施策2 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

○取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響により社会構造上弱い立場の人がますます弱くなる状況に追い込まれている。中止を余儀なくされた事業も多くあるが、その中で可能な限り事業の実施や相談を行った。また、こども食堂に対しては事業内容を見直した上で補助の対象にするなどの対応を行った。

○成果と課題

こども子育てサポートセンターによる「子ども子育て支援総合相談」対応が職員の増員に伴い対応可能な枠が増えより手厚い支援が実施できた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立支援センターへの相談が増え、新規相談受付2,790件、支援プランの作成886件の対応を行った。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くと考えられることから、困難な状況にある人への支援を継続して行っていく必要がある。

○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

感染症対策を行いながら各事業の市民への周知と相談機関との連携強化を図り事業に取り組む。

計画推進体制の整備

○取組状況

庁内推進組織である男女平等政策会議において、施策の総合調整を行うとともに、部局相互の連携・調整を図りながら、計画の着実な推進を図ってきた。

男女平等問題研修では、男女共同参画の視点に立った行政運営を目指し、「コロナ禍での男女共同参画～コロナ禍でなぜ男女共同参画の視点が必要なのか～」をテーマとした全職員への研修や、階層別研修、外部講師を招いた課題研修を実施した。研修にあたっては、ZOOMや動画を活用するなど、職員の研修機会をなくさないよう工夫して実施した。

○成果と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修を取りやめ、ZOOMや動画等様々な方法で研修を実施した。職員の男女平等の意識が低下しないよう、効果的な研修方法を検討するとともに、取組の継続が必要である。

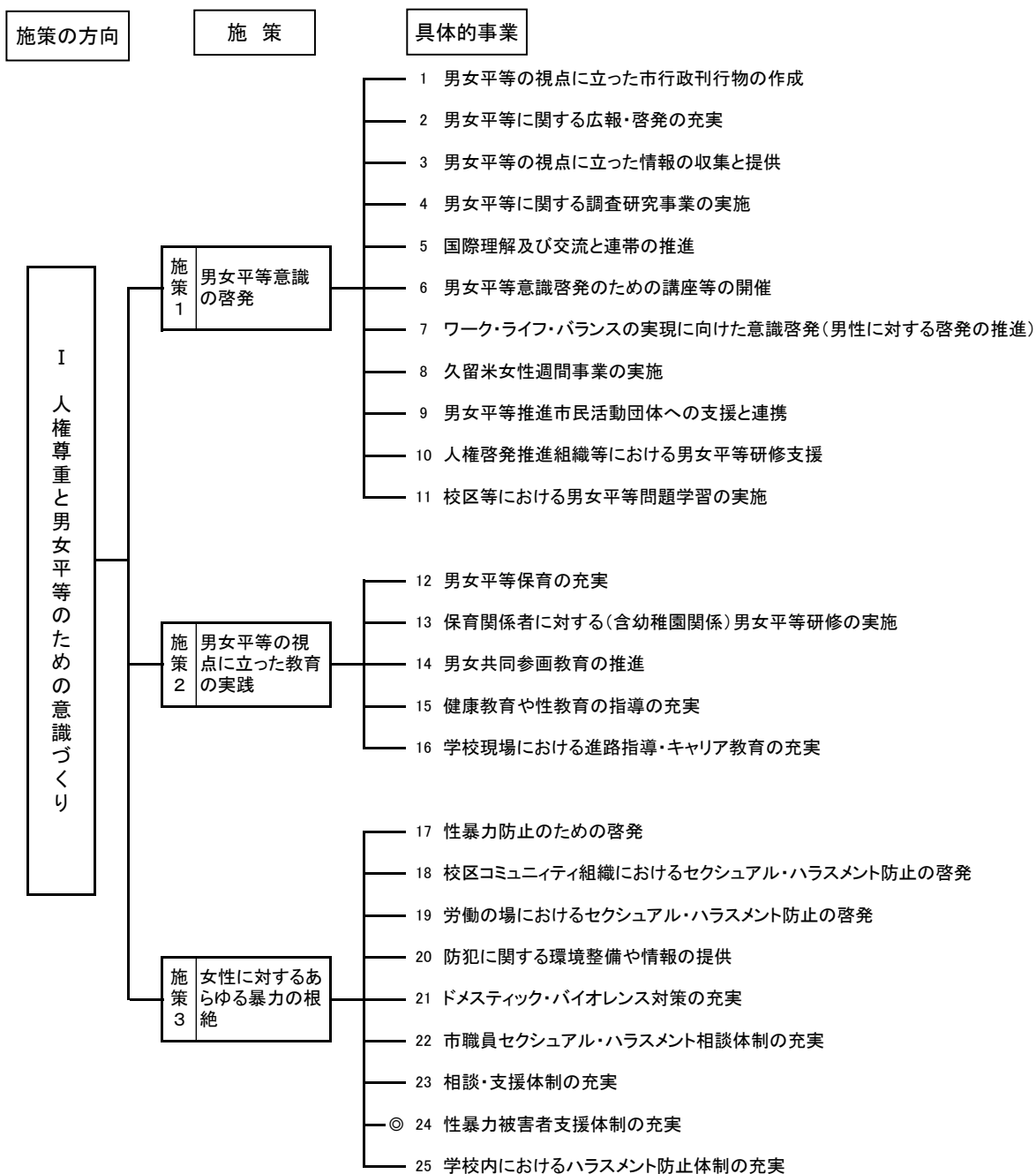
○令和3年度の取組（第4次久留米市男女共同参画行動計画）

男女平等政策会議や男女平等政策審議会等の運営を通して、行動計画を着実に実施する。

また、男女平等推進センターは、令和3年度に開館20周年を迎える。男女平等推進施策を実施するための拠点として、効果的な事業の展開に努める。

3 事業の取組状況

施策の方向Ⅰ 人権尊重と男女平等のための意識づくり



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業

決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「ー」とする

○事業を実施していない場合は、「ー」とする

○事業番号1「男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成」について、印刷費は除く

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●男女平等の視点に立った情報の収集と提供						
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 男女平等の視点を踏まえた編集。 【実績】 広報くるめ 【共に生きる】 第1回 6.15号 第4回 10.15号 【男女平等推進委員制度】2.15号	-	全庁 (総合政策部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 広報くるめが令和3年度から月1回になったが、今後も掲載していきたいと考えている。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 掲載する職員の性別やレイアウトに偏りがないようにする。 【実績】 男女平等の視点を踏まえて作成を行った。	-	全庁 (総務部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 簡潔にわかりやすくを気付け、行政刊行物を発行する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 ・男女平等推進センタージャーナル ・セーフコミュニティ通信 ・隣保館だより等	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 刊行物の作成なし。	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 部内で作成した資料は男女平等の視点を踏まえて作成を行った。	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 伝えるべき内容を簡潔にわかりやすくを気付け、行政刊行物を発行する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 実績なし(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市民編集員は募集せず、子育て支援情報の発信の仕方について見直しを行った。)	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、男女平等の視点を踏まえ、行政刊行物を発行する。 【実績】 ・環境交流プラザサポーター募集チラシ ・久留米市環境調査結果(令和2年度版)(保全)	-	全庁 (環境部) 畜場以外各課
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も男女平等の視点に立った市行政刊行物作成をする。		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】主な刊行物の名称) ・R元年度版久留米産農産物のレシビ集 ・地産地消推進店PRチラシ ・農業・農村の多面的機能PRチラシ	336	全庁 (農政部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続した男女平等の視点に立った印刷物の作成を行う。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 ・「商工労働ニュース」の発行年4回、各9,000部作成 【実績】 年4回の商工労働ニュースやその他刊行物について、男女平等の視点を踏まえて作成した。	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き取組内容に沿って行政刊行物を作成する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取組内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 刊行物については男女平等の視点を踏まえ、作成した。	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、取組内容に沿って、行政刊行物を発行する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえて作成や編集を行う。 【実績】 ・人権啓発事業等のイベントチラシ(随時) ・豪雨被災者支援情報チラシ	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 行政刊行物の手引を用いてチラシ等の作成を行う。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 ・R2年度から北野地域広報誌は廃刊となるため、今後はチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引きを用いて作成する。 【実績】 チラシを作成する際は行政刊行物の手引きを用いて作成した。	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き実施する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 取組内容に沿った作成・編集を心掛けた。	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 実施		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 西部地域情報紙として、行政刊行物を発行する。 【実績】 表現の手引きを基に男女平等の視点に立って作成した。	-	全庁 (三潁総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、実施する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取り組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 「久留米の水だより」の発行(年3回)	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き取組を継続していく。		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立って作成する。	【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 「広報くるめ」への記事の掲載及び「くるめっ子通信」の発行	-	全庁 (教育部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、男女平等の視点をもって作成する。		
			【取組内容】 ・刊行物の作成にあたっては男女平等の視点に立って、表現やイラストに注意して作成する。	【計画】 引き続き、取組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】男女平等の視点を踏まえた作成を行った。	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、取組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。		
			【取組内容】 ・「広報くるめ」をはじめとする刊行物の文章・イラスト・写真などについては、男女平等の視点を踏まえ作成・編集を行う。 ・刊行物やチラシ等を作成する際は、行政刊行物の手引を用いて作成する。	【計画】 引き続き、取組み内容に沿って、行政刊行物を発行する。 【実績】 農業委員会日より 広報くるめ	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】		
2	男女平等に関する広報・啓発の充実	広報くるめを始め、各種媒体を活用し、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発を進める。 あらゆる機会をとらえ、女性憲章や男女平等を進める条例の趣旨の周知・浸透を図る。	【取組内容】 男女平等を進める条例や女性憲章を周知するとともに男女共同参画に関する理解を深めるため、下記により広報・啓発を行う。 ・条例パンフレットの作成・配布 ・広報くるめや啓発資料等への掲載	【計画】 ・条例パンフレットの配布 ・男女共同参画社会づくり表彰の実施 【実績】 ・条例パンフレットの配布 ・男女共同参画社会づくり表彰は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ実施しなかった。	0	男女平等政策課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き啓発を実施する。		
			【取組内容】 センター事業の広報、啓発を目的に、情報発信機能の充実を図る。 ・広報くるめを始め、ホームページやメール等による情報発信 ・広報紙「男女平等推進センタージャーナル」を発行し、団体・機関、個人の情報提供希望者に配布	【計画】 ジャーナル発行 年3回 各2,000部 【実績】 センター事業の広報、啓発を目的に、以下のとおり周知・情報発信を行った。 ・「男女平等推進センター・ジャーナル」を発行(年3回 各2,000部)し、団体・機関、個人の情報提供希望者に配布。上記定例発行に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による、さまざまな啓発事業の中止、コロナの影響により鮮明になったジェンダーの問題等に対応するため、号外を発行(4月、5月、6月)。 ・センター発行のチラシや広報紙にセンターホームページのQRコードを添付し、ホームページへとつなげることで情報の充実を図った。 ・情報提供希望者や市職員に対して、メールやイントラネット「くるめーる」を活用した情報提供を行った。(情報提供者数郵送288人、メール219人)・男女平等に関する講座や催しの情報を市ホームページで紹介するとともに、適宜新聞、情報誌等へ情報提供し	165	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ジャーナル発行 年3回 各2,500部	【課題・今後の方向性】 ・読みやすくわかりやすい紙面やホームページづくり ・多様化する情報取得の方法やニーズに合わせた広報媒体の活用 ・様々な機会を捉えたタイムリーな情報発信		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
3	男女平等の視 点に立った情 報の収集と提 供	男女平等問題に関する資料等の 収集・提供を行うとともに、男女共 同参画週間、久留米女性週間記 念事業、女性に対する暴力をなく す運動期間等の男女平等に関す る啓発事業と連動させた企画展 示を定期的に実施し、資料利用 の活性化を図るとともに、男女共 同参画社会づくりへ向けた啓発を 行う。	【取組内容】 男女平等問題関連の図書や資 料・DVDを収集し、市内図書館 設と連携して情報提供を行う。 久留米女性週間記念事業等のイ ベントにおいて、啓発パネルを設 置し来場者に向けて男女平等意 識の啓発を行う。 男女平等に関する啓発事業と連 動した企画資料やパネル展示を 行う。	【計画】 男女平等に関する情報の提供 啓発パネルの常設設置 【実績】 センターの図書等を市内図書館 と連携し情報提供した。(3月末現 在蔵書数31,997冊。図書・雑誌・ ミニコミ誌・女性関連行政資料及 び・DVD等) ・当初、上映会の開催を考えてい たが、新型コロナウイルス感染症 の影響で、事業を中止した。	1,901	男女平等推進 センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女平等に関する情報提供や啓 発、講座案内等を行い専門図書 室としての利用を促進する。		
			【取組内容】 男女平等推進センターと連携し、 男女平等問題に関する企画、展 示を行う。	【計画】 令和元年度と同様に、男女平等 推進センターと連携し展示を行う 予定。 【実績】 ・男女共同参画に関する資料展 示 ・女性に対する暴力をなくす運動 資料展示 【課題・今後の方向性】 男女平等推進センターと連携し 資料展示を実施する。		
4	男女平等に関 する調査研究 事業の実施	長期的に取り組むべき課題につ いて、専門家によるワーキンググ ループを設置し、調査研究を行 う。	【取組内容】 第2次DV対策基本計画に基づき センター調査研究事業を行う。	【計画】 必要に応じ調査研究事業を行う。 【実績】 調査研究事業(ワーキンググルー プ)を3月に実施し、DV被害者対 応マニュアル見直しに向けた検 討、及び啓発物(DV・性暴力・男 性相談)の検討を行った。	21	男女平等推進 センター
			【活動指標・当初値】 委員3名、会議開催6回(27年 度) ・DV被害者支援マニュアルの見 直し ・聴覚障害者のためのDV資料の 検討 ・啓発ポスターの検討 ・医療関係者向けマニュアル概要 版の検討	【課題・今後の方向性】 必要に応じ、調査研究事業を行 う。		
5	国際理解及び 交流と連携の 推進	外国人からの相談や国際的な視 点での講座の実施、情報収集・提 供などを通して、市民の活動を支 援し、国際理解と交流を深める。	【取組内容】 ・外国人女性が言葉の壁なく相談 できるよう、当事者の要望に応じ て通訳事業を実施 ・国際的な視点での映画上映の 実施 ・国際理解を深めるために諸外国 の男女平等関連図書や情報の収 集、提供 ・市民との協働事業「くるめフォー ラム」において国際的支援を行う 民間団体を実行委員やバザー参 画の働きかけ	【計画】 外国人相談に対応するため、必 要に応じた通訳事業の実施 「多言語DV防止カード」の設置拡 大による相談窓口の周知 【実績】 通訳事業(5回) ・当初、上映会の開催を考えてい たが、新型コロナウイルス感染症 の影響で、事業を中止した。 ・諸外国に関する男女平等関連 図書や情報の収集、提供 ・外国人女性が相談に繋がるよう 「多言語DV防止カード」を設置	74	男女平等推進 センター
			【活動指標・当初値】 通訳4回(27年度)	【課題・今後の方向性】 ・外国人相談者への窓口周知、 安心して相談できる環境づくり ・国際的な視点からの情報提供、 事業実施		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●講座・講演会等による意識啓発						
6	男女平等意識 啓発のための 講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人 に対して、長年すり込まれてきた ジェンダーに基づく固定的性別 役割分担意識を解消するととも に、男女の経済的・社会的・生活 的自立を図るための講座・講演等 を深める。	【取組内容】 関係機関・団体と連携し、啓発講 座や研修を実施。 ①女性・男性問題に気づき、意識 を変え、新しい視点を獲得してい くための研修 ②個々の女性・男性が本来もって いる力を引き出し、直面するさま ざまな問題を自分で解決するた めの力をつける講座 【活動指標・当初値】 ・男女共同参画週間記念講演会 (51人) ・学生対象のデートDV防止啓発 講座(8校1,072人) ・地域啓発講座(5回91人) ・次世代男女共同参画推進事業 (74人) ・育児ママのじぶん計画セミナー (5回72人) ・女性のための政策参画講座(9 回260人) ・男性の生き方支援講座(2回28 人) (27年度)	【計画】 ・関係機関・団体との連携・協働 による多方面からの事業展開 ・若年層や地域を対象に市民との 協働による啓発講座の実施 ・女性の経済的・社会的・生活的 自立を図る講座の実施 【実績】 ・学生対象のデートDV防止啓発 講座(3校、523人) ・男女共同参画サポーターによる 地域啓発講座(9箇所、239人) ・次世代男女共同参画促進事業 (36人) ・男性の働き方を考えるセミナー (53人) ・政策参画講座(延32人) ・関係機関職員やDV被害支援者 等への研修会 ・男女共同参画週間記念事業、 LGBTセミナー、まちづくり参画講 座等については、当初開催を予 定していたが、新型コロナウイルス 感染症の影響で、事業を中止し た。 【課題・今後の方向性】 ・地域への男女平等推進の浸透 に向けた取り組みの充実男性や 若年層が参加しやすい企画、広 報に努める ・関係機関・団体との連携・協働 の強化	1,178	男女平等推進 センター
			【取組内容】 ・人権問題の一環として、男女平 等に関する講座を開催する。ま た、指定管理者(生涯学習セン ター)主催講座においても、男女 平等に関する講座を開催する。 【活動指標・当初値】 ・実施	【計画】 ・生涯学習センター主催事業の実 施 ・なるほど人権セミナー全8回のう ち1回を男女平等に関するテーマ を実施 【実績】 ・生涯学習センターの主催事業 「えーるピアカレッジ」で男女共同 参画に関する学習機会を提供し た。 ・新型コロナウイルス感染防止の ため、事業が縮小となり、なるほど 人権セミナーのテーマとして計画 通り扱うことができなかった。 【課題・今後の方向性】 ・なるほど人権セミナーにおいて、 1回実施予定。	-	生涯学習推進 課
			【取組内容】 男女平等への理解を深め、男女 の経済的・社会的・生活的自立を 図るための講座を実施する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 田主丸生涯学習センター講座の 中で、男女平等意識を深めるた めの講座を開催する。また、周囲 の呼びかけ、チラシ作成などを 行う。 【実績】 男の料理教室を実施する計画を していたが新型コロナウイルス感 染症の影響で事業を中止した。 【課題・今後の方向性】 男女平等意識を深めるための講 座を開催する。また、周囲の呼 びかけ、チラシ作成などを行う。	-	田主丸総合支 所文化スポー ズ課

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。	【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として「男性向け家事支援講座」を実施する 【実績】 生涯学習センター主催講座として「男の料理教室」、「絵本が教えてくれること」を実施計画していたところ、新型コロナウイルスの緊急事態宣言により中止となったため、次年度に実施することで計画中。	-	北野総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座を実施する。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画」に主眼をおく講座5講座実施する。 城島生涯学習センター城島ふれあいセンターで在宅カレッジ講座として「男女共同参画」に主眼をおく講座1講座実施する。	73	城島総合支所 文化スポーツ課
				【実績】 城島ふれあいセンター主催事業男女共同参画講座として、年末にそなえるおおそうじ教室を実施し13名参加。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4講座中止 城島生涯学習センター城島ふれあいセンターにて「在宅カレッジ講座」を企画。「パープルリボンキャンペーン期間」にあたる11月に、職場で積極的に取り組まれている、い草会社の代表を紹介。また、その中で会社で実践している女性がストレスなく笑顔で働ける職場づくりについてお話を聞くと共に、い草の機能や効果などを学び、受講者の生活スタイルに合わせて小物づくりを実施、講座で58名参加。		
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後もよりいっそう男女平等への理解を深めるため、関係課との連携を図り参加しやすい講座を企画実施する。		
			【取組内容】 男女平等への理解を深めるための講座・講演等を実施する。	【計画】 ・三浦生涯学習センター主催講座として、性別役割分担意識解消と男女の生活的自立につながる講座・教室を実施する。 【実績】 女子中学生を対象としたプログラミング講座を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。	-	三浦総合支所 文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男女共同参画について今後も引き続き分かりやすい内容で講座を行い、啓発に努める。		
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発(男性に対する啓発の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性を対象にした啓発講座の実施 【実績】 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等により、固定的性別役割分担意識による課題が顕在化してきている。このような状況下、ワークライフバランスと家事分担について考え、固定的性別役割分担意識とジェンダーの存在を認識することにより、男女共同参画の意識の醸成を行う講座を実施(53人)	91	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ・男性の生き方支援講座(2回28人)(27年度)	【課題・今後の方向性】 男性が参加しやすい内容、開催日の工夫		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
7	ワーク・ライフ・ バランスの実 現に向けた意 識啓発(男性 に対する啓発 の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが重要である。昨今のコロナ禍によりその重要性はより高まっている。そこで、各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を変革することへの理解を引き続き深めていただく。 【実績】 各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を変革することへの理解を深めるための研修会やセミナー等を実施する予定だったが、1経済団体のみの実施にとどまり、その他の団体については、コロナ禍の中、会議中止等に伴い企画が進まず、開催に至らなかった。 【課題・今後の方向性】 コロナ禍を受け、「働き方改革」についても必要性が高まっており、引き続き理解促進のための研修等への支援を行う。	0	労政課
●市民との協働による啓発の推進						
8	久留米女性週 間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くろめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に、固定的性別役割分担意識の解消を図るため下記のとおり啓発を行う。 (女性憲章や男女平等を進める条例の啓発等) ・本庁、えーるピア久留米:くろめフォーラムの会場(懸垂幕掲揚) ・本庁、総合支所(のぼり旗掲揚) ・総合支所、市民センター(公用車ボディパネル掲示) ・本庁、総合支所、市民センター 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 昨年と同様に以下の事業を行う。 ・女性週間に本庁や久留米フォーラムの会場である「えーるピア久留米」で女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示し、啓発を行う ・懸垂幕・のぼり旗掲揚 ・公用車ボディパネル掲示 【実績】 ・男女共同参画週間や女性週間に本庁で、女性憲章や男女平等を進める条例のポスター等を掲示した。 ・懸垂幕・のぼり旗を掲揚した。 ・公用車にボディパネルを掲示した。 【課題・今後の方向性】 啓発の強化を行う。	11	男女平等政策課
			【取組内容】 久留米女性週間(10月1～7日)に市民との協働にて記念事業「くろめフォーラム」を開催。男女平等意識の啓発とともに団体・グループや個人の情報交換と交流を図る。 《実施事業》 記念、映画、市民企画、展示パザー 【活動指標・当初値】 延参加者 5,287人 (27年度)	【計画】 市民参画型事業として男性や若年者など幅広い層の参加を促進 【実績】 ・当初、記念事業「くろめフォーラム」の開催を考えていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。 【課題・今後の方向性】 市民参画型事業として男性や若年者など幅広い層の参加を促進	-	男女平等推進センター
			【取組内容】 久留米女性週間の際に、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等により周知啓発を行っていく。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 久留米女性週間に併せての横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等 【実績】 久留米女性週間に併せて、懸垂幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル貼付等を実施した。 【課題・今後の方向性】 引き続き、女性週間に併せて懸垂幕等の掲示をし、啓発を行う。	-	田主丸総合支所地域振興課

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
8	久留米女性週 間事業の実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くろめフォーラム」等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。	【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせた横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置を行う。 【実績】 計画どおり実施した。	-	北野総合支所 地域振興課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 毎年実施する。		
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせて、支所前に横断幕を掲示し、支所のロビー及び文化センターのコーナーにチラシ・ポスターを掲示した。公用車のボディパネル掲示で広い範囲への啓発を行うとともに、城島女性ネットワークの地域事業の支援も実施する。	【計画】 久留米女性週間にあわせて懸垂幕、のぼり旗、公用車用ボディパネルの掲示を行なう。城島女性ネットワークの事業支援を行う。 【実績】 久留米女性週間にあわせて懸垂幕、のぼり旗、公用車用ボディパネルの掲示を行った。	-	城島総合支所 地域振興課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 城島女性ネットワークの事業支援や懸垂幕・ポスター・チラシ・公用車のボディパネル掲示などにより、広く周知・啓発を図る。		
			【取組内容】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示、生涯学習センターへのパネル設置などにより、広く周知・啓発を図る。	【計画】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行う。 【実績】 久留米女性週間に合わせ、横断幕やポスター掲示、チラシの設置、公用車へのボディパネル掲示等を行った。	-	三潁総合支所 地域振興課
			【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 引き続き、周知・啓発活動を実施する。		
9	男女平等推進 市民活動団体 への支援と連携	男女共同参画社会の実現を目的とする市民の自主的活動を支援するとともに、連携を図る。	【取組内容】 女性問題啓発事業を実施する久留米男女共同推進ネットワークへ啓発事業費の補助を行い、市民の自主活動を支援する。	【計画】 補助金の効果的な活用により、市民に男女平等の意識醸成が図れるよう支援し、更に連携を深める。 【実績】 新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して実施した。 回数：3回 参加者数：延べ131人	190	男女平等政策 課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ実施できるように、関係団体と協議を行う。		
			【取組内容】 ・男女平等を推進する民間団体からの相談等に対し、職員が助言やサポート等の支援する。 ・民間団体が自主的に企画・実施する講座等を公募し、活動のための場所や助成金等を支援する。	【計画】 男女平等推進団体を育成するために市民グループの主体的活動を支援する。 【実績】 ・当初、男女平等社会の実現を目指して活動する市民グループが企画・実施する講座等を公募し、経費補助や広報の支援等を行う事業を考えていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。	-	男女平等推進 センター
			【活動指標・当初値】 3企画（27年度）	【課題・今後の方向性】 男女平等推進団体を育成するために市民グループの主体的活動を支援する。		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策1) 男女平等意識の啓発

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
10	人権啓発推進組織等における男女平等研修支援	あらゆる機会を利用して男女平等意識の啓発のための資料の提供、研修を実施する際の啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進していく。	【取組内容】 人権フェスタ等のイベントにおいて、啓発パネルを設置し、来場者に対し、男女平等意識の啓発を行う。	【計画】 人権フェスタ等において男女平等に関する人権啓発パネルを設置するよう、主催者に働きかける。	-	人権・同和対策課
				【実績】 人権フェスタ等でのパネル設置0件 ※新型コロナウイルス対策として人権フェスタ等の開催が困難になったため)		
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 人権フェスタ等において、男女平等に関する啓発パネルの展示を働きかける。		
			【取組内容】 啓発・研修講師団講師あつせん事業制度の案内、利用を促進	【計画】 啓発・研修講師団講師のあつせんを行う	40	人権啓発センター
				【実績】 2件		
			【活動指標・当初値】 講師あつせん件数39件(平成27年度)	【課題・今後の方向性】 講師団講師の更なる活用を図る講師の高齢化、登録講師数の拡大		
11	校区等における男女平等問題学習の実施	校区コミュニティ組織における委嘱学級や研修会、校区人権講座等における男女平等学習への取り組みを促すとともに、その学びが効果的なものとなるよう支援を行う。	【取組内容】 校区人権講座等における男女平等学習の実施について主催者に働きかける。	【計画】 校区人権啓発推進協議会等に対し、男女平等学習の計画的な実施を働きかける。	-	人権・同和対策課
				【実績】 学習会等実施数6件		
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら、学習会等の実施を推進する。	-	男女平等推進センター
			【取組内容】 ・地域の実情やニーズに合わせ、センター職員による啓発講座を実施する。 ・地域からの講座実施に関する相談に対応し、講師紹介については男女平等の視点を持った人材情報を提供する。	【計画】 ・校区コミュニティ組織における男女平等学習への働きかけや講座の実施 ・市民との協働による啓発講座の実施		
				【実績】 地域活動への女性の参画を促進するための女性の人材育成講座として「女性のまちづくり参画講座」、校区コミュニティ組織に働きかけ、男女共同参画サポーターや職員による地域啓発講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。		
			【活動指標・当初値】 5地域 (27年度)	【課題・今後の方向性】 地域における男女共同参画意識の浸透校区コミュニティ組織への働きかけや効果的な広報による講座参加者の確保	5,684	生涯学習推進課
			【取組内容】 ・校区コミュニティ組織による委嘱学級で、男女平等問題学習を実施する。	【計画】 委嘱学級において、人権学習および男女平等問題を必修単元に指定し、学習内容の提供などの支援をおこなう。		
				【実績】 新型コロナウイルス感染防止のため、学級が著しく活動できなかったため、実施した学級が減少した。		
			【活動指標・当初値】 ・学習参加者数(H27) 1,241人	【課題・今後の方向性】 引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策をしながらの学級開催となるため、実施の減少は予想されるものの、年間を通じて実施できるよう支援をおこなう。		

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策2) 男女平等の視点に立った教育の実践

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践						
12	男女平等保育の充実	男女平等保育・教育の視点を基盤にしなが、乳幼児保育・教育に関する研究や広報・啓発、情報提供、相談対応等を行う。	【取組内容】 乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発・相談対応等を行う 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ①監査等で男女平等に関する情報提供を行う。 ②男女平等の視点を基盤にした幼保小合同研修会で使用する発表スライドの作成及びにじのかけ橋、幼研だよりの発行 【実績】 ①男女平等の視点で監査を行ったが、特に指摘する事項はなかった。 ②にじのかけ橋、幼研便りの発行 【課題・今後の方向性】 ①今後も監査等で男女平等に関する情報提供を行ったり、気になる点を指摘する等、意識の向上を促す。	186	子ども保育課 幼児教育研究所
13	保育関係者に対する(含幼稚園関係)男女平等研修の実施	久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施する。 また、研修会の報告等をおとして全職員が男女平等に対する共通認識が持てるよう園内研修等を実施するよう働きかける。	【取組内容】 久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 課主催の合同研修会の実施 保育所連盟、幼稚園協会での男女平等研修の実施 (新型コロナウイルス感染症のため、研修の実施の時期は不明) 【実績】 課主催の合同研修や保育所連盟・幼稚園協会での研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施せず。 【課題・今後の方向性】 研修の方法等、実施に向けた対応を検討する	—	子ども保育課
14	男女共同参画教育の推進	各学校で作成した男女共同参画推進計画をもとに教育活動全般における男女共同参画教育の推進を図るために、校長会や学校訪問等での指導・助言を行う。併せて各校の教務主任等を対象とした研修会を実施し、学校における男女共同参画教育を進めていくための指導・助言を行う。	【取組内容】 各学校において、推進計画に基づく実践について、学校訪問等で指導・助言を行う。市教育センターにおいて、12月に10年経験者研修で、外部講師を招聘し、職員への周知を図る。 【活動指標・当初値】 研修会の実施	【計画】 各学校において、推進計画をもとにした研修会等が実施されているかの確認及び内容への指導助言をする。 【実績】 10月13日中堅教諭等資質向上研修内で実施 【課題・今後の方向性】 研修内容の充実	0	教育センター
15	健康教育や性教育の指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。	【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。 【活動指標・当初値】 授業の実施	【計画】 各学校において健康教育や性に関する教育についての指導の充実が図られるよう助言を行う。 【実績】 各学校において、男女共同参画教育や性に関する教育の視点に基づき授業や指導が行われた。 【課題・今後の方向性】 指導内容の充実	0	学校教育課
16	学校現場における進路指・キャリア教育の充実	自己の適性を見いだし、望ましい職業観を育成するための進路指導の一貫として職場体験学習と校内における年次毎のキャリア教育の充実を図る。	【取組内容】 キャリア教育の全体計画、年間計画について、学校訪問等での指導・助言を行う。 【活動指標・当初値】 中学校職場体験の実施	【計画】 職場体験学習を生かした道徳科や特別活動の授業の実施について把握し、キャリア教育の充実について助言する。 【実績】 各学校において、キャリア教育の全体計画に基づき、道徳の授業等でキャリア教育が行われた。職場体験はコロナウイルス感染症拡大に伴い、中止した。 【課題・今後の方向性】 キャリア教育の内容の充実	0	学校教育課

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●性暴力や性の商品化等の防止						
17	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行爲、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることの認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会づくりに向けて啓発を行う。また、性的サービス及び性的な行為を文章や写真で表す等の“性の商品化”について、あらゆる人々に対してその防止に向けた啓発を進める。	【取組内容】 性暴力・性犯罪を許さない社会を築くため、講座や展示等により情報発信・啓発を行う。 ・性暴力防止啓発講座 ・性暴力被害者支援講座 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間での講演、展示 ・新聞等からの性暴力に関する情報を切抜き、センターに掲示 ・広報誌「男女平等推進センタージャーナル」での性暴力に関する記事の掲載 【活動指標・当初値】 ・女性に対する暴力をなくすキャンペーン講演会「漂流少女に関わって」(35人) ・理論と実践ワーク「女性のための護身術2016」(14人) ・性暴力防止啓発講座「性暴力差倍バーからのメッセージ」立ち上がる選択」(42人) ・ジャーナル12月号で性暴力被害者支援体制の紹介(28年度実施)	【計画】 性暴力防止のための啓発事業の実施 【実績】 バーブルキャンペーン(11/12～25) ・講演会「弁護士から見たDVの実態～女性に対する暴力をなくすために～」(11月14日, 30人) 女性協同法律事務所所長 原田直子 ・子どもに伝える体と性のはなし(26人) ・女性のための護身術(19人) ・ジャーナルで「バーブルキャンペーン」期間中の事業を紹介 【課題・今後の方向性】 DV、性暴力、ストーカ行爲、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力について、正しい理解と暴力を容認しない意識の浸透	971	男女平等推進センター
18	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	「まちづくり活動の手引き」を活用して、地域コミュニティにおける男女がともに担うまちづくりの重要性の理解を図る。 あわせて、所管課と協力しながら各校区の役員を対象とした男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座の企画などを校区コミュニティ組織の事務局に働きかける。	【取組内容】 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修会を行う。 ・校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。 【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)	【計画】 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の新任の会長や事務職員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修会を行う。 【実績】 まち連や校区等での意見交換および研修の実施 10回(291名) 【課題・今後の方向性】 校区の役員は毎年変わるため、引き続きあらゆる機会を活用して啓発に努める。	-	地域コミュニティ課
19	労働の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	企業や労働者を対象にしたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止セミナーの開催やパンフレットの配布、商工労働ニュースへの記事の掲載等を行う。	【取組内容】 ・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを開催、また、商工労働ニュースにセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の記事を掲載する 【活動指標・当初値】 H26雇用実態調査 セクハラ防止対策実施事業者の割合 51.4%(3年ごとに調査)	【計画】 ・企業向けセミナーを県と共催で開催 ・商工労働ニュース4回発行 【実績】 ・企業向けのハラスメント防止セミナーを県と共催で1回開催した。 開催日: 8/21、参加者: 24人 ・商工労働ニュースに、ハラスメント防止の記事を4回掲載した。 【課題・今後の方向性】 ・今後も、取り組みを継続し、セクハラ・パワハラ等防止の啓発を行う。	1,389	労政課
20	防犯に関する環境整備や情報の提供	セーフコミュニティの重点取り組みである街頭防犯カメラの設置や防犯灯の設置補助といった防犯に関する環境整備を行う。また、性犯罪等の発生状況や防犯に関する情報を市広報紙やセーフコミュニティ通信を通じて提供する。	【取組内容】 ・大規模集客施設や駅などの犯罪多発地域に街頭防犯カメラを設置することで、安心感の向上や犯罪の抑止力を高める。 ・自身でできる性犯罪防止の取り組みについてセーフコミュニティ通信に掲載し、犯罪の未然防止に努める。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・街頭防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の整備を進める。 ・地域と連携し防犯活動の活性化を図るとともに、キャンペーンや出前講座を活用し、犯罪発生状況や未然予防などの情報提供に努める。 【実績】 街頭防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の整備を進めたほか、各校区で青パトによる防犯パトロールや見守り活動が積極的に行われるなど、地域の体感治安向上に繋がった。また、警察と協働で、性犯罪防止キャンペーン(1回)を実施し、犯罪の未然予防などの情報提供を行った。 【課題・今後の方向性】 犯罪の手口が悪質化・巧妙化していることから、タイムリーな情報発信・啓発の実施	-	安全安心推進課

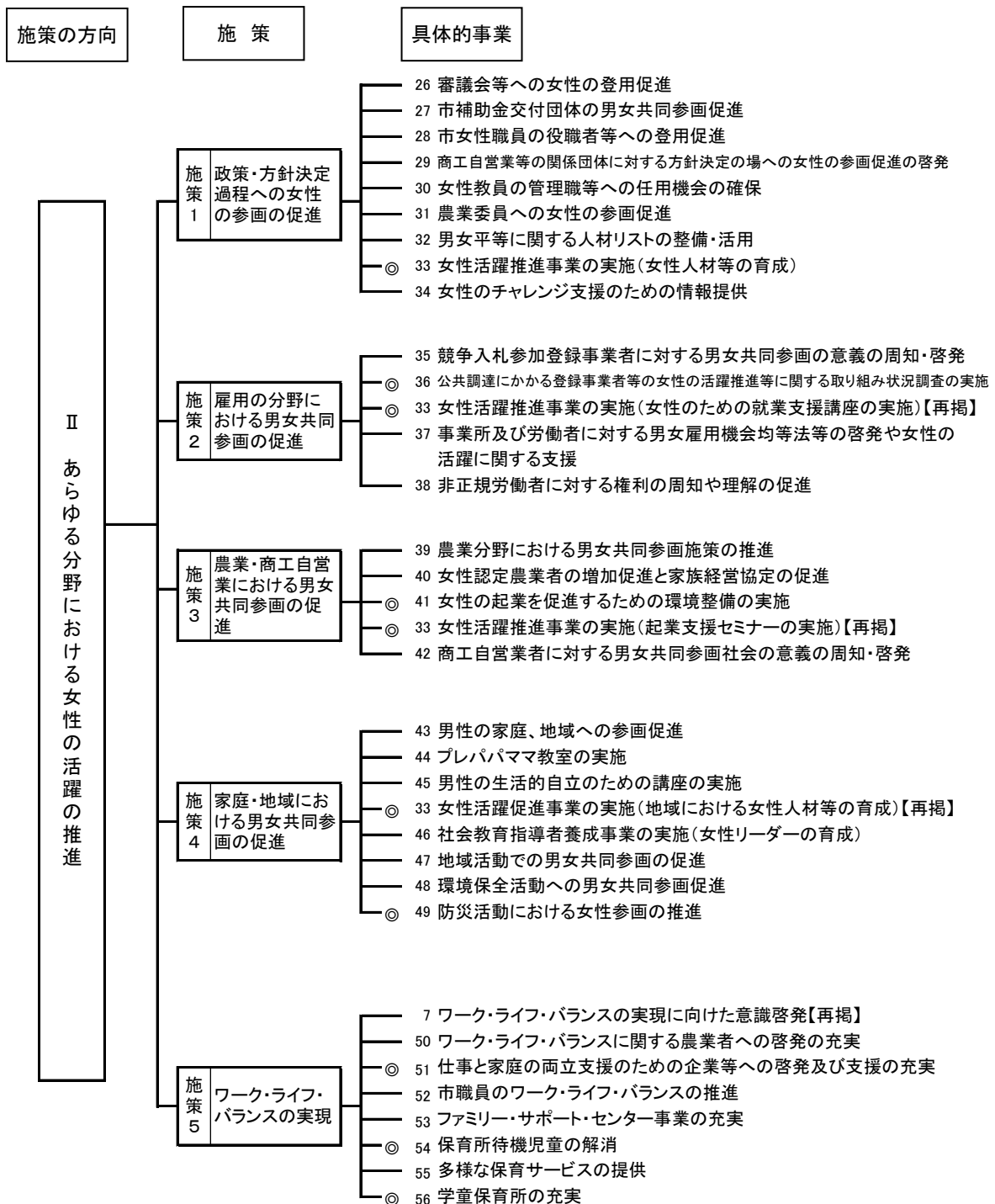
施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●相談・支援体制の充実						
21	ドメスティック・ バイオレンス 対策の充実	DV対策基本計画(別冊)に基づき、啓発を含め、被害者への切れ目のない支援に全庁で取り組む。	【取組内容】	【計画】		全庁 (別冊管理)
				【実績】		
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
22	市職員セク シュアル・ハ ラスメント相談体 制の充実	セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	【取組内容】 セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた取組みと、相談体制の整備を図る。 ・各部署や各施設に相談員を配置 ・相談員に研修等を実施し、スキルアップを図る ・職員任用時に防止体制や相談体制の周知を徹底 ・全庁メールや部間会議等により防止・相談体制の周知を図る	【計画】 ・相談員の任命 ・新任相談員への研修実施 ・相談員の配置に関する周知について、各フロア等に相談員名簿を掲示、非常勤職員等の任用時に説明 ・多様な相談に対応できる相談体制の充実 【実績】 ・63名(うち新任者9名)の相談員を任命するとともに新任者への研修を実施した。また、各研修を通じて相談体制の周知やセクシュアルハラスメントの未然防止に努めた。 【課題・今後の方向性】 引き続き、セクシュアルハラスメントの未然防止と相談体制の充実に向けた取り組みを進める。	—	人事厚生課
23	相談・支援体 制の充実	様々な問題を抱える女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う。 ・男女平等推進センター相談の充実 ・市民相談における女性相談の充実 ・婦人相談事業の充実	【取組内容】 ・女性が抱える問題解決のため、下記の相談事業(電話・面接)を実施 総合相談、性暴力相談、法律相談(女性弁護士による面接のみ) ・庁内外との関係機関・団体との個別のケース会議やネットワーク会議を実施し連携強化を図る。 ・スーパービジョンの実施、他機関での研修会への参加により、相談員の資質やスキルの向上を図る 【活動指標・当初値】 27年度相談件数 総合相談4,460件 (うちDV相談1,303件) 法律相談 107件	【計画】 女性が抱える問題解決のため総合相談、性暴力相談、法律相談の実施 【実績】 総合相談件数が3,863件、法律相談を合わせると3,929件と、近年、高い数値で推移。 DV相談は、緊急を要するケースや内容が複雑・深刻化しているケースが多く、裁判所等他機関への同行支援や関係機関・団体との個別のケース会議を実施。被害者に寄り添いながら支援を行った。相談員の資質や技術向上を図るために、スーパービジョンや外部機関への実践的研修の実施、外部研修等を行った。 【課題・今後の方向性】 ・複雑・深刻・多様化する相談に対して、関係部局や機関との連携強化・相談窓口の周知	—	男女平等推進 センター
			【取組内容】 研修等に積極的に参加することにより男女平等問題に関する知識の習得に努め、女性相談者からの相談に適切な対応ができるよう、相談能力の向上を図る。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 研修会等への参加と課内共有 【実績】 ネットワーク会議及び男女平等推進センター等が主催する研修会に参加し、情報収集や職員の資質向上に努めた。 【課題・今後の方向性】 課内での情報共有や課内研修の実施	—	広聴・相談課
			【取組内容】 DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・関係部局および関係機関との更なる連携強化を図る。 【実績】 ・婦人相談1,391件 (うちDV707件) 【課題・今後の方向性】 ・関係機関との連携強化	114	家庭子ども相談課

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり
(施策3)女性に対するあらゆる暴力の根絶

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
◎ 24	性暴力被害者 支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携して、支援体制の充実を図る。	【取組内容】 ・性暴力被害者支援体制の構成団体からなる連携会議の開催 ・相談ネットワーク会議において性暴力に関する情報提供 ・ワンストップ共通シートを活用し、被害直後からの支援強化 ・性暴力被害者支援カードを産婦人科・警察等効果的な場所に設置し、相談体制の整備を図る 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・性暴力被害者支援連携会議の開催 ・必要に応じた同行支援 ・関係機関・団体への研修等実施 ・相談員の技術向上のための研修参加 【実績】 性暴力相談は125件18人、うち急性期相談件数 13件7人。 ・必要に応じた警察や医療機関等への同行支援実施 ・性暴力被害者支援連携会議の開催(3/15) 【課題・今後の方向性】 ・複雑・多様化する相談への対応 ・相談体制の充実 ・相談窓口の周知	—	男女平等推進センター
25	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	各学校のハラスメント防止体制に対する指導・助言を行うとともに各学校及び市教育委員会に配置しているハラスメント相談員への効果的な研修を行いハラスメント防止のための取り組みの充実を図る。	【取組内容】 学校内におけるハラスメント防止体制の充実を図るため、各学校への指導助言及びハラスメント相談員研修を実施。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・定例校長会、学校訪問時における指導助言 ・ハラスメント相談員研修の実施 【実績】 ・定例校長会、学校訪問時における周知、指導助言 ・ハラスメント相談員研修の実施 【課題・今後の方向性】 異動によって相談員に交代が生じるため、質の確保を図る必要があり、組織的・日常的な防止体制、早期対応の強化を図る。	—	教職員課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.51、54、56は一部新規)

決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「－」とする

○事業を実施していない場合は、「－」とする

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度		2年度 決算額 (千円)	担当課				
●あらゆる分野における女性の登用の促進											
26	審議会等への 女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	-	全庁 (総合政策部)				
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	2	2						
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	16	7						
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	6	6	-	全庁 (協働推進部)				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。					14	12		
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上					21	18	-	全庁 (健康福祉部)
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	4	3	-	全庁 (子ども未来部)				
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上								
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。					3	3	-	全庁 (農政部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	4	4	-	全庁 (商工観光労働部)				
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。								
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上								

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度		2年度 決算額 (千円)	担当課
26	審議会等への 女性の登用促進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるように、改選時に推薦団体への委員の選出や登用の働きかけなどの取り組みを行う。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	3	3		
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	1	1		
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	2	2		
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (三瀨総合支所)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	1	1		
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (上下水道部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	1	1		
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (教育部)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	6	6		
27	市補助金交付 団体の男女共同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	該当なし			
			【取組内容】 審議会等委員の委員の男女の割合を、いずれも40%以上となる、団体等への委員就任依頼時に主旨説明をするなど働きかけを行う。	審議会等の数	目標を達成した審議会等数	－	全庁 (農業委員会事務局)
			【活動指標】 委員の男女の割合が、いずれの性も40%以上	該当なし			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。		－	全庁 (総合政策部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 所管する両公社の役員は、公社事業に係る特定部局の長を登用しており、女性の登用が難しい。そのため、女性の登用については、状況を踏まえながら、公社への提案や協議に努めていく。			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
27	市補助金交付 団体の男女共 同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 改選にあたっては推薦団体に働きかけた 【課題・今後の方向性】 継続的な働きかけを行う	-	全庁 (総務部)
			【活動指標】 実施			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 評価会議や申請の受付の際に、役員に女性が少なかったり、男性が少ないときには、呼びかけをしている。また、チラシ等作成の際にも、気をつけるよう呼びかけを行い、啓発を行っている。	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 呼びかけを行っているが、まだ、女性が少ない団体も多く見られる。今後も偏ることのないよう、啓発を行っていく。		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた。会議や打ち合わせの場で、女性職員の登用促進について啓発を行なった。 【課題・今後の方向性】 女性役員や管理職が少ない団体に対して、引き続き働きかけを行っていく。	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標】 実施			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 概ね達成できた。 【課題・今後の方向性】 40%未達成団体が存在するため、働きかけや事業の啓発を行う。	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標】 実施			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 機会をとらえて各団体への働きかけを行った。 【課題・今後の方向性】 団体の構成委員に男女の偏りがある場合は役員の男女構成において男女の偏りを減らすための工夫が必要	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標】 実施			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。 【課題・今後の方向性】 久留米市地区環境衛生連合会役員に占める女性の割合が約2割にとどまっている。今後も継続的に女性専用の働きかけを行う必要がある。	-	全庁 (環境部)
			【活動指標】 実施			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 男女共同参画に関する啓発を継続できた。 【課題・今後の方向性】 今後も理解を深めてもらえるよう継続的に取り組みを進める。	-	全庁 (農政部)
			【活動指標】 実施			

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 (施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
27	市補助金交付 団体の男女共 同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状況等の調査や女性参加促進の働きかけを行い、男女共同参画の啓発を図る。特に市の出資法人における女性役員や管理職の登用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 概ね達成できた。	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、文書等により補助金交付団体へ、男女共同参画の必要性を説明し、男女の割合が50%に近づくよう努める		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた。所管財団である、(公財)久留米市都市公園管理センターの理事、評議員の改選時などにおいて、女性の登用促進に向け協議を行った。	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 40%未達成		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・あまり達成できなかった。	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 各種補助団体に対し、男女平等参画への理解を深めてもらうために、引き続き啓発を行う。		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・あまり達成できなかった	-	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 団体によっては役員選出方法が決まっている場合もあり難しいが、理解を深めるため、趣旨・説明を継続的に行っていく必要がある。		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 実施		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。ふるさとみづま祭実行委員16名のうち女性1名。	-	全庁 (三瀬総合支所)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 男女平等参画への理解を深めるため、趣旨・説明を継続的に行っていく必要がある。		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画の必要性を説明し、審議会等と同様に男女の割合が40%以上となるように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行っている男女共同参画に関する事業等の啓発を行う。	【実績】 ・概ね達成できた(8月に男女共同参画の推進に関する研修会を実施)	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き働きかけを行っていく。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
27	市補助金交付 団体の男女共 同参画促進	団体の女性の役職者等の参画状 況等の調査や女性参加促進の働 きかけを行い、男女共同参画の 啓発を図る。特に市の出資法人 における女性役員や管理職の登 用を働きかける。	【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画 の必要性を説明し、審議会等と同 様に男女の割合が40%以上とな るように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行ってい る男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 あまり達成できなかった。 【課題・今後の方向性】 今後も男女平等参画への理解を深 めてもらうために、継続的に働きか けていく必要がある。	-	全庁 (教育部)
			【活動指標】 実施			
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画 の必要性を説明し、審議会等と同 様に男女の割合が40%以上とな るように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行ってい る男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 該当なし	-	全庁 (選挙管理委員 会事務局)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】 該当なし		
			【取組内容】 ・役員等について、男女共同参画 の必要性を説明し、審議会等と同 様に男女の割合が40%以上とな るように働きかける。 ・交付団体に対し、市が行ってい る男女共同参画に関する事業等 の啓発を行う。	【実績】 該当なし	-	全庁 (農業委員会事 務局)
			【活動指標】 実施	【課題・今後の方向性】		
28	市女性職員の 役職者等への 登用促進	女性職員の登用については、女 性活躍推進法により策定が義務 付けられている特定事業主行動 計画と連動し、登用率などの具 体的な数値目標と取り組み内容 を設定する。	【取組内容】 女性職員の職業生活における活 躍を推進するため、女性活躍推 進法や次世代法に基づく特定事 業主行動計画に定めた取組みを 行う ・柔軟な人事異動等による女性職 員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル 人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研 修等の実施 ・管理職員に対する、女性職員活 用に向けたマネジメント研修の実 施 ・市内プロジェクト等における女性 職員の積極的な参加促進 ・ロールモデルとなる女性職員と の交流や意見交換の機会付与	【計画】 ・柔軟な人事異動等による女性職 員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル 人材の受入れ ・キャリア研修等の実施 等について重点的に取り組む 【実績】 ・人事異動や人事交流等におい て、女性職員の積極的な登用を図 り、管理職の15.1%、監督職の 30.1%を女性とし、数値目標を達 成した。 ・行財政改革推進課と連携し、女 性職員を対象にキャリア研修を実 施した。	-	人事厚生課
			【活動指標・当初値】 平成32年度までに ・管理職に占める女性職員の割 合を15%以上 ・監督職に占める女性職員の割 合を30%以上	【課題・今後の方向性】 ・引き続き、女性活躍推進法の趣 旨に基づき、次期の特定事業主行 動計画を策定し、取組みを進める。		
29	商工自営業等 の関係団体 に対する方針決 定の際への女 性の参画促進 の啓発	政策・方針決定過程への女性の 参画拡大に向けて、関係商工団 体(久留米商工会議所、市内の3 商工会)に対して文書等での働き かけや各団体の事務局との意見 交換を行い、商工自営業者への 啓発を促す。	【取組内容】 文書や事務局長会議等を通じ、 方針決定の際への参画や役職へ の女性の積極的な登用について、 働きかけを行う。	【計画】 ・文書による働きかけ ・事務局長会議の開催 【実績】 文書による働きかけ、及び、事務局 長会議の開催時に方針決定の際 への参画や役職への女性の積極 的な登用について働きかけを行っ た。 具体的な事例としては、久留米市 中小商工業融資委員会(中小商工 業者に対する融資に関して調査審 議し意見を答申する委員会)の委 員の、委員15名のうち6名が女性で あり、特に商工団体等から構成す る業界団体は委員6名のうち女性5 名に就任いただいている。また、企 業立地促進委員会(久留米市の企 業誘致に関する政策について審議 答申を行う機関)において、改選時 に「久留米市における審議会等へ の女性の登用促進」の主旨をお伝 えし、全14名の構成委員のうち、市 議会議員を除く学識経験者等8名 中、4名の女性に就任いただいで いる(任期2年)。	-	商工政策課 企業誘致推進 課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も文書や事務局長会議を通じ 働きかけを行う。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
30	女性教員の管理職等への任用機会の確保	校長会、教頭会、女性教員研修会、女性管理職研修会等において、管理職等任用選考試験における女性受験者の拡大を図る。	【取組内容】 定例校長会や研修等を通じて、管理職等任用候補者選考試験の受験を促す。 【活動指標・当初値】 ・管理職試験受験可能女性教員に占める受験者の割合 9.6%(27年度)	【計画】 ・受験対象教員の把握 ・管理職任用候補者選考試験の周知 【実績】 13.65%(R2年度) 【課題・今後の方向性】 管理職候補である主幹教諭の業務と管理職試験受験の両方は厳しいこともあり、業務緩和が課題であるが、毎年少しずつ増加している。	-	教職員課
31	農業委員への女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等へ対し啓発活動を行う。	【取組内容】 女性農業委員の確保に向け、農業者や関係団体へ女性農業委員の必要性について啓発活動を行う。 【活動指標・当初値】 女性農業委員割合 11.4%(27年度)	【計画】 女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員の登用に向けた啓発活動の実施 【実績】 女性農業委員割合 20.8% 【課題・今後の方向性】 女性農地利用最適化推進委員は3.4%に留まるため、次回改選時には更なる登用を目指す。	-	農業委員会事務局
●女性の登用環境の整備						
32	男女平等に関する人材リストの整備・活用	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材の発掘・情報の収集に努め、人材リストの充実を図り、各種委員や講師等への活用を促進する。	【取組内容】 審議会・委員会等への女性の登用状況調査の各部回答をリスト化し、情報提供を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 2年度も引き続き、人材リストの作成を行い、情報提供できるようにする。 【実績】 女性委員が少ない審議会の所管課へ情報提供できるよう、女性人材リストを作成した。 【課題・今後の方向性】 各部の女性登用に関する相談の際に情報提供ができるよう、様々な分野で活躍する女性の情報を収集する。	-	男女平等政策課
			【取組内容】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化し、公的機関や地域研修の講師紹介に活用する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 人材リストの整備活用 【実績】 女性・男性問題の視点をもつ講師や審議会委員会等の候補者となるような人材情報を多方面から収集・整備しリスト化しているが、十分な活用にはつながっていない。 【課題・今後の方向性】 人材リストの管理・運用方法等を見直し、活用しやすいリストの再構築を図る。	-	男女平等推進センター
◎ 33	女性活躍促進事業の実施(女性人材等の育成)	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座 ③女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・女性の起業支援セミナー ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座 【活動指標・当初値】 政策参画講座5回118人 政策参画講座地域版4回142人(27年度)	【計画】 ・女性の人材育成講座の実施 ・女性の経済的自立のための事業実施 【実績】 ・政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座を実施(延75人) ①新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。 ②コロナの時代に女性の能力を活かし育むー男女共同参画なしには企業も社会も生き残れないー(32人) ③・女性の起業支援セミナー(延53人) ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座(延21人) 【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成	-	男女平等推進センター
34	女性のチャレンジ支援のための情報提供	広報紙「男女平等推進センタージャーナル」等において、起業や社会貢献、ボランティア活動など、女性が活躍している事例を紹介する。	【取組内容】 男女共同参画社会実現のための活動を行っている女性や様々な形で活躍する女性などを取材し、「男女平等推進センタージャーナル」において紹介する。 【活動指標・当初値】 2回(27年度)	【計画】 広報紙「男女平等推進センタージャーナル」において女性の活躍事例や男女平等推進関連団体の紹介 2回 【実績】 久米市で活躍する女性を「男女平等推進センタージャーナル」において紹介した。 【課題・今後の方向性】 様々な分野において活躍する女性の情報を収集し、身近な女性ロールモデルを発掘する。	-	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策2)雇用の分野における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍促進						
35	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意識の周知・啓発	国は建設業で働く女性技術者・技能者の5年以内の倍増(6%)を目指し、業界団体や企業に対して、女性採用等に係る自主的な目標設定や経営トップの理解を求めていることとしている。 このような中、本市としても、経営者の意識改革を促すために、業界団体等と協力して、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する情報提供や研修等を実施していく。	【取組内容】 経営者の意識改革を促すために、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する研修会等を実施 【活動指標・当初値】 研修会等の開催数	【計画】 研修会開催数1回 【実績】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会については、開催を見送り、関連団体への資料送付にとどめた。 【課題・今後の方向性】 今後も研修会開催を計画しているが、新型コロナの影響により、研修会の実施は不透明な状況にある。開催が困難な場合には、資料の送付等により、情報提供に努めたい。	-	契約課
◎ 36	公共調達にかかると登録事業者等の女性の活躍推進等に関する取り組み状況調査の実施	企業による女性の活躍推進等に関する取り組み状況について任意の報告を求め、男女共同参画の意識の周知・啓発を図るとともに、同意が得られた企業についてはその内容を公開する。	【取組内容】 公共調達にかかると登録事業者等に女性活躍推進に関する取り組み状況調査を実施し、同意の下で内容を公開する。 【活動指標・当初値】 -	【計画】 加点に向けて調整を行う。 【実績】 次期計画策定にあたり、契約課と協議し、計画に引き続き踏み込むこととした。 【課題・今後の方向性】 加点の見直しができるよう、担当課と協議を行う。	0	男女平等政策課
◎ 33	女性活躍促進事業の実施(女性のための就業支援講座の実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のための就業支援講座の実施 ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座 【活動指標・当初値】 7回 延参加者数322人(27年度)	【計画】 ・女性の経済的自立のための事業実施 【実績】 ・就職応援セミナー(延13人) ・就職・再就職・転職をめざす女性のためのパソコン講座(延21人) 【課題・今後の方向性】 女性の経済的自立のための事業実施	1121	男女平等推進センター
37	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法の啓発や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する知識、女性活躍推進法などに関するセミナーの開催、女性活躍に関する事業等を行う。 なお、これらは事業所訪問や商工労働ニュース、雇用優良事業所表彰などを通じて情報発信、啓発を行い、企業における好事例などの「見える化」の促進に取り組む。	【取組内容】 男女雇用機会均等・セクハラ・パワハラ防止や女性活躍の推進を図るため、企業向けセミナーや女性管理職養成講座等を行う。また、商工労働ニュースや企業訪問を通じて、情報発信、啓発を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・セクハラ・パワハラセミナー ・女性活躍推進セミナー(新型コロナの影響により中止) ・女性リーダー養成講座 ・商工労働ニュースへ掲載 【実績】 ・企業向けのハラスメント防止セミナーを県と共催で1回開催した。開催日:8/21、参加者:24人 ・女性リーダー養成講座を、オンライン開催した。開催日:10/22、11/12。参加者:のべ46人 ・商工労働ニュースに雇用優良事業所の記事を掲載した。 【課題・今後の方向性】 ・今後も、事業所及び労働者に対して情報発信し、啓発を行っていく。	2,236	労政課
38	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進	パートタイムで働く人など非正規労働者に対して、年間を通じた就労相談・支援窓口において、国、県と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供などを行い、権利の周知や理解促進を図る。	【取組内容】 ジョブプラザや子育て中の人のしごと相談カフェ事業において、労働法の基礎知識に関するセミナーや情報提供を行い、周知を図る。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・久留米市ジョブプラザと子育て中の人のしごと相談カフェ共通のセミナー 【実績】 ・久留米市ジョブプラザと子育て中の人のしごと相談カフェ共通のセミナーを3回実施。 ・セミナーで国や県の労働相談窓口等の周知を行った。26人参加。 【課題・今後の方向性】 ・今後も、国・県等と連携を図り、労働法などの基礎知識に関する情報提供を行っていく。	7,014	労政課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策3)農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●女性農業者の活躍促進						
39	農業分野における男女共同参画施策の推進	女性農業者リーダー養成事業(研修会、意見交換会、視察等)を実施するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	【取組内容】 女性農業者リーダー養成事業等を実施し、女性農業者の活躍を支援することにより、男女共同参画を推進する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 継続して女性農業者リーダー養成事業等を実施する。 【実績】 女性リーダー育成研修会や若手農業者の活動支援、若手・先輩女性農業者の交流会を行った。 令和2年度講座開催数:11 【課題・今後の方向性】 より多くの方に参加いただき、女性の主体的な農業参加を考えるきっかけとなるよう、継続的に取組を実施する。	32	農政課
40	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。	【取組内容】 計画更新を迎える認定農業者及び新規認定希望の農業者に対して、女性認定農業者、家族経営協定の申請を促進する。 また、協定締結後の状況等を踏まえた協定見直しの必要性等について説明を行い、女性が活躍できる環境を整える。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 女性認定農業者、家族経営協定申請の促進を図る。 また、協定締結後の履行状況確認によるフォローアップを1年毎に行う。 【実績】 認定農業者の共同申請を行う者に対し、家族経営協定の説明を行い、協定締結を図った。 締結数:18件 【課題・今後の方向性】 計画の新規申請・更新の農業者や研修や会議など様々な農業者が集う機会を活用して制度や男女平等政策の周知・啓発を継続していく必要がある。	0	農政課
●商工自営業における女性の活躍促進						
◎ 41	女性の起業を促進するための環境整備の実施	起業を目指す女性を支援するため、関係機関と連携しながら、融資制度の維持・確保や、起業に関係する情報の提供を行う。	【取組内容】 創業支援施設「くろめ創業ロケット」での女性起業家対象のセミナーを実施。創業支援関係機関と連携し、融資制度の維持・確保に努める。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 起業家セミナーの実施 関係機関との協議 女性起業家支援イベント実施(新型コロナウイルスの影響により中止) 【実績】 ・「女性の起業応援セミナー」の実施支援 ・創業融資制度の周知(女性の利用件数4件) 【課題・今後の方向性】 女性の起業支援のため、引き続き、セミナー実施や融資制度の周知に努める。	-	新産業創出支援課
			【取組内容】 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な基礎知識の習得や女性起業家や受講者同士のネットワークづくりにつなげるセミナーを関係機関と連携し開催する。 【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【計画】 起業に必要な知識習得 起業を目指す女性のネットワークづくり 【実績】 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な知識習得を図る起業応援セミナーを関係機関と連携し実施した。・女性の起業応援セミナー(延参加者数58人) 【課題・今後の方向性】 ・起業に必要な知識習得 ・女性起業者の拡大	601	男女平等推進センター
◎ 33	女性活躍促進事業の実施(起業支援セミナーの実施)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 女性の経済的自立のため 女性の起業支援セミナーの実施 【活動指標・当初値】 女性の起業支援セミナー参加者 102人(27年度)	【計画】 ・女性の経済的自立のための事業実施 【実績】 ・女性の起業応援セミナー 起業を目指す女性を対象に、起業に必要な知識習得や起業する女性のネットワークづくりを目指す起業応援セミナーを関係機関と連携し実施した。 ・女性の起業応援セミナー(延参加者数58人) 【課題・今後の方向性】 参加者の確保及び女性起業者の拡大	-	男女平等推進センター

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策3)農業・商工自営業における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
42	商工自営業者 に対する男女 共同参画社会 の意義の周 知・啓発	市民意識調査の結果を踏まえ、 商工労働ニュースや、関係商工 団体の発行する機関誌への掲載 をはじめ、久留米市等の主催する 啓発セミナーへの参加を呼びか けることで、男女共同参画社会の 意義について周知・啓発を行い、 商工自営業者の意識や行動の改 革を促す。	【取組内容】 商工労働ニュースへの掲載、商 工団体の発行する機関誌への掲 載依頼を行い、男女共同参画社 会の意義について周知・啓発を 行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・商工労働ニュース掲載 ・商工団体機関誌への掲載依頼 ・中小企業へのメルマガを活用し た啓発 【実績】 ・商工労働ニュースに「男女共同 参画社会の実現に向けて」「女性 活躍推進法が改正されました」 「セクハラ・パワハラ防止」などの 記事を掲載した。 ・企業等への啓発のため、商工団 体へ男女共同参画社会の実現に 向けた取り組みへの理解を求め、 機関紙への掲載を依頼した。 ・メールマガジンで「女性リーダー 養成講座」「女性活躍推進説明 会」「女性向け創業相談会」等の 案内を行った。 【課題・今後の方向性】 引き続き男女共同参画社会の意 義について周知啓発を行う。	-	商工政策課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4)家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●男性の家庭生活や地域活動への参画促進						
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業 実施等において男性が参加しや すいようテーマや時間帯の工夫 及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし	-	全庁 (総合政策部)
				【実績】		
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 事業がある際には、工夫や啓発を 行う	-	全庁 (総務部)
				【実績】		
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 ・男性が参加しやすい環境づくり ・男女平等を推進する男性が多 い機関や団体と連携し事業実施	【計画】 男性が参加しやすいテーマでの 講座開催、啓発	-	全庁 (協働推進部)
				【実績】 512人参加(参加率25.4%)		
			【活動指標・当初値】 男性参加者数 1,182人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も参加しやすい講座になるよ う検討していく		
			【取組内容】 講演会や親子参加の体験講座な ど、男性・女性ともに参加しやす いよう土曜日・日曜日に実施す る。	【計画】 ・保護者向け及び親子参加型の 講座を複数実施する(生涯学習セ ンター) ・なるほど人権セミナー(8回シ リーズ)において、土・日の開催を 最低2回は実施する。	-	全庁 (市民文化部)
				【実績】 (生涯学習センター) ・子育てカレッジ2講座(ペアレン トトレーニング、親子で楽しくスキ ンシップ)とオンライン親子クッキン グの全3講座を土曜日に実施。 (なるほど人権セミナー) ・新型コロナウイルス感染拡大 防止のため、事業が縮小となり全 4回実施のうちの、1回を土曜日 に開催実施した。		
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 非接触による講座内容の模索と オンライン環境の充実		
			【取組内容】 プレパパママ教室の実施等によ り、父親の主体的な育児の関わり の必要性を啓発する。	【計画】 -	-	全庁 (健康福祉部)
				【実績】 実施なし		
			【活動指標・当初値】 プレパパママ教室参加者 752人(H27年度)	【課題・今後の方向性】 事業実施の際は啓発を行う。		
			【取組内容】 子育て交流プラザや児童セン ター、地域子育て支援センター等 で開催する子育てに関するセミ ナーや親子遊びの講座を土日に 開催するなど、男性が参加しやす いように設定する。 また、男性向けの子育てセミナー を開催する。	【計画】 男性向けや男性が参加しやすい 子育てセミナーを実施していく。 【実績】 子育て支援施設において、親子 参加の催しなどを土日に開催す るなど、男性が参加しやすいよ う設定した。その他親子で参加で きるイベントを開催した。 ○子育て交流プラザ ・プレパパ・ママセミナー(全2回 (日曜日)) ・わくわくひろば(全5回(土、日曜 日又は祝日)) ○児童センター ・サロン学習会(全2回開催のうち 1回を日曜日に開催) ○子育て支援センター ・子育て応援セミナー(全4回のう ち2回を土曜日に開催) ○信愛つどいの広場 ・子育てセミナー(全3回(土曜 日))	110,552	全庁 (子ども未来 部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も、子育てに関するセミナー や親子遊びの講座を土日に開催 したり、テーマを父親向けにする など、男性が参加しやすいよう努 める。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業 実施等において男性が参加しや すいようテーマや時間帯の工夫 及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし	-	全庁 (環境部)
				【実績】		
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 毎月19日を「食育の日」として定 め、全職員宛に啓発メールを送 信し、家族揃って食事をとる大切 さについて啓発を行い、定時の帰 宅を促す。	【計画】 ・食育の日における啓発メール ・食育関連の講座等の情報提供 【実績】 ・食育の日における啓発メールを 全職員、各校区まちづくり振興 会、各公立小中学校宛に送信し た。また商工政策課の産業メール でも周知を行った。 ・10月から久留米市公式LINEで も配信を開始した。	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 R3年度より配信内容をリニューア ルし、引き続き、食育の情報提供 を行い、家族揃って食事をとる大 切さについて啓発を行う。		
			【取組内容】 仕事と子育て両立支援推進セミ ナーにおいて、イクボスや働き方 改革をテーマにするなど、男性に も役立つテーマを設定する。	【計画】 全ての人が仕事と生活の調和を 大切にしながら、充実した生活を送 ることができるよう「働き方改革」 を実現することが求められている。 そのためには、企業に主体的 に考え、取り組んでいただくことが 重要である。昨今のコロナ禍によ りその重要性はより高まっている。 そこで、各経済団体において設 置いただいた「働き方改革」取り 組み部会にて、働き方を変革する ことへの理解を引き続き深めてい ただく。 【実績】 各経済団体において設置いた だいた「働き方改革」取り組み部会 にて、働き方を変革することへの 理解を深めるための研修会やセミ ナー等を実施する予定だったが、 1経済団体のみの実施にとどま り、その他の団体については、コ ロナ禍の中、会議中止等に伴い 企画が進まず、開催に至らなかった。	0	全庁 (商工観光労 働部) ※労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 新たな生活様式を踏まえた多様 な働き方についても認識を深める 必要があり、引き続き理解促進の ための広報・啓発を実施する。		
			【取組内容】 現時点での計画はないが、今後、 啓発事業を行う際は、男性が参加 しやすくなるような配慮を行う。	【計画】 現時点では無し。 【実績】 育休取得の相談を受けたときは、 積極的な取得を呼び掛けた。		
			【活動指標・当初値】 現時点では無し。	【課題・今後の方向性】 現時点では無し。	-	全庁 (都市建設部)
			【取組内容】 生涯学習センター講座の受講生 募集において男性も申込みしや すいようなチラシの工夫また男性 の参加を呼びかける有線放送を 流すなど広報を行なう。	【計画】 市広報紙や市HPの掲載や、市ラ インや有線放送での周知。田主 丸町内全戸チラシ配付と、公共施 設へのチラシ設置。 【実績】 「手打ちそば入門」を実施したと ころ、受講生16名中4名の男性参 加、また夫婦1組の参加があっ た。		
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続して実施していく。		
			【取組内容】 北野地域広報紙(コスモス通信) で、積極的に男性対象の講座や 地域イベントなどの広報を行う。	【計画】 広報くるめへの掲載。 【実績】 講座の内容を男性にも興味を 持ってもらえるよう、広報誌に載 せる際工夫した。	-	全庁 (北野総合支 所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 市公式LINEや振興会地域広報 誌にて、講座や地域イベントの広 報を行う。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
43	男性の家庭、 地域への参画 促進	家事、育児、介護等の啓発事業 実施等において男性が参加しや すいようテーマや時間帯の工夫 及び広報・啓発を行う。	【取組内容】 地域の男性料理教室等に参加し てもらおうチラシ・ポスター等 で広く周知を図る。	【計画】 地域の男性料理教室等に参加し てもらおうチラシ・ポスター等 で広く周知を図る。 【実績】 令和2年度は家事、育児、介護等 の事業の実施はなし。	-	全庁 (城島総合支 所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 実施		
			【取組内容】 男性が参加しやすい日時を設定 し、また、チラシ等で積極的に広 報する。	【計画】 昨年度に引き続き男性が講座等 に参加しやすい時間、曜日の設 定に配慮する。 案内チラシやポスターでテーマに 興味を持ってもらえるよう工夫に 努める。 【実績】 広報くろめ、チラシ、市ホーム ページ、市公式LINEで男女共 同参画講座の広報を行った。	-	全庁 (三瀬総合支 所)
			【活動指標・当初値】 時間や曜日の設定に配慮し、講 座の内容やチラシについて、男 性にも興味を持ってもらえるよう に引き続き工夫していく。	【課題・今後の方向性】 広報くろめの見直しに伴い、市 ホームページや市公式LINEなど を活用した情報発信の強化に努 める。		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 男性が参加しやすいように学校行 事を土曜や日曜に設定したり、運 動会などの行事にも男性が進ん で参加できるような競技の設定を 行う。	【計画】 学校行事への男性参加者促進及 び「父親の会」等への取組への助 言 【実績】 新型コロナウイルス感染拡大に伴 い、学校行事への参加が難し かった。	-	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 学校行事への男性参加者促進の 助言を行う。		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 【実績】	-	全庁 (選挙管理委 員会事務局)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 【実績】	-	全庁 (農業委員会 事務局)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
44	ブレババママ 教室の実施	ブレババママ教室の実施により、 父親の主眼的な育児への関わり の必要性を啓発するとともに、父 親の参加状況を注視しながら、父 親が参加しやすいメニューの検討 を行う。	【取組内容】 教室等において父親の育児参画 の必要性を啓発するとともに、父 親育児団体との協働を進めること により、父親の育児参画に向けた 啓発の充実に努めていく。	【計画】 ・すこやかマタニティ教室等にお いて、先輩父親からの講話を実施 していく。 【実績】 ・ブレババママ教室の実施(18 回) ・すこやかマタニティ教室におい て、先輩父親からの講話を実施 (1回)	324	こども子育てサ ポートセンター
			【活動指標・当初値】 ・ブレババママ教室 752人 ・すこやかマタニティ教室 37人 (27年度)	【課題・今後の方向性】 今後も教室により父親の育児参 加の必要性の啓発に努める。		
45	男性の生活的 自立のための 講座の実施	男性の家庭における生活的自立 を目指すために、様々な家事(料 理、洗濯、掃除、育児、介護等) への参画を促進するような講座 (教室)を実施する。	【取組内容】 男性の料理講座を日曜日に実施 する。	【計画】 前期、後期に分け、各4回実施予 定。定員各24人 【実績】 感染症感染拡大防止の為、関連 講座は全て中止	-	生涯学習推進 課
			【活動指標・当初】 定員に対する参加率80%・(H27) 46%	【課題・今後の方向性】 接触なしで実施する為のオンライ ン講座開催の検討		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
45	男性の生活的 自立のための 講座の実施	男性の家庭における生活的自立を目指すために、様々な家事(料理、洗濯、掃除、育児、介護等)への参画を促進するような講座(教室)を実施する。	【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 男性のための様々な家事への参画を促進するような講座(教室)を実施する。 【実績】 男の料理教室を実施する計画をしていたが新型コロナウイルス感染症の影響を事業を中止した。	-	田主丸総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。		
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、料理・掃除等家事の技能を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 北野生涯学習センター主催講座として「男性向け家事支援講座」を実施する 【実績】 生涯学習センター主催講座として「男の料理教室」を実施計画していたところ、新型コロナウイルスの緊急事態宣言により中止となったため、次年度に実施することで計画中です。	-	北野総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続きわかりやすい内容で男女共同参画講座を実施して啓発を行なう。		
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 城島ふれあいセンター主催講座として、「男女共同参画」に主眼をおく講座5講座実施する。 城島生涯学習センター城島ふれあいセンターで在宅カレッジ講座として「男女共同参画」に主眼をおく講座1講座実施する。 【実績】 城島ふれあいセンター主催事業男女共同参画講座として、年末にそなえるおおそうじ教室を実施し13名参加。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4講座中止 城島生涯学習センター城島ふれあいセンターにて「在宅カレッジ講座」を企画。「パープルリボンキャンペーン期間」にあたる11月に、職場で積極的に取り組まれている、い草会社の代表を紹介。また、その中で会社で実践している女性がストレスなく笑顔で働ける職場づくりについてお話を聞くと共に、い草の機能や効果などを学び、受講者の生活スタイルに合わせて小物づくりを実施、講座で58名参加。	20	城島総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後もよりいっそう男女平等への理解を深めるため、関係課との連携を図り参加しやすい講座を企画実施する。		
			【取組内容】 男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につけ、参画を促進するような講座を実施する。	【計画】 三潁生涯学習センター主催講座として男性の家事参画を促進するため、「エコバック作り」講座の開催を図る。 【実績】 男性向けの裁縫教室(メンズソーイング講座)を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。	-	三潁総合支所文化スポーツ課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 男性が講座に参加する動機付けが課題である。 今後も引き続き、男性の家庭における生活的自立につながる講座を計画し、男性の参加を促す工夫に努める。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進						
◎ 33	女性活躍促進事業の実施 (地域における女性人材等の育成)【再掲】	女性が希望する分野で活躍することができるように、政策・方針決定の場をはじめ地域活動における男女共同参画を進めるための人材育成や地域での意識啓発を担うサポーターの養成、女性の就職・再就職や就業継続支援、起業を目指す女性への支援、若い世代への男女共同参画についての理解を深めるための講座等を開催する。	【取組内容】 ・男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 【活動指標・当初値】 政策参画講座地域版4回142人(27年度)	【計画】 女性人材の発掘と育成講座の実施 【実績】 ・男女共同参画サポーターによる地域啓発講座については、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。 【課題・今後の方向性】 女性人材の発掘と育成講座の実施	-	男女平等推進センター
46	社会教育指導者養成事業の実施 (女性リーダーの育成)	社会教育指導者養成研修を通して、女性がまちづくりに積極的に参加することを促進し、さらには男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。	【取組内容】 まちづくりネットワーク講座で、男女平等のまちづくりの推進が図られるよう啓発に取り組む。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 本事業で実施していた男女平等の取組はなるほど人権セミナーや委嘱学級の講座で展開する。 【実績】 新型コロナウイルス感染防止のため、なるほど人権セミナー、委嘱学級ともに事業が縮小、実施した学級が減少した。 【課題・今後の方向性】 新型コロナウイルス感染拡大が引き続き懸念される状況であるが、感染予防ならびに新たな方法を模索しながら啓発を続けていく。	なるほど人権セミナー 0 委嘱学級 5,684	生涯学習推進課
47	地域活動での男女共同参画の促進	校区コミュニティ組織や自治会の活動を通じ、女性や若年層の積極的な登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を促進する。	【取組内容】 ・校区コミュニティ組織や自治会等への女性や若年層の登用を働きかける。 ・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画に関する研修会を行う。 【活動指標・当初値】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での研修会の開催回数 18回(27年度)	【計画】 まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織での意見交換の実施 10回 【実績】 まち連や校区等での意見交換および研修の実施 10回(291名) 【課題・今後の方向性】 校区の役員は毎年変わるため、引き続きまち連や校区等での意見交換や研修を行うとともに、校区等においても、男女センターの講座などを活用して地域役員等への啓発・研修を行うよう助言する。	-	地域コミュニティ課
48	環境保全活動への男女共同参画促進	身近な環境問題をテーマにした「環境フェア」や環境教育等を実施する際に、男女が共同して参加できるテーマや内容にすることで、環境保全活動へ男女市民の参画を図っていく。	【取組内容】 身近でさまざまな環境問題をテーマにした環境フェアの実施や環境教育等を通して、環境保全活動へ男女市民の参画を図る。 【活動指標・当初値】	【計画】 参加者・受講者が偏らないようなテーマを設定することで、市民の参画を図る。 【実績】 環境フェアは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止したが、その他の啓発事業等においては男女共同参画の視点を踏まえた内容で事業を実施した。 【課題・今後の方向性】 引き続き男女共同参画の視点を踏まえた事業内容で取組を進める。	0	環境政策課
◎ 49	防災活動における女性参画の推進	地域における多様な視点を反映させた防災活動を実施するため、自主防災研修や防災訓練への参加や女性消防団員の入団など、様々な活動への女性の参画を推進し、地域の防災力の向上を図る。	【取組内容】 地域で実施している自主防災研修や防災訓練などの防災活動への女性の積極的な参画を推進する。 【活動指標・当初値】 計画の実施	【計画】 訓練等を通して女性防火クラブとの連携及び出前講座等を実施して啓発に努める。 【実績】 新型コロナ感染症対策のため、地域の訓練や出前講座が中止となったため、実績はあがっていない。 【課題・今後の方向性】 コロナ禍であっても、防災に対する備えは重要であることから、リモートによる訓練や研修の実施も検討し、その中で女性の参画や女性防火クラブとの連携の促進を図る。	-	防災対策課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供						
7	ワーク・ライフ・ バランスの実 現に向けた意 識啓発(男性 に対する啓発 の推進) 【再掲】	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するための講座を開催する。)	【取組内容】 男性を対象にワーク・ライフ・バランスの視点を持った講座の実施し、家庭や地域への参画促進を図る。	【計画】 男性を対象とした啓発講座の実施 【実績】 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等により、固定的性別役割分担意識による課題が顕在化してきている。このような状況下、ワークライフバランスと家事分担について考え、固定的性別役割分担意識とジェンダーの存在を認識することにより、男女共同参画の意識の醸成を行う講座を実施(53人)	91	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 ・子育て期の男性や夫婦を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する講座(32人) (28年度)	【課題・今後の方向性】 男性が参加しやすい内容、開催日の工夫		
			【取組内容】 企業向けの仕事と子育て両立支援推進セミナーを開催し、経営者や管理職の意識改革やイクボス、働き方改革の推進を図る。	【計画】 すべての人が仕事と生活の調和を大切にしながら、充実した生活を送ることができるよう「働き方改革」を実現することが求められている。そのためには、企業に主体的に考え、取り組んでいただくことが必要である。そこで、各経済団体において、「働き方改革」取り組み部会等を設置し、勉強会を実施しながら働き方を改革することへの理解を深め、実践へと進めていく。 【実績】 各経済団体において設置いただいた「働き方改革」取り組み部会にて、働き方を変革することへの理解を深めるための研修会やセミナー等を実施する予定だったが、1経済団体のみの実施にとどまり、その他の団体については、コロナ禍の中、会議中止等に伴い企画が進まず、開催に至らなかった。	0(事業番号7を含む)	労政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスの必要性を認識する必要がある、引き続き理解促進のために各経済団体が行う研修会等への支援を行う。		
50	ワーク・ライフ・ バランスに関する農業者への啓発の充実	農業者や農業団体を対象にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【取組内容】 農業者や農業団体を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供を行う。	【計画】 ふるさとくろめ農業まつり等のイベント時に、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを掲示し、一般市民や農業関係者への啓発活動を行う。 家族経営協定書の作成の際に、ワーク・ライフ・バランスを考慮し作成するよう助言を行う。 【実績】 ワークライフバランスを考慮した家族経営協定となるよう助言しながら作成した。 締結者:18件	-	農政課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 協定の新規締結や見直し時に、周知・啓発を行い、ワークライフバランスを活かした協定の締結を進める必要がある。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
◎ 51	仕事と家庭の 両立支援のため の企業等への 啓発及び支 援の充実	ワーク・ライフ・バランスの推進に 関して、企業を対象とした両立支 援推進セミナーや雇用優良事業 所の表彰、事業所訪問等による 周知・啓発を実施し、管理職を含 めた企業経営者の意識向上と職 場風土の改善を行うとともに、ワ ーク・ライフ・バランスの推進に取り 組む企業に対し、費用の一部を 助成し男女の仕事と家庭の両立 支援拡充を図る。	【取組内容】 ワーク・ライフ・バランスの推進や 管理職を含めた企業経営者の意 識向上を図るため、両立支援推 進セミナーや企業訪問を通じて周 知啓発を実施する。また、ワーク・ ライフ・バランスに取り組む企業に 対し、経費の一部を助成し、取り 組みの推進を図る。 【活動指標・当初値】 ワーク・ライフ・バランスの推進に かかる企業への助成件数	【計画】 ・ワーク・ライフ・バランス推進助成 (代替要員確保助成のみ) ・働き方改革取組事例創出事業 ・テレワーク人材養成事業(新型 コロナの影響により中止し、補正 予算にて企業向けのテレワーク導 入に関する相談窓口・補助事業 を実施 【実績】 ・ワークライフバランス推進助成金 申請1件 ・経営者向けトップセミナー(働き 方改革取組事例創出事業)参加 者43人 ・テレワーク相談のべ97件 【課題・今後の方向性】 引き続き、企業に対しテレワーク 導入などの取り組みにより、働き 方改革を推進することで、ワーク・ ライフ・バランスを充実させるよう、 働きかける。	35,865	労政課
52	市職員のワー ク・ライフ・バ ランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランス の推進に向け、短時間勤務やフ レックスタイム等について検討し、 柔軟で多様な働き方の実現、休 暇等取得しやすい職場環境の 整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、 事務の一層の効率化・簡素化、さ らには職場風土の改革や時間外 勤務縮減に対する職員の機運の 醸成に取り組む。	【取組内容】 次世代育成支援対策推進法に基 づく特定事業主行動計画に基づ き取組を進める。 【活動指標・当初値】 ・職員1人あたりの時間外勤務時 間数 平成26年度比10%減 ・年次有給休暇を初年度付与日 数の半分以上取得した職員の割 合 80% 【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から 呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取 得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為 の業務の効率化や簡素化 【活動指標・当初値】 実施 【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から 呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取 得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為 の業務の効率化や簡素化 【活動指標・当初値】 実施 【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から 呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取 得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為 の業務の効率化や簡素化 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・全庁メールによる情報発信 ・職員研修による意識啓発 ・定時退庁日の実施 ・計画年休の取得促進 ・その他取組の拡充 【実績】 ・令和2年7月に第4期久留米市 特定事業主行動計画を策定。 ・令和3年2月に改訂(目標の一部 見直し 育児休業を取得した男 性職員の割合30%→50%へ上 方修正) ・全庁メールを活用した、定時退 庁日、育児の日、計画年休取得 促進等についての周知 ・育児休業からの復帰を予定して いる職員に対する研修の実施 【課題・今後の方向性】 ・新型コロナウイルス対応等に伴う 時間外勤務の増加への対応 働き方改革への対応 【実績】 時間外勤務の縮減や休暇の取得 を呼びかけを行った。 【課題・今後の方向性】 さらなる時間外縮減、休暇取得を 促していく。 【実績】 定時退庁日ごとに呼びかけを 行った。 【課題・今後の方向性】 意識付けを行い、徹底する。 【計画】 引き続き、呼びかけを実施し、定 時退庁の徹底を行っていく。 事務改善にも取り組み、効率化・ 簡素化に努める。	-	人事厚生課
					-	全庁 (総合政策部)
					-	全庁 (総務部)
					-	全庁 (協働推進部)

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 概ね達成できた。	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続的に実施していく。		
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 全庁メールにより定時退庁日、育児の日、計画年休取得についての情報発信を行う。 男性職員3名の育児休暇取得あり。	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 コロナ業務による時間外勤務増加による職員負担軽減策を検討する。		
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日の声掛けや時間外縮減、計画年休の取得の呼びかけを行い、休みを取得しやすい雰囲気づくりに努めた。 ・朝礼や終礼を活用して職員同士で業務の進捗状況を確認しあい、特定職員への業務の偏りの解消に努めた。	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も継続的に実施していく。		
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 定時退庁の徹底を図るため、朝礼や終礼時に呼びかけを実施。	-	全庁 (環境部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、計画的な年休取得を奨励するなど、ワークライフバランスの向上を図る。		
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 定時退庁日、育児・食育の日には、朝礼等にその旨を共有し、定時退庁を呼び掛けた。また、やむを得ず時間外勤務を行う場合は、代替日の取得を喚起した。	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ワークライフバランスの向上のため、業務の効率化等に取り組み、定時退庁日の徹底、休暇や時差出勤等の取得を勧奨する。		
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 概ね達成できた。 新型コロナウイルス対応のため特例的に時間外勤務が増加した。	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、定時退庁と、職員のワーク・ライフ・バランスが保たれるよう呼びかけを行う。		
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日の朝礼での呼びかけを実施。 ・休暇の取得の呼びかけを実施。	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 ・取組内容を引き続き実施する。		

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
52	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、短時間勤務やフレックスタイム等について検討し、柔軟で多様な働き方の実現、休暇等取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や時間外勤務縮減に対する職員の機運の醸成に取り組む。	【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・ノー残業デー等の周知徹底 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、実施していく。	-	全庁 (北野総合支所)
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・ノー残業デーや育児の日は、朝礼での声掛けを行った。 ・業務の効率化や簡素化を行い、ワークライフバランスの向上が図れた。	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、実施していく。	-	全庁 (三浦総合支所)
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・ノー残業デーや育児の日は、朝礼での声掛けを行った。 ・業務の効率化や簡素化を行い、ワークライフバランスの向上が図れた。	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 今後も引き続き環境整備に努める。	-	全庁 (教育部)
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 概ね達成できた	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 一部の課の業務で、学校や保護者とのやり取りの都合で、定時退庁日を遵守できない場合がある。	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかけた。・管理監督職より、時間外縮減、休暇の積極的な取得を呼びかけた。・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化に取り組んだ。	-	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 繁忙期(選挙時)以外は、今後も定時退庁日の徹底に努める。	-	
			【取組内容】 ・定時退庁日の朝礼で、上司から呼びかける。 ・時間外縮減、休暇の積極的な取得の呼びかけ。 ・ワークライフバランス向上の為の業務の効率化や簡素化	【実績】 定時退庁日には、朝礼及び終礼時に残業を行わずに帰宅するよう声掛けを徹底した。あわせて、チームごとに業務の進捗状況を確認し、計画的な年休取得が進むような機運醸成に努めた。	-	
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 計画的な業務進捗を徹底し、確実な年休取得を進める。	-	

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●両立支援制度の充実						
53	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育てを援助したい人、援助を受けたい人の会員組織による子育て相互援助活動の促進を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努める。	【取組内容】 さらなる会員の拡大を図るとともに、依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。 【活動指標・当初値】 1,519人(H27年度末)	【計画】 養成講座の実施 関連機関等で開催される会合等での事業周知 【実績】 10月にみまもり会員養成講座を開催し、14人が登録。 《令和3年3月末》 おねがい会員(依頼会員):1,273人 みまもり会員(提供会員):423人 どっちも会員:90人 活動件数:1,447件 【課題・今後の方向性】 引き続き、提供会員の確保を図るとともに、依頼会員と提供会員の需要ギャップの改善に向け、更なる提供会員の確保に努める。	13,155	こども子育てサポートセンター (子ども政策課)
◎ 54	保育所待機児童の解消	「くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき今後5年間のニーズ量に応じた施設整備等を進める。	【取組内容】 ・整備計画に基づいた施設整備事業を実施する。 【活動指標・当初値】 9,005人	【計画】 認定こども園定員増 2件 送迎保育ステーションの継続 さらなる保育士確保の取り組み 【実績】 認定こども園定員増 2件 送迎保育ステーション継続 潜在保育士就職支援給付金 2件 保育士Uターン補助金 1件 保育士奨学金返済支援事業等 1件 【課題・今後の方向性】 引き続き受け皿不足に対応した施設整備の推進や、さらなる保育士確保対策に取り組む。	358,656	子ども保育課
55	多様な保育サービスの提供	(病児保育) 既存施設の定員増や新規開設の働きかけ等、病児保育の拡充に努め、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 ・H29年度に1施設・定員4人の拡大を実現するために必要な調整を実施する。 ・今後の整備量を把握するため、キャンセル待ち発生状況の調査を行う。 【活動指標・当初値】 1日あたりの病児受け入れ可能児童数 15人(H27年度末)	【計画】 ニーズや実施状況を確認しながら今後の対応を検討する。 【実績】 実施施設との意見交換会を実施し、現状把握など情報共有を図った。 《令和3年3月末》 ○施設毎の実績(単位:人) ・マリアン・キッズ・ハウス:618 ・エンゼルキッズ:276 ・すくすくランド:399 ・ハイジア病児保育室:161 ・たのっしーランド:84 1月あたりの病児受け入れ児童数:25.6人 【課題・今後の方向性】 ニーズや実施状況を確認しながら今後の対応を検討する。	64,434	子ども政策課
		(一時預かり) 引き続き、利用者のニーズや地域バランス等を考慮した事業展開を図るとともに、量的確保および担当保育士の確保を始めとする実施体制の維持・拡大に努める。	【取組内容】 民間保育所・認定こども園、公立保育所において一時預かりを実施する。 【活動指標・当初値】 ・7,000人(市内受入実績)	【計画】 引き続き実施体制の確保に努める 【実績】 保育所・認定こども園 32か所 【課題・今後の方向性】 待機児童解消と併せ、保育士確保が必要。	12,380	子ども保育課
		(休日保育) 休日保育の拡充など、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 篠山保育園、江上保育園、青木保育園にて引き続き休日保育を実施する。 【活動指標・当初値】 ・休日保育実施ヵ所数 ・1日あたりの休日保育受け入れ可能児童数	【計画】 引き続き他施設への実施動員など休日保育の安定的実施を目指す。 【実績】 私立保育所1か所で実施。 【課題・今後の方向性】 待機児童解消と併せ、保育士確保が必要。	-	子ども保育課

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
(施策5)ワーク・ライフ・バランスの実現

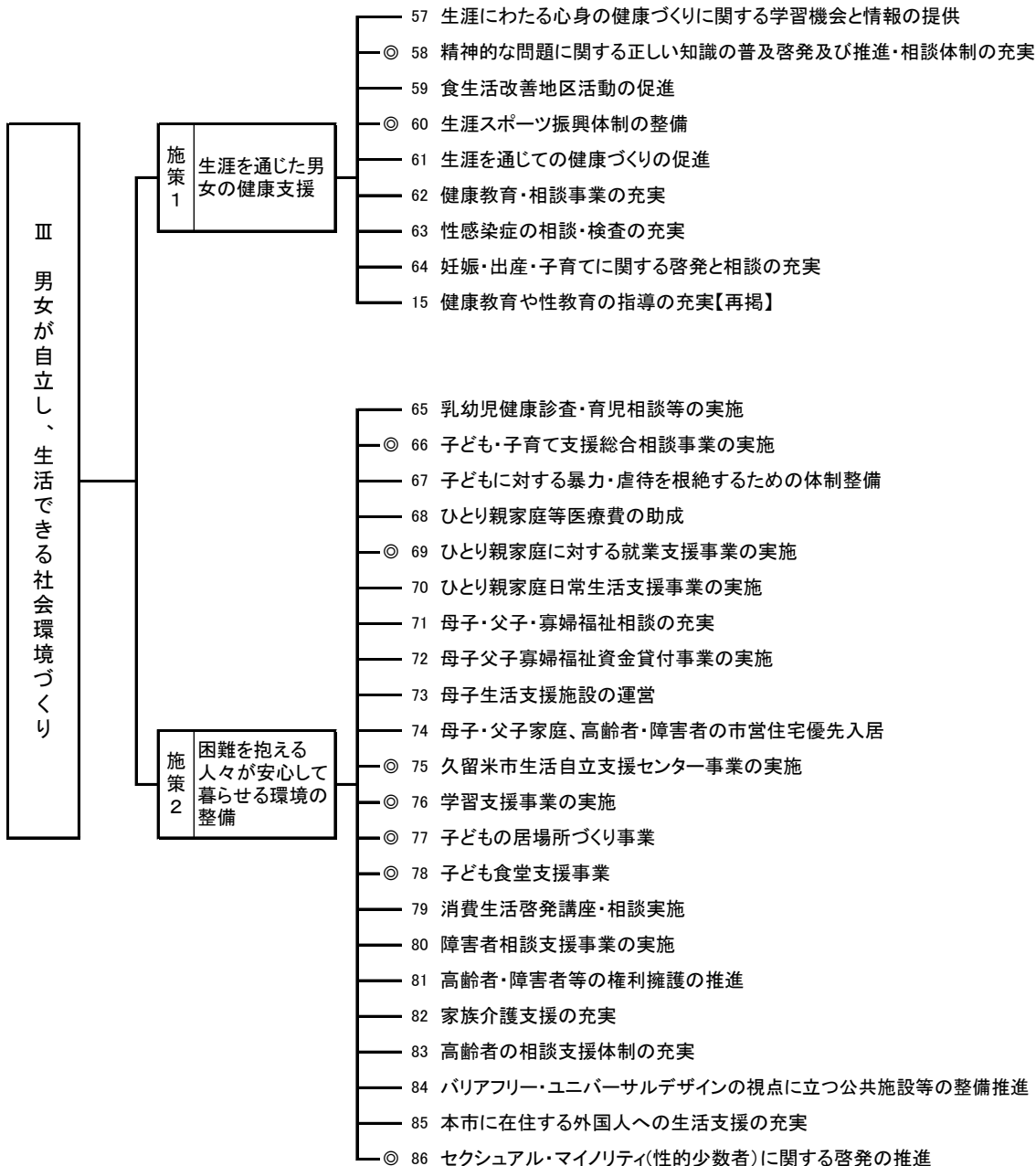
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
55	多様な保育サービスの提供	(夜間保育) 夜間保育の拡充など、多様なニーズへの対応の充実を図り、子育てと就労の両立を支援する。	【取組内容】 認可夜間保育所にて、夜間保育を引き続き実施する。平成27年には20名の定員増を行なった。	【計画】 保育需要の推移を把握しながら保護者ニーズへの対応を行う。 【実績】 私立保育所1か所 届出保育施設 2か所で実施。	-	子ども保育課
			【活動指標・当初値】 ・認可夜間保育所の定員数	【課題・今後の方向性】 夜間の保育需要に対応できる体制の確保。		
◎ 56	学童保育所の充実	運営内容や施設の充実を図り、子どもを安心して預け働くことができる環境づくりに取り組む。	【取組内容】 ・定員超過状態の校区に学童保育所施設を整備する。	【計画】 大善寺2クラブ整備(定員80名) 善導寺2クラブ整備(定員80名) 山川2クラブ整備(定員80名) 【実績】 大善寺2クラブ整備(定員80名) 善導寺2クラブ整備(定員80名) 山川2クラブ整備(定員80名)	121,206	子ども政策課
			【活動指標・当初値】 施設定員の合計 3,330人(H27年度末)	【課題・今後の方向性】 施設の充実を図りながら指導員の確保も同時に進める必要がある。		

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり

施策の方向

施策

具体的事業



◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業(No.58、69は一部新規)

決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「－」とする

○事業を実施していない場合は、「－」とする

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策1) 生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●ライフステージに応じた健康づくりへの支援						
57	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性が心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・更年期・高齢期における健康に関する講座の開催や情報の提供・相談体制の充実に努める。	【取組内容】 ・年代ごとの変化についての知識や、健康の維持や増進のための健康管理についての講座の開催 ・図書においては、関連書籍を収集し、情報提供に努める。 ・健康に関する相談には、関係機関と連携し回復に向けた支援に取組む。	【計画】 関係課と連携して講座開催や情報提供に努める。 【実績】 厚生労働省委託事業である「女性就業支援全国展開事業」を活用し実施した。 ・「生涯を通じた男女の健康セミナー」(2月27日、29人)	-	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 生涯にわたる女性のための健康づくりセミナー 「もしかして更年期？ ～いつまでも 生き生きと暮らすために～」(3月13日 参加者30人) 総合相談4,460件 (うち健康相談 668件)	【課題・今後の方向性】 関係課と連携して講座開催や情報提供に努める。		
			【取組内容】 女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。	【計画】 ・女性の健康相談の実施 ・出前講座の実施 ・思春期保健情報交換会の実施 【実績】 ・女性の健康相談 3人 ・出前講座の実施 27回 ・思春期保健情報交換会 0回(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。令和元年度の取組状況等資料の送付)	397	こども子育てサポートセンター
			【活動指標・当初値】 ・女性の健康相談 20人 ・思春期保健講演会 68人 ・出前講座 9回 (27年度)	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康相談や講演会、出前講座等を実施する。		
			【取組内容】 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。 【活動指標・当初値】 4,390人(H27年度健康教育) 3,909人(H27年度健康相談)	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 健康教育 1,408人 健康相談 204人 【課題・今後の方向性】 引き続き、女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康教育や健康相談を実施する。	116	地域保健課
◎ 58	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び推進・相談体制の充実	あらゆる機会を捉え、悩みを抱えたときには誰かに相談すること、また悩みを抱えた人の発するSOSのサインやその対応について学校・企業などと連携し積極的に周知するとともに、相談体制の一層の充実に努める。	【取組内容】 ・市民一人ひとりが、自殺のサインに早期に気付き、適切な関係機関につなぐ役割を担うゲートキーパーとしての意識を浸透させるため、広く啓発活動や人材養成をおこなっていく。 ・また、市民の身近な場所で相談できる場を提供する。	【計画】 〈普及啓発〉講演会、街頭キャンペーン、広報紙掲載 〈関係団体との連携強化〉自殺対策連絡協議会、職域メンタルヘルス連絡会議、関係機関連携調整会議 〈支援者の資質向上〉かかりつけ医・精神科医連携研修、ゲートキーパー研修の実施 〈こころの健康支援〉こころの相談カフェ 〈若年層対策強化〉SOSの出し方教育	4,783	保健予防課
			【活動指標・当初値】 (平成27年度実績) ・講演会 (市民243人、職域84人) ・街頭キャンペーン(2回) ・自殺対策連絡協議会(1回) ・自殺対策庁内会議(2回) ・職域メンタルヘルス連絡会議(1回) ・かかりつけ医うつ病アプローチ研修(2回、264人) ・ゲートキーパー養成講座(3,527人)	【実績】 〈普及啓発〉 ・講演会(コロナのため中止) ・街頭キャンペーン(コロナのため中止) ・広報紙掲載(広報くろめ1回) 〈関係団体との連携強化〉 ・自殺対策連絡協議会(1回) ・職域メンタルヘルス連絡会議(1回) ・関係機関連携調整会議(1回) 〈支援者の資質向上〉 ・かかりつけ医・精神科医連携研修、ゲートキーパー研修の実施(DVD研修1回・1,000人) 〈こころの健康支援〉 ・こころの相談カフェ(計79回・相談人数168人) 〈若年層対策強化〉 ・SOSの出し方教育(16校)		
				【課題・今後の方向性】 特に自殺者が増加している働く世代や子ども・若者の自殺対策を強化する必要があり、普及・啓発、相談体制、関係機関との連携強化に努める。		

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
59	食生活改善地区活動の促進	久留米市食生活改善推進員協議会と連携し、地域の住民を対象に、生活習慣病予防・地産地消推進のための調理実習の実施や、食を視点とした健康づくりを啓発するための各種イベントへの参画などにより、市民の食生活の改善に向けて取り組む。	【取組内容】 食を視点に、地域における健康づくりを推進するため、生活習慣病予防の講話や調理実習などを行う地区組織活動や地域からの依頼事業の一環として、男性料理教室を実施する。	【計画】 ・地区組織活動 115回 【実績】 ・新型コロナウイルス感染拡大予防のため、調理実習による地区組織活動や料理教室の実施なし ・食と健康に関する情報やレシピについての資料配布により家庭、地域への啓発を行った。 配布数948	500	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・地区組織活動113回	【課題・今後の方向性】 これまで講話や調理実習を中心に生活習慣病予防啓発のための地区組織活動や男性料理教室等の依頼事業を継続してきた。今後は、感染予防を徹底しながらの地域活動の展開が課題である。		
◎ 60	生涯スポーツ振興体制の整備	地域における市民スポーツの活性化を目的に、スポーツ推進委員等と連携し、仕事や子育て等で普段運動していない人が身近にスポーツに親しむことができるよう環境整備を行い、市民の健康増進を図る。	【取組内容】 地域や企業ごとに普段運動をしていない人を巻き込んだスポーツ教室を実施し、また、運動の継続の可能性を探る。	【計画】 講師派遣型12回 教室型30回 【実績】 講師派遣型13回 教室型0回	286	体育スポーツ課
			【活動指標・当初値】 普段運動していない参加者数・・・1,000人	【課題・今後の方向性】 令和2年度より教室型を新たに導入したが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を行っていない状況ではあるが、感染拡大防止策を図り事業を実施したい。		
61	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種健診を実施し、男女のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進する。 ・生活習慣病予防健診(35～39歳) ・特定健康診査・特定保健指導(40～74歳)	【取組内容】 生活習慣病予防健診・特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導実施率向上のための取り組みを進める。	【計画】 ・生活習慣病予防健診受診率12.1% 【実績】 ・生活習慣病予防健診受診率12.6% ・(R1)特定健康診査受診率39.7% ・(R1)特定保健指導実施率19.4%	171,718	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・生活習慣病予防健診受診率8.4% ・特定健康診査受診率34.8%(H26年度) ・特定保健指導実施率6.1%	【課題・今後の方向性】 ・生活習慣病予防健診は、対象者へのハガキによる勧奨や、生活支援課と連携した勧奨を行い、コロナ禍にも関わらず受診率が増加した。 ・特定健康診査及び保健指導は、法定報告(R1)の実績であり、共に昨年度より増加している。 ・今後も受診率向上へ向けた取り組みを継続する。		
62	健康教育・相談事業の充実	生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。	【取組内容】 糖尿病について正しい知識の普及と予防意識の向上を図るため、血圧・血糖測定と栄養・糖尿病に関する健康相談を実施する。	【計画】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,200人 【実績】 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	-	健康推進課
			【活動指標・当初値】 ・まちかど栄養・糖尿病予防健康相談1,542人	【課題・今後の方向性】 コロナ禍における不特定者に対する事業であるため、令和3年度については検討中		
			【取組内容】(No57再掲) 心身の健康の保持・増進を図るため、地域のイベントや各保健センターを活用し、血圧測定や健康相談・健康教育を行う。	【計画】 健康なつとく相談、健康なるほど講座の実施 【実績】 健康教育 1,408人 健康相談 204人	116	地域保健課
			【活動指標・当初値】 4,390 (H27年度健康教育) 3,922 (H27年度総合健康相談)	【課題・今後の方向性】 引き続き、女性が心身の健康に関して自己管理・行動ができるよう健康教育や健康相談を実施する。		

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策1)生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●妊娠・出産と性に関する健康への支援						
63	性感染症の相談・検査の充実	夜間HIV(エイズ)即日相談・検査を6月1日～7日のHIV検査普及週間、8月の盆帰省時、12月1日の世界エイズデー時の年3回、及びHIV(エイズ)、性感染症に関する相談・検査を毎週水曜日に実施する。 また、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設(インターネットカフェ・コンビニエンスストア等)や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットの配布や成人式での検査案内カードの配布、依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施するなど、人が集まる場での効果的な普及啓発活動を行う。	【取組内容】 6月1日～7日のHIV検査普及週間、12月1日の世界エイズデー、及びお盆帰省時期に、夜間HIV(エイズ)即日検査を実施し、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットを配布する。 ・新成人には、成人式にて啓発物を配布。 ・依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施。 【活動指標・当初値】 平成29年度 ・HIV(エイズ)検査件数:328件 ・梅毒検査件数:245件 ・クラミジア検査件数:244件 ・HIV(エイズ)相談件数:694件 ・性感染症相談件数:520件	【計画】 ・定例及び夜間HIV(エイズ)即日検査・相談(6月、8月、12月)の実施。うち1回は土曜日開催予定。 ・広報くろめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 ・啓発物(ポスター、ちらし等)の配布 【実績】 R2年度 ・HIV(エイズ)検査件数:63件 ・梅毒検査件数:62件 ・クラミジア検査件数:61件 ・HIV(エイズ)相談件数:126件 ・性感染症相談件数:121件 ・広報くろめ、市公式ホームページへの掲載による啓発 【課題・今後の方向性】 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、今年度も継続して実施する。	596	保健予防課
64	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	妊娠から出産、育児についての正しい知識を啓発するとともに、妊婦同士や子育て中の母親との交流を進める取り組みや妊婦健康診査を実施し、出産を控えた妊婦に対して、きめ細かい支援を行う。また、妊娠を希望する女性に対して、不妊治療の相談と支援を引き続き実施する。	【取組内容】 各種相談、教室を通じて、妊娠・出産・子育てについて正しい知識を啓発するとともに、育児不安の軽減を図る。 また、不妊相談等妊娠を希望する女性に対する支援をいく。 【活動指標・当初値】 ・妊婦健康診査受診率 99.5% ・女性の健康相談 20人 (27年度)	【計画】 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査受診率100% ・女性の健康相談の実施 【実績】 ・妊婦健康診査受診率98.8% ・女性の健康相談 3人 【課題・今後の方向性】 引き続き、妊娠・出産・子育てについて正しい知識を啓発するとともに、育児不安の軽減を図る。 また、不妊相談等妊娠を希望する女性に対する支援をする。	235,468	こども子育てサポートセンター
			【取組内容】 乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。 【活動指標・当初値】 ゆつたり子育て相談会(H27年度2,940人)	【計画】 えーるピア久留米、各保健センター等において、保健師・栄養士などによる相談会の開催 【実績】 ゆつたり子育て相談会 315人 【課題・今後の方向性】 引き続き、子供の成長や育児に対する保護者の不安軽減を図ることを目的に実施する。	675	こども子育てサポートセンター
			【取組内容】 各学校での全体計画の作成、活用について指導の充実を図るような助言を行う。 【活動指標・当初値】 授業の実施	【計画】 各学校での年間計画に基づく授業の実施について指導・助言を行う。 【実績】 各学校において、年間計画に基づく指導が実施された。 【課題・今後の方向性】 学習内容の充実	0	学校教育課
15	健康教育や性教育の指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。				

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●子ども・子育てに関する支援の充実						
65	乳幼児健康診査・育児相談等の実施	乳幼児健康診査により、乳幼児の健全な育成を図り、発育や精神面等において問題のある乳幼児を対象として、発達相談事業を実施する。また、保護者の子育てに対する不安解消を図るため、母子保健に関する各種健康相談を実施する。	【取組内容】 乳幼児の健全な発育発達のため健康診査を行い、問題がある乳幼児に対して、各種相談に繋ぐなど、個々に応じた支援を行う。	【計画】 ・乳幼児健康診査受診率100% ・気になるお子さん相談の実施 ・ことばの相談の実施 ・パパママきもち楽々相談の実施 【実績】 ・乳幼児健康診査受診率96.6% ・気になるお子さん相談 107人 ・ことばの相談 62人 ・パパママきもち楽々相談 53人 【活動指標・当初値】 ・乳幼児健康診査受診率 4か月児 95.8%、 10か月児 93.7% 1歳6か月児 92.8% 3歳児 87.8% ・気になるお子さん相談 79人 ・ことばの相談 58人 ・パパママきもち楽々相談 34人 (27年度)	84,325	こども子育てサポートセンター
◎ 66	子ども・子育て支援総合相談事業の実施	子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った総合相談窓口を地域子育て支援センター等に設置し、子育てへの負担・不安の軽減や地域とともに見守るしくみづくりを目指す。	【取組内容】 子育てに関する様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。	【計画】 ワンストップ相談対応の充実(相談員のスキルアップ等) 専門相談への連やかな繋ぎと連携 【実績】 職員の増員で相談対応可能な枠が広がり、より手厚い支援が実施できた。必要な関係機関との連携もスムーズに行え、ケースの状況に応じた機関へ適切に繋ぐことができた。	1,119	こども子育てサポートセンター
67	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備	児童虐待を未然に防ぐために、要支援家庭を様々な子育て支援事業や子育て支援機関につなぐ仕組みを整え、同時に、関係機関や市民に対して虐待防止に関する広報・啓発活動を行う。また、「子ども見守り地域ネットワーク」の構築により、子育て家庭の孤立を防止し、児童虐待防止のための体制充実を図る。	【取組内容】 ・セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会で具体的取り組みについて検討する。 ・乳児家庭訪問事業の地域連携、校区拡充 ・子どもや職員によるオレンジリボン作成 ・中学校への出前サロン事業 ・関係部局や学校、病院、福祉施設等の関係機関、団体との個別ケース会議の実施 ・久留米大学との協働事業として、オレンジリボンキャンペーンを中心に、オレンジリボンの着用を行う。	【計画】 ・新生児訪問事業の地域連携の実施 ・職員対象のオレンジリボン作成キャンペーンを実施 ・個別ケース会議を行う。 【実績】 ・乳児家庭訪問事業の地域連携4校区 ・小中学校への出前サロン事業9校実施予定であったが、コロナのため、3校は内容を変更して実施し、6校は中止した。 ・個別ケース会議134回 ・コロナのため、オレンジリボンキャンペーンは中止。職員によるオレンジリボン作成は実施。	8,417	家庭子ども相談課
●生活上の困難に直面した人々への支援						
68	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童、父母のない児童の生活の安定と自立を支援するため、医療費を助成する。	【取組内容】 制度周知のためホームページによる情報発信	【計画】 ・既存受給者の医療証更新事務 【実績】 ・受給者へ更新案内を送付 ・ホームページの適時修正	241,332	医療・年金課
◎ 69	ひとり親家庭に対する就業支援事業の実施	ひとり親家庭の母又は父等が、看護師等の就職に有利な資格の取得や、職業能力開発のための講座等を受講する際に、給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ひとり親サポートセンター(母子家庭等就業・自立支援センター)等との連携により、就労支援講座や就業情報の提供を行う。 児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就職を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の母または父の就業に有利な資格取得のため、高等職業訓練促進給付金事業・自立支援教育訓練給付金事業、高卒認定試験合格支援事業を実施し、就業支援や学び直しの充実を図る。	【計画】 ・各事業のチラシ配布等を行い、市民への周知を図る。 ・久留米ひとり親サポートセンター(母子家庭等就業・自立支援センター)の相談窓口を市役所庁舎2階ジョブプラザ内に移転する。 【実績】 ・高等職業訓練促進給付金の事業対象者の就職・進学率 85%	36,979	家庭子ども相談課
			【活動指標・当初値】 高等職業訓練促進給付金事業対象者の就職・進学率80%以上	【課題・今後の方向性】 制度の周知・関係機関との連携強化・ひとり親サポートセンター事業の相談件数と就職率を上げる。		

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
70	ひとり親家庭 日常生活支援 事業の実施	ひとり親家庭の母・父が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣し、家事を支援する。	【取組内容】 ひとり親家庭の保護者が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣して家事を行う。 【活動指標・当初値】 生活支援員派遣対象世帯:5世帯以上	【計画】 ・児童相談、子ども総合相談等で必要に応じて事業の紹介を行う。 【実績】 ・生活支援員派遣対象世帯:14世帯 【課題・今後の方向性】 ・ひとり親家庭の生活の自立に向けての支援を行う。	2,500	家庭子ども相談課
71	母子・父子・寡婦福祉相談の充実	ひとり親家庭等の生活の安定、自立を目指し、住宅、手当、就労、貸付等について助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じた相談員の資質の向上を図っていく。	【取組内容】 母子・父子家庭や寡婦の生活の安定を図るため、経済的、社会的、生活的自立に向けた助言を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・窓口での各種相談受付 ・自立支援員研修等への参加 【実績】 ・相談件数596件 【課題・今後の方向性】 ・ひとり親家庭の自立を目指して支援する。	-	家庭子ども相談課
72	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施	母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や就学支度資金など12種類の資金貸付を行い、経済的自立を支援する。	【取組内容】 子どもの学費を貸し付ける修学資金や就学支度資金など経済的自立を支援する事業を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・経済的な面での相談を受け、必要に応じて貸付を行う。 【実績】 ・貸付件数158件 【課題・今後の方向性】 ・ひとり親家庭の経済的自立を目指して支援する。	84,756	家庭子ども相談課
73	母子生活支援施設の運営	経済的・社会的に援助を必要とする母子家庭の母と児童とともに保護し、自立に向けて援助することを目的として、母子生活支援施設を運営する。 また、支援体制の強化に向けた取り組みについて検討を進めていく。	【取組内容】 入所者から様々な相談を受けながら、自立に向けての支援、施設の安全性の向上に取り組む。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・支援が必要な母子家庭の母と児童を保護し、自立に向けて支援する。 【実績】 ・入所者 2世帯5人 【課題・今後の方向性】 ・入所している母子に寄り添いながら、支援していく。	5,223	家庭子ども相談課
74	母子・父子家庭、高齢者・障害者の市営住宅優先入居	市営住宅の定期募集とは別に、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、入居機会を拡大させる。	【取組内容】 定期募集の時期に、一般世帯とは別枠で空き状況に応じ母子・父子・高齢者・障害者の枠を設け、市営住宅の優先入居を実施する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 年に3回の定期募集と同時期に別枠募集を実施。 【実績】 年に3回実施した。 【課題・今後の方向性】 現在の取り組みを継続していく。	-	住宅政策課
◎ 75	久留米市生活自立支援センター事業の実施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、支援員がどのような支援が必要かを相談者に寄り添いながら考えて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	【取組内容】 総合相談事業、家計改善支援事業の実施 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 (久留米市独自) 新規相談受付1,020件/年 支援プラン作成660件/年 就労・増収者数145名/年 【実績】 新規相談受付2,790件/年 支援プラン作成886件/年 就労・増収者数 未集計 【課題・今後の方向性】 新型コロナウイルス感染症の影響により増大している生活困窮者への必要な支援を行うため、生活自立支援センターの相談支援体制の確保及び2業者体制の安定化を図る。	45,240	生活支援第2課
◎ 76	学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どものいる世帯(主に中学生)を対象に、学習支援や日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	【取組内容】 適切なアウトリーチ及び居場所型事業の実施 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 【居場所型】 平均参加者数24人/回 【アウトリーチ型】 100世帯に対して介入 【実績】 【居場所型】 平均参加者数13.4人/回 【アウトリーチ型】 87世帯に対して介入 【課題・今後の方向性】 子どもの進路実現に向けた、世帯への包括的な支援の実施。	14,880	生活支援第1・第2課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
◎ 77	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、学校終了後に生活習慣の習得の支援や学習の支援、食事の提供等を行う。	【取組内容】 市内のNPO団体等に委託し、居場所づくりを実施する。	【計画】 ・対象地域外についての実施方法の検討 【実績】 ・拠点型利用児童数10世帯13人・派遣型利用児童数4世帯5人 【課題・今後の方向性】 ・制度の周知	13,047	家庭子ども相談課
◎ 78	子ども食堂支援事業	様々な家庭の事情を抱えた子どもの生活向上を図るため、食事の提供を行うとともに、地域との交流や生活習慣の習得の支援などを行う。	【取組内容】 子ども食堂を実施する団体に対し、運営費等の補助を支給する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 実施団体の増加に向けた取り組みを行う。 【実績】 新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下で、子ども食堂によっては、感染防止対策を行った上で、従来どおりの事業を実施することが困難な場合もあった。そのような状況下においても、子どもたちの孤立の防止や食環境の確保等が可能となるよう、実施団体から子どもに弁当を配布する方式(いわゆる「持ち帰り方式」)とした場合についても、補助金の対象とした。 《令和3年3月末現在》 ・補助団体6団体 【課題・今後の方向性】 子ども食堂の運営について、フードバンクやフードドライブ等を活用した寄付の仕組みづくりを構築することなどによる、補助金に依存しない運営体制づくりのサポートが必要である。	1,473	子ども政策課
●高齢者、障害者、外国人等への支援の充実						
79	消費生活啓発講座・相談実施	高齢者が被害にあいやすいニセ電話詐欺や悪質商法などについて、相談や啓発を実施することで、安心して暮らせる環境の整備を図る。	【取組内容】 ポスター、チラシなどで広く消費者被害の未然防止の啓発を行う。出前講座やくらしのカレッジで悪徳商法、詐欺への啓発を行う。消費に関する相談を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 くらしのカレッジ開催(8回予定) 出前講座の実施 5月の消費者月間中に街頭啓発活動実施 【実績】 くらしのカレッジ(3回) 出前講座(22回) 街頭啓発(感染症蔓延のため中止) 【課題・今後の方向性】 引き続き、くらしのカレッジや出前講座の実施により啓発を行う	-	消費生活センター
80	障害者相談支援事業の実施	障害者の地域における相談支援体制の中核をなす基幹相談支援センターの設置をはじめ、障害者やその家族などからの相談に応じる相談窓口を拡充し、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるように支援を行う。	【取組内容】 基幹相談支援センターを市内4ヶ所で開設し、障害者やその他家族などの総合的・専門的な相談支援や指定相談支援事業所への指導・助言など市全体の相談支援体制の強化を図る。 【活動指標・当初値】 相談件数:4,470件	【計画】 ○委託相談支援(障害当事者・家族等を主な対象) ・総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護・虐待の防止 ○基幹相談支援(事業者を主な対象) ・指定相談支援事業者等に対する助言、支援 ・サービス等利用計画等作成の推進 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・地域づくりへの取組 ・地域生活支援協議会運営(事務局) 【実績】 相談件数:8,455件 【課題・今後の方向性】 各基幹同士での社会資源情報の共有を行い、地域格差を減らす。障害者の増加に伴う複雑な事例を検討することで基幹職員及び相談支援専門員のスキルアップが必要。	82,811	障害者福祉課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2)困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
81	高齢者・障害者等の権利擁護の推進	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になっても、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進する。	【取組内容】 成年後見制度の啓発を進めるとともに、成年後見センターの運営により相談・支援窓口を整備する。また、制度利用促進のため、本人等が申立ができない場合に市長申立を実施する。さらに、制度の新たな担い手と期待される市民後見人のスキルアップに取り組む。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・出前講座 ・成年後見制度説明会 ・成年後見センター運営(委託) ・成年後見制度市長申立 ・成年後見制度利用支援事業 ・市民後見人候補者フォローアップ研修開催 【実績】 ・成年後見制度講演会…1回実施31人(新型コロナウイルス対策のため2回中止) ・成年後見センター委託…相談件数512件:うち高齢者316件(R3.3.31現在) ・成年後見制度市長申立…19件(R3.3.31現在) ・後見等報酬補助…11件交付(R3.3.31現在) ・申立費用補助…2件交付(R3.3.31現在) ・市民後見人候補者フォローアップ研修…3回実施延べ120人出席(新型コロナウイルス対策のため5回中止、レポート提出者含む) 【課題・今後の方向性】 認知症高齢者の増加から成年後見制度が必要な人の増加が見込まれるため関係機関と連携し適切に対応する。また、R3年10月1日からの中核機関の設置に向けて成年後見センターや3土会、福岡家庭裁判所等と中核機関としての役割の整理を行い、準備を進める。 更なる制度の普及・啓発に努める。 また、市民後見人養成にあたって家裁から要件が示されたことも踏まえ、市民後見人が選任されるために支援を行う。	18,590	長寿支援課
81	高齢者・障害者等の権利擁護の推進	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になっても、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進する。	【取組内容】 長寿支援課と連携し、成年後見制度の啓発を行う。また、本人申立て及び親族申立てができない場合、市長申立てを行う。 【活動指標・当初値】 【H27年度実績】 ・相談件数 11件 ・市町申立て 3件	【計画】 ・成年後見制度市長申立て ・後見等報酬補助 【実績】 ・相談件数 27件 ・市町申立て 5件 ・後見等報酬補助 4件 【課題・今後の方向性】 全国的な制度利用者の増加に伴い、市内での利用者数増加を考慮し、適切な対応を行っていく。	895	障害者福祉課
82	家族介護支援の充実	家族介護者の介護の負担軽減と孤立化防止のため、介護教室等を実施する。	【取組内容】 介護家族の支援や、介護負担を原因とする虐待防止などのため、家族介護に関する知識の習得を目的とした講座等を実施する。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・家族介護に関する講座等について、委託先と検討し実施する。 【実績】 合計106人参加(内訳) 高齢者に優しい食事:12人、認知症の基礎知識:16人、仕事と介護の両立ポイント:8人、家族介護に伴うストレスへの対応:18人、負担が少ない介護方法:18人、健康増進のための口腔ケア:14人、認知症の方とのコミュニケーション:13人、自宅で安心して暮らせる環境づくり:7人 【課題・今後の方向性】 認知症の方とのコミュニケーションのテーマの実施では、2時間の時間でも必要で、コミュニケーション実践に関する内容が少なくなってしまうことが課題であった。このテーマについては令和3年度も実施をする予定であるので、開催時間の工夫等を行い、認知症の方とのコミュニケーションの実践をより多く学ぶことができるようにしていく。	945	長寿支援課

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
83	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者や介護者の様々な相談に対し、地域包括支援センターを核とする身近な地域の相談窓口を設置し、適切な支援を行う。	【取組内容】 11全ての日常生活圏域への設置を目指し、地域包括支援センター開設に取り組み、地域における高齢者の相談支援体制の構築を図る。	【計画】 北第2地域包括支援センターの移転の検討 【実績】 移転先検討の結果、地場産くまめ2階への移転・改修内容を決し、令和3年度予算案可決。	388,951	長寿支援課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 令和3年度中に、地場産くまめ2階を改修し、北第2地域包括支援センターの移転を完了する。地域包括支援センターの認知度向上に努める。		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 -		
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【活動指標・当初値】 -	【課題・今後の方向性】 -	-	全庁 (総合政策部)
			【取組内容】 本庁舎東側まごころ駐車場がわかりにくいため、来庁者が専用駐車場と、一目見てわかるよう看板等の設置を行う。	【計画】 庁舎EVの視覚障がい者の利用に配慮したボタン表示等の見直し 【実績】 庁舎EV7, 8号機(東側)の改修に伴い視覚障がい者に配慮したボタン表示を行った。		
			【活動指標・当初値】 専用区画前後に看板設置	【課題・今後の方向性】 今後、庁舎のEV改修に併せて見直しを実施予定。		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 - 【実績】 -	-	全庁 (協働推進部)
			【活動指標・当初値】 -	【課題・今後の方向性】 -		
			【取組内容】 誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に施設を利用できるように、関係法令を踏まえ、施設整備を推進する。	【計画】 関連法令に適する公共施設の整備を行う。 【実績】 公共施設の整備を検討する際には、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れている。	-	全庁 (市民文化部)
			【活動指標・当初値】 バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った整備を行なう	【課題・今後の方向性】 法や制度改正を的確に把握し、対応する。		
			【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点に立ち、既設構造物に対しての点検および新設時の配慮	【計画】 様々な利用者の状況を想定したうえで公共施設の整備を図る。 【実績】 実績なし	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 新規、既設構造物整備の際は、ユニバーサルデザインを考慮する。		
			【取組内容】 公共施設の建設・改修時にはバリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 様々な特性・状況の利用者を想定して施設整備・改修を行う。 【実績】 該当なし	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 担当職員が取り組み内容を十分に把握しておく必要がある。		
			【取組内容】 全ての利用者が制限されることなく、利用できるよう施設運営を行う。	【計画】 斎場や各クリーンセンターにおいて、利用者の状況及び意見をふまえ、快適な利用ができるよう、状況に応じて施設を改善する。 【実績】 該当なし	-	全庁 (環境部) 斎・上津CC・宮ノ陣cc
			【活動指標・当初値】 -	【課題・今後の方向性】 今後も、利用者の視点に立ったバリアフリーの整備に努める。		

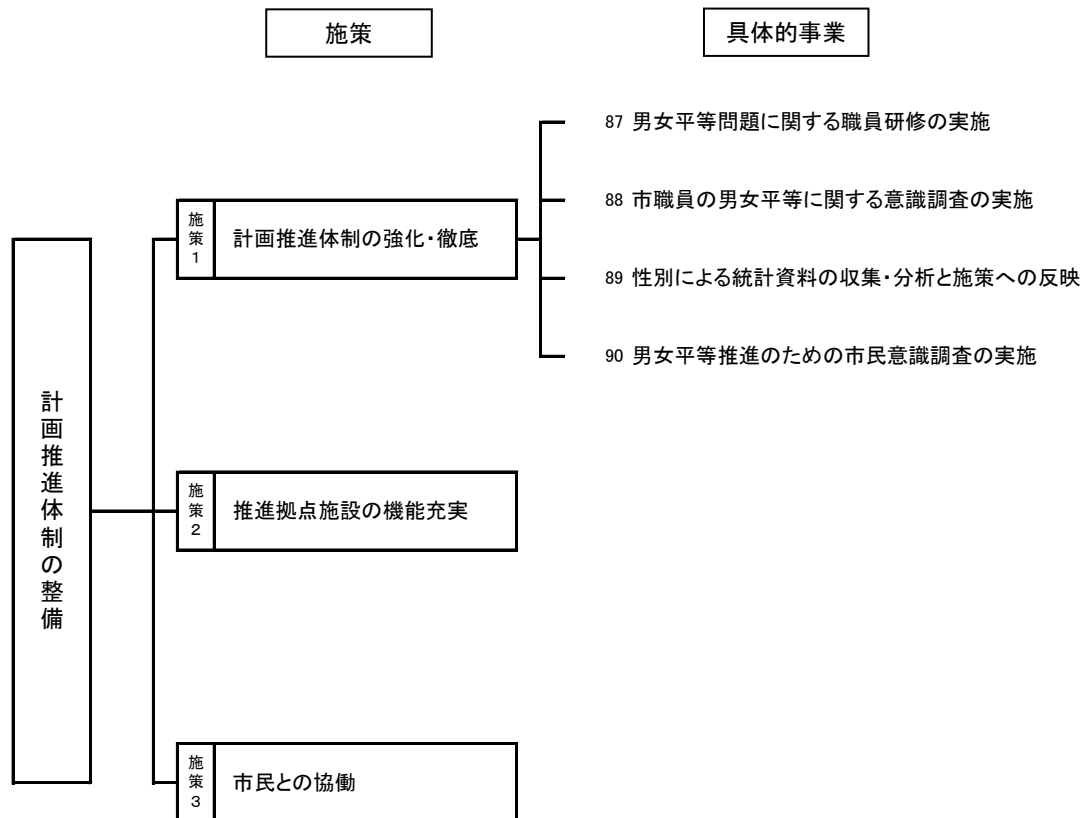
施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 新たな施設整備の際には、様々な利用者の視点に立った整備を行う。	【計画】 R2該当なし 【実績】 R2該当なし	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 H28該当なし	【課題・今後の方向性】 公共施設を整備する場合は、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備を推進する		
			【取組内容】 該当施設無し	【計画】 【実績】 該当施設なし	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 ユニバーサルデザインの視点を持って公共施設の整備を推進する。	【計画】 ユニバーサルデザインの視点を持って、計画的な公共施設の整備を進める。 【実績】 ユニバーサルデザインの視点を持って、施設整備に取り組んだ。	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については、関係部局と調整を行う。	【計画】 あらゆる市民が安全に安心して施設等を利用できるよう、環境整備に努める。 【実績】 定期的に点検を実施し、必要に応じて修繕を行った。	-	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 利用者が快適に利用できるよう、継続的に点検を実施する。		
			【取組内容】 通路等の障害物や危険箇所がないか等、施設の点検と改善を行い、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。 誰もが分かりやすい庁舎内の掲示や案内について工夫をしていく。	【計画】 施設の改修計画に従って、修繕を行っていく。 【実績】 本館屋上防水工事改修を行い、庁舎の安全性を確保した。	9,020	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き安全で安心な庁舎となるよう必要な修繕を行っていく。		
			【取組内容】 定期的に施設の点検を実施し、高齢者・障害者をはじめ、来庁者・職員すべての人にとって利用しやすい環境の整備を行う。	【計画】 庁舎内を順次点検し、危険箇所の把握および必要に応じた修繕を行う。 【実績】 定期的に点検を実施し、必要に応じて修繕を行った。	-	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 実施		
			【取組内容】 三瀬生涯学習センター授乳スペース、育児用ベッドの場所の案内等を設置した。継続的に施設の点検を実施し、修繕が必要な箇所については関係部局と調整を行う。	【計画】 昨年度に引き続き、より安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。 【実績】 高齢者、妊産婦や乳幼児連れの方が、車の乗り降りがしやすいように一部駐車場の柵を広げた。	-	全庁 (三瀬総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるよう取り組む。		
			【取組内容】 誰もが、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【計画】 公共施設の整備に努める 【実績】 公共施設の整備を進めた	-	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】 実施する	【課題・今後の方向性】 今後も左記内容を踏まえ整備に努める		

施策の方向Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
(施策2) 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。	【取組内容】 施設内の段差解消や多目的トイレの設置等、バリアフリーの視点に立った施設整備を行う。	【計画】 施設改修工事の機会を捉えて実施。ただし、小規模の工事に対応可能なものは随時実施。 【実績】 4校でトイレ改修工事を実施。校舎増改築事業では施設のバリアフリー化を図った工事を施工した。	-	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 国の補助動向を見極めながら、有利な財源確保をしていくことが必要。		
			【取組内容】 該当なし	【計画】	-	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 通路や窓口カウンターの障害物等の点検を行い、全ての市民が快適に利用できるよう整備を行う。	【計画】 椅子の整理をはじめ市民が安全に利用できるよう環境を整える。 【実績】 通路に並んだ椅子やカウンターの備品などを日頃から整理に努めることで、来庁者の安全や利便性の確保を図った。	-	全庁 (農業委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 市民の安心・安全な利用のため、更なる職員間の意識の向上に努める。		
85	本市に在住する外国人への生活支援の充実	関係団体等と連携し、日本語教室や無料相談会などを実施し、参加者が抱える課題や問題などの把握に努める。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努める。さらに、多言語での生活情報をスマートフォンなどで容易に入手できるように、「外国人のための生活ガイド」の適切な運用を図る。 (具体的な取り組み) ・日本語教室の開催 ・無料相談会の開催 ・「外国人のための生活ガイド」サイトの運用	【取組内容】 日本語教室や無料相談会の実施を支援し、在住外国人が抱える課題解決をサポートする。 また、スマートフォンでも生活に必要な情報が手軽に入手できるよう開設した「外国人のための生活ガイド」の周知を図る。	【計画】 外国人無料相談会(年12回) 日本語教室(年30回程度) 「外国人のための生活ガイド」のデータ更新と周知 【実績】 外国人のための無料相談会を10回(1回/月)開催。※4月、5月はコロナウイルス感染症対策(施設閉館)に伴い中止。 日本語教室全15回開催。(後期のみ)※前期15回はコロナウイルス感染症対策により中止。 「外国人のための生活ガイド」のデータを更新。	640	観光・国際課
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 令和3年度より広聴相談課へ業務を移管		
◎ 86	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に関する啓発の推進	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。	【取組内容】 多様な性のあり方への正しい認識と理解を深めるため、情報収集し施設内での情報揭示、書籍紹介。 男女平等啓発講座においてLGBTを含む人権問題への啓発を行う。	【計画】 セクシャル・マイノリティに関する啓発講座の実施及び図書情報ステーションでの情報提供 【実績】 セクシャル・マイノリティ講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。 図書情報ステーションにおける書籍の収集と紹介	0	男女平等推進センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 セクシャル・マイノリティに関する啓発講座の実施及び図書情報ステーションでの情報提供		
			【取組内容】 展示室でセクシュアル・マイノリティのパネルを展示する	【計画】 セクシャル・マイノリティのパネル展示 【実績】 常設展示室での展示	-	人権啓発センター
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 展示室を活用した学習を推進する		

計画推進体制の整備



4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
●推進体制の整備						
87	男女平等問題に関する職員研修の実施	階層別研修(新規採用職員・新任課長)において男女平等問題に関する基礎知識の習得や意識向上を図るための研修を実施する。課題研修では、管理監督職から一般職(若手職員)を対象とした各種研修や講演会等を実施することで、男女共同参画の視点に立った行政運営に向けた意識の向上を図る。 また、各部局に男女平等研修推進者を設置し、推進者が講師となり全職員(任期付非常勤職員、臨時職員等含む)を対象に職場研修を実施する。 男女平等研修推進者は2年間を任期とし、毎年、推進者への研修を実施することで職場研修の男女平等問題の基礎知識や職場研修の実施手法を習得する。	【取組内容】 男女共同参画社会実現のための職員の意識の向上や固定的性別役割分担意識の解消を進めるため、下記のような研修や意識啓発を実施する。 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び各部での職場研修 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・階層別研修(新規採用職員研修、新任課長研修) ・男女共同参画推進講演会 ・男女平等研修推進者研修及び職場研修 【実績】 ・階層別研修(新規採用職員研修39名、新任課長研修25名) ・男女共同参画推進講演会(63名) ・男女平等研修推進者研修(延69名)及び各部での職場研修(2,614名) 【課題・今後の方向性】 引き続き取り組みの継続が必要。	29	行財政改革推進課
88	市職員の男女平等に関する意識調査の実施	行政内部における男女平等問題、職員の意識など、問題解決の基礎資料となる調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率100%を目指し、調査結果を施策に反映させるとともに男女平等の職場づくり、職場研修に活用する。 【活動指標・当初値】 調査票有効回収率 99.9%(平成25年度)	【計画】 ・必要に応じて、関係課と協議を行う。 【実績】 ・令和2年度は実施予定なし 【課題・今後の方向性】	-	男女平等政策課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 近年の久留米市人口の増加傾向について要因を把握するため、性別、地域別、年齢別など様々な視点からの分析を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 ・人口動向分析の更なる新化により、施策立案等への積極的な活用を促進する。 【実績】 業務委託等を活用しながらデータ集約を実施。 【課題・今後の方向性】 施策の検討にあたり、より活用しやすいデータ収集の手法について考えつつ、実施していく。	-	全庁 (総合政策部)
			【取組内容】 職員情報を職種別・補職別・部局別・男女別等に整理し、人事管理や組織運営の基礎資料としている。 また、市職員の定期健康診断等のデータを男女別・年代別等に整理し、健康指導や受診勧奨、各種健康教室等への参加など市職員の健康づくりに活用している。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 人事異動等に伴うデータの更新、健康診断等のデータの分析および活用 【実績】 職員情報等の年度更新を行った。 【課題・今後の方向性】 引き続き情報を更新し、施策へ反映させる。	-	全庁 (総務部) ※人事厚生課
			【取組内容】 市民意識調査で性別による収集・分析を行い、相談業務(広聴・相談課、消費生活センター)については性別による相談件数の収集を行う。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 性別による収集・分析を行う。 【実績】 市民意識調査は実施なし 相談業務においては性別による相談件数の収集を行った。 【課題・今後の方向性】 今後も実施する。	-	全庁 (協働推進部)
			【取組内容】 各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。 【活動指標・当初値】 実施	【計画】 性別、年代等の項目をアンケート中に盛り込み得た情報を元に、男女ともに参加しやすい講座づくりを行っていく。 【実績】 アンケート中に性別、年代の項目を盛り込み集計し、講座内容の参考としている。 【課題・今後の方向性】 集計したアンケート結果を今後の事業・講座へ反映させる。	-	全庁 (市民文化部)

4 計画推進体制の整備

No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 各部局で実施する講演会等・研修等でアンケートをとり、課題を整理し改善策を検討する。	【計画】 引き続き性別、年代等の項目を盛り込んだアンケートを収集・分析し、男女ともに参加しやすい研修等を開催する。 【実績】 実施無し	-	全庁 (健康福祉部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 各部局で実施する講演会等・研修等でアンケートをとり、課題を整理し改善策を検討する。		
			【取組内容】 各種調査・アンケートによる性別や年齢によるデータの収集・分析を行い、各種事業の改善等につなげる。	【計画】 各種事業・講座等を実施した際のアンケートに、性別や年代別の項目を盛り込み、今後の事業等への反映を図る。 【実績】 各種調査・アンケート実施の際は、性別や年代別の項目を設けて情報収集に努めた。	-	全庁 (子ども未来部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 収集したデータを基に詳細な分析が必要。		
			【取組内容】 部主催の各講座において、性別及び年齢層の記入も含めたアンケートを配布し、今後の事業運営に反映させる。 ・宮ノ陣クリーンセンター主催事業 ・環境フェア開催時の講座 ・自然観察会 ・サンデーリサイクル開催時の講座	【計画】 アンケート(性別及び年齢の記入)の実施と分析、次回事業への反映。 【実績】 ・宮ノ陣クリーンセンター主催事業において、アンケートを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。 ・環境交流プラザ(宮ノ陣クリーンセンター)で開催している講座において、性別及び年連想の記入を含めたアンケートを実施。 ・自然観察会等のイベントでアンケートを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止した。(保全)	-	全庁 (環境部) 政・保・資・宮ノ陣cc
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 アンケートによるデータの収集と分析を実施する。		
			【取組内容】 部主催のイベント・講座等において、アンケートに性別、年齢欄を設け、施策検討の際の基礎資料として活用する。	【計画】 ・アンケート調査の実施、活用 ・くるモニ等の活用 ・回答者属性の活用 【実績】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業中止等もあったが、開催したイベント等において年齢や性別の記入を含めアンケートを実施した。	-	全庁 (農政部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 アンケートによるデータの収集と分析を実施する。		
			【取組内容】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。	【計画】 部内研修や各種事業・講座を実施した際のアンケートに、性別や年代の項目を盛り込み、今後の事業・講座への反映を図る。 【実績】 アンケートに、性別や年代の項目を盛り込んだ。	-	全庁 (商工観光労働部)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 性別による統計資料の分析を行い施策へ反映する。		
			【取組内容】 部主催の講座等におけるアンケートに性別、年齢欄を設け、都市建設分野における男女平等の推進に向けた施策の基礎資料とする。	【計画】 資料収集、基礎資料作成 【実績】 アンケートには性別、年齢欄を設けた。	-	全庁 (都市建設部)
			【活動指標・当初値】 計画の実施	【課題・今後の方向性】 アンケートの性別や年齢を男女平等推進に生かす。		

4 計画推進体制の整備

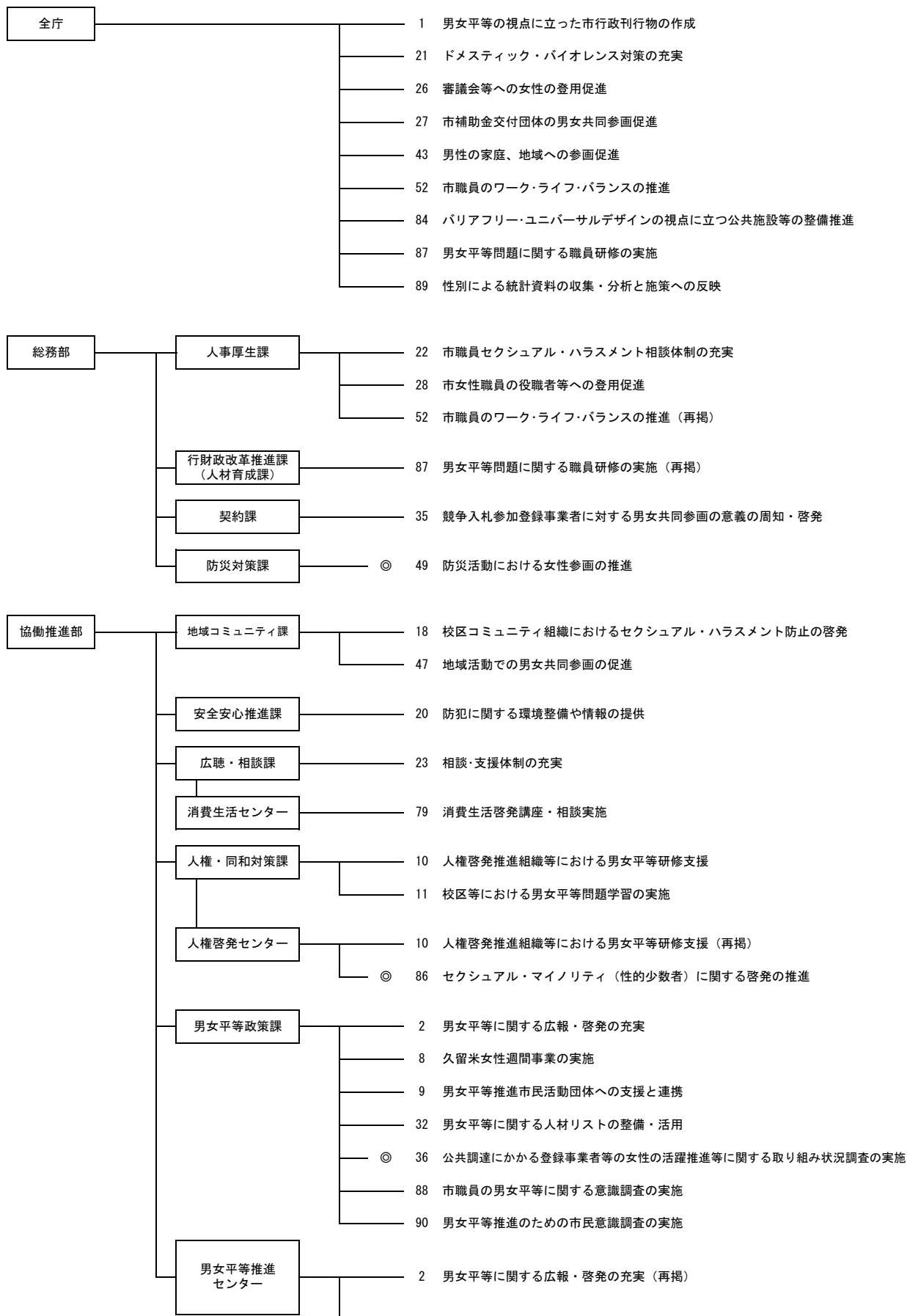
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
89	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別及び年齢などで収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図る。	【取組内容】 支所で実施する講演会等でアンケートを取り、今後の課題を整理し、改善策について検討していく。	【計画】 引き続き研修会等でアンケートを実施し、参加者の状況を分析し、課題整理を行う。 【実績】 支所で行う研修時にアンケートを実施し、集約等を行った。	—	全庁 (田主丸総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 研修時にアンケートを実施し、参加者の状況を分析することで課題解決に努める。		
			【取組内容】 支所で行う講演会や研修時にアンケートを実施し、集約や分析を行うことで今後の課題を整理し、改善策について検討をしていく。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。 【実績】 研修時にアンケートを取り、参加者の状況を分析。次回開催時の検討資料とすることができた。※講演会はコロナの影響で中止。	—	全庁 (北野総合支所)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 引き続き、講演会などでのアンケートを実施する。		
			【取組内容】 支所で実施する研修、講演会等でのアンケートは、性別・年代ごとに集計する。	【計画】 支所で実施する研修・講演会でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計する。 【実績】 支所で実施する研修・講演会でのアンケートでは、性別・年代ごとに集計を行った。	—	全庁 (城島総合支所)
			【活動指標・当初値】 アンケート実施による課題抽出・解決で今後の事業をより良いものとする。	【課題・今後の方向性】 アンケート実施による課題抽出・解決で今後の事業をより良いものとする。		
			【取組内容】 各種講座の開催でアンケート等を取り、課題等を抽出し、今後の事業展開へ反映させる。	【計画】 昨年度に引き続き、講演会や研修時のアンケート実施、集約、分析、課題の整理、改善策の検討を行う。 【実績】 講演会や、研修時にアンケートを実施し、意見の集約を行った。	—	全庁 (三潁総合支所)
			【活動指標・当初値】 アンケート等を取り、より良い事業展開を図る。	【課題・今後の方向性】 課題整理を行い、今後の事業展開へ反映させていく。		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 該当なし 【実績】 該当なし	—	全庁 (上下水道部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		
			【取組内容】 教諭の男女の人数を把握し、今後の女性管理職登用等の資料として活用する。	【計画】 令和2年度5月1日現在の学校基本調査等を活用 【実績】 学校における役職別教員の男女の割合を算出。	—	全庁 (教育部)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】 小学校では女性職員の割合が全体の67%であり、教頭・副校長は53%、校長は24%となっている。更に、女性管理職候補者の掘りおこしや育成に努めていく。		
			【取組内容】 各種選挙の執行において、投票者数(投票率)等の統計を調査し、啓発等に活用していく。	【計画】 啓発等への活用 【実績】 選挙の記録を作成し公表した。	—	全庁 (選挙管理委員会事務局)
			【活動指標・当初値】 実施	【課題・今後の方向性】 啓発等への活用		
			【取組内容】 該当なし	【計画】 【実績】	—	全庁 (農業委員会事務局)
			【活動指標・当初値】	【課題・今後の方向性】		

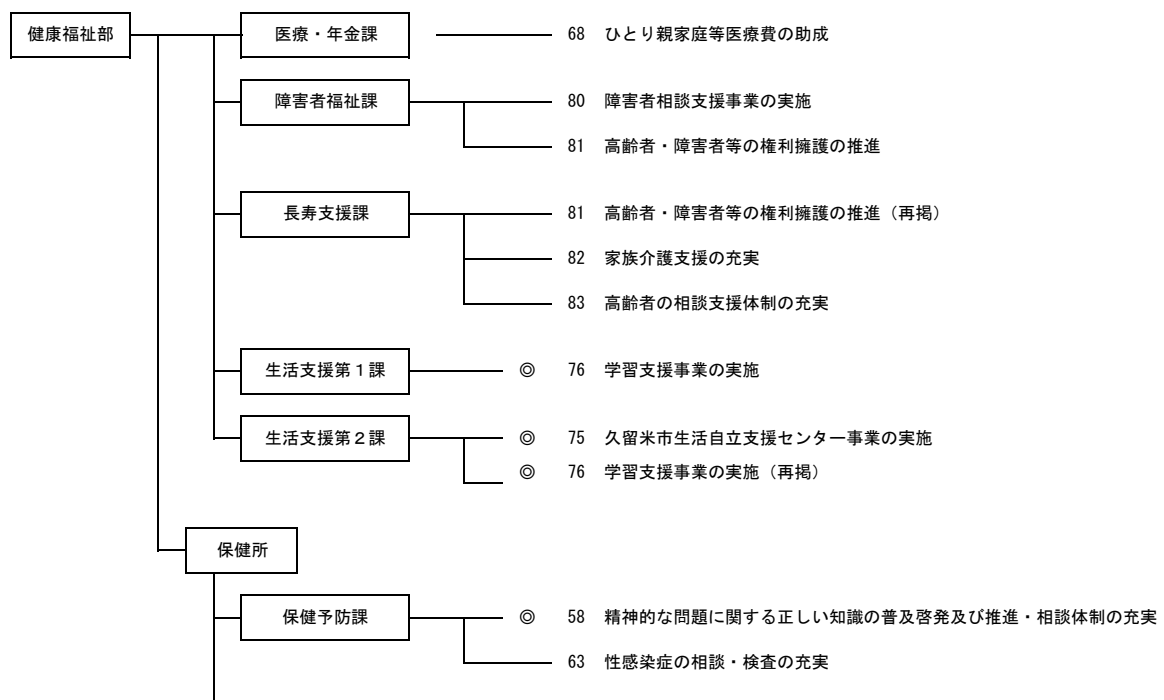
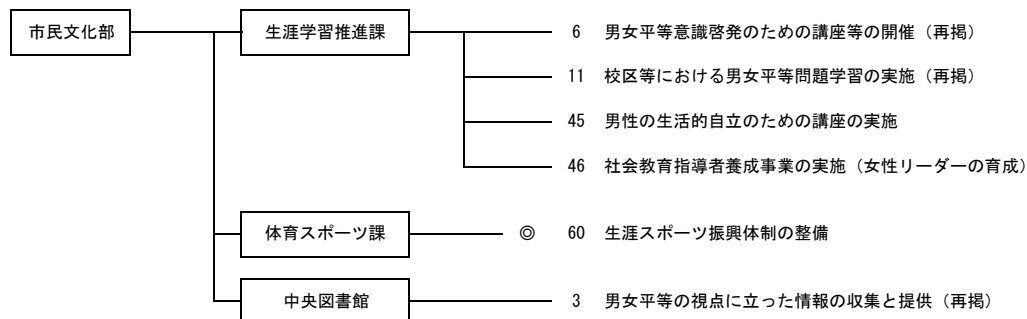
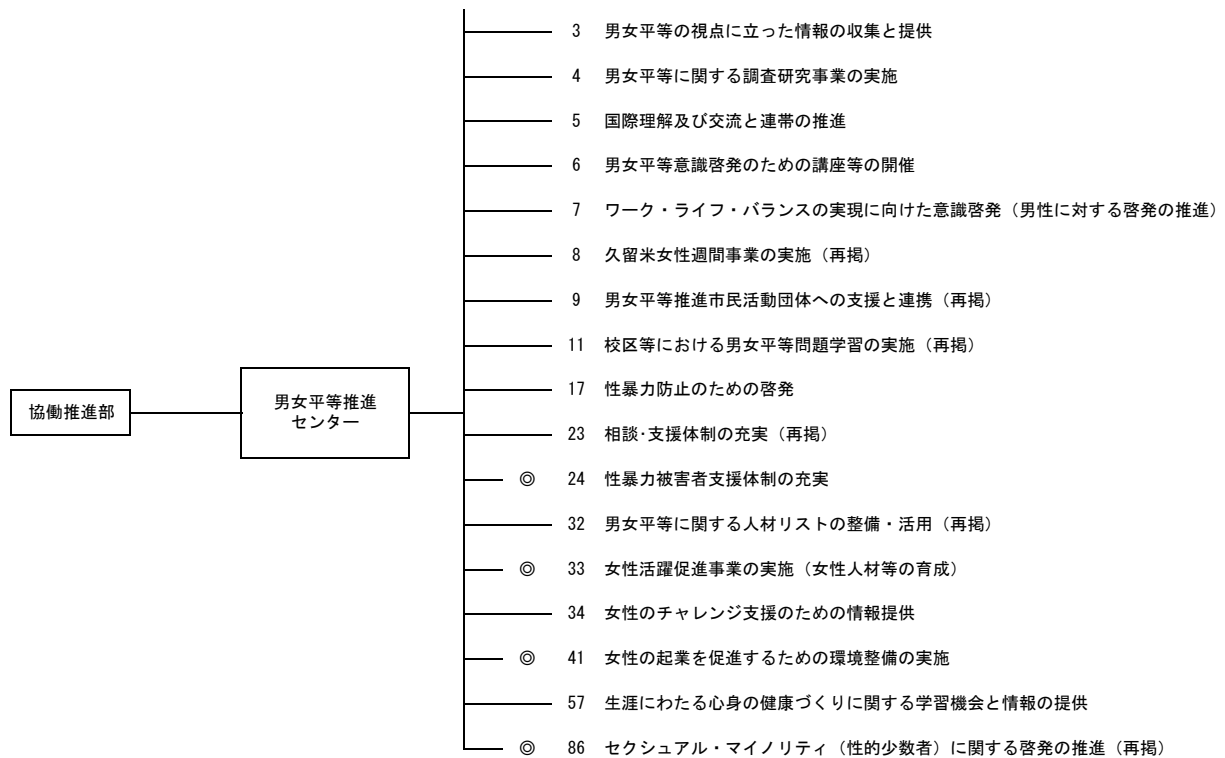
4 計画推進体制の整備

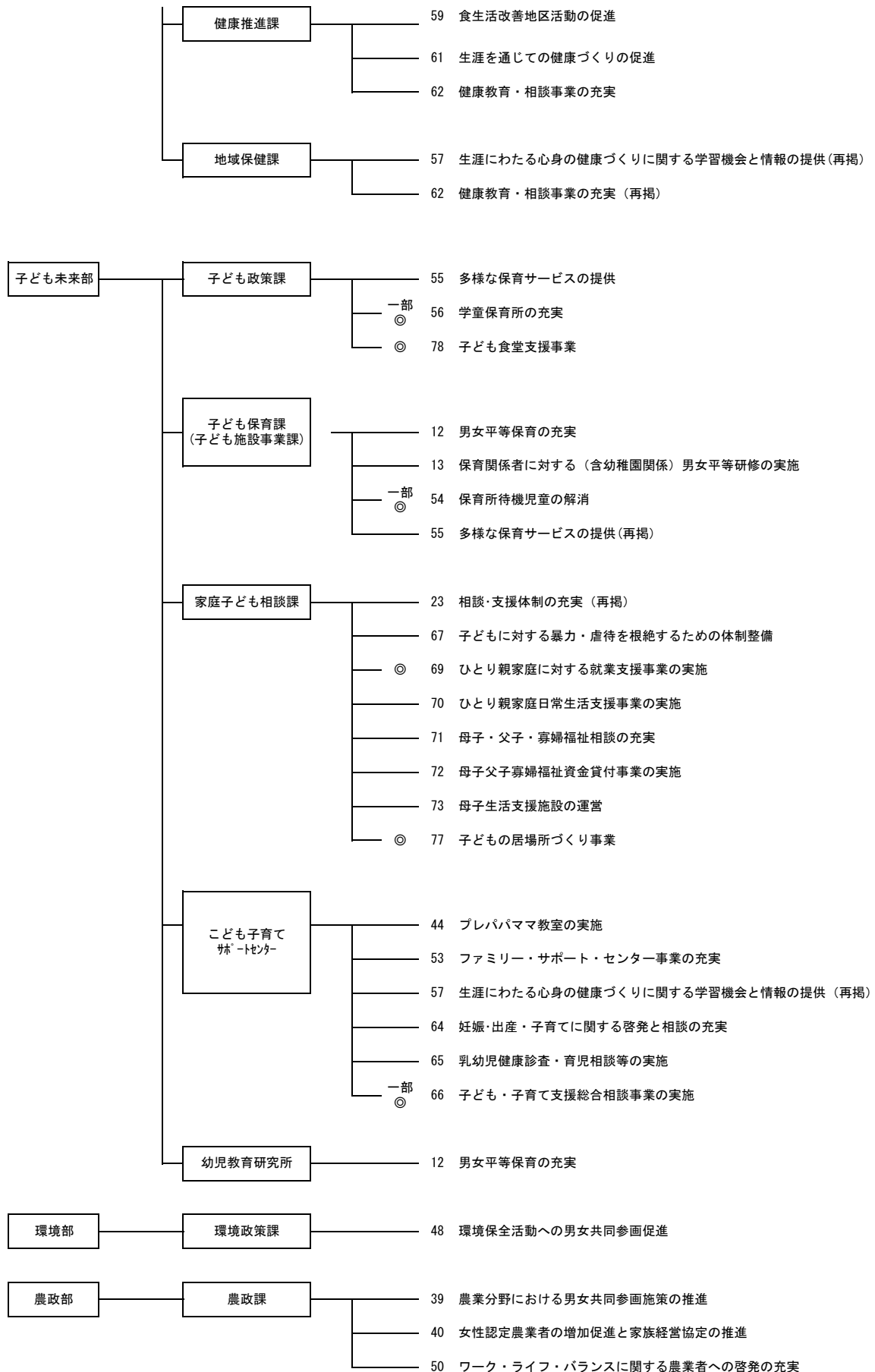
No.	具体的事業	事業の内容	取組内容	令和2年度	2年度 決算額 (千円)	担当課
90	男女平等推進 のための市民 意識調査の実 施	第4次久留米市男女共同参画行 動計画策定の基礎資料とするた めの調査を実施する。	【取組内容】 調査票回収率向上を目指し、調 査結果を施策に反映させるとも に男女がともにのびやかに生きる 新しいまちづくりを進める。	【計画】 今年度策定する第4次男女共同 参画行動計画の基礎資料とす る。 【実績】 ・5年に一度のため、調査は実施 していない。 ・調査のデータを参考にしつつ、 計画を作成した。 【課題・今後の方向性】	-	男女平等政策 課

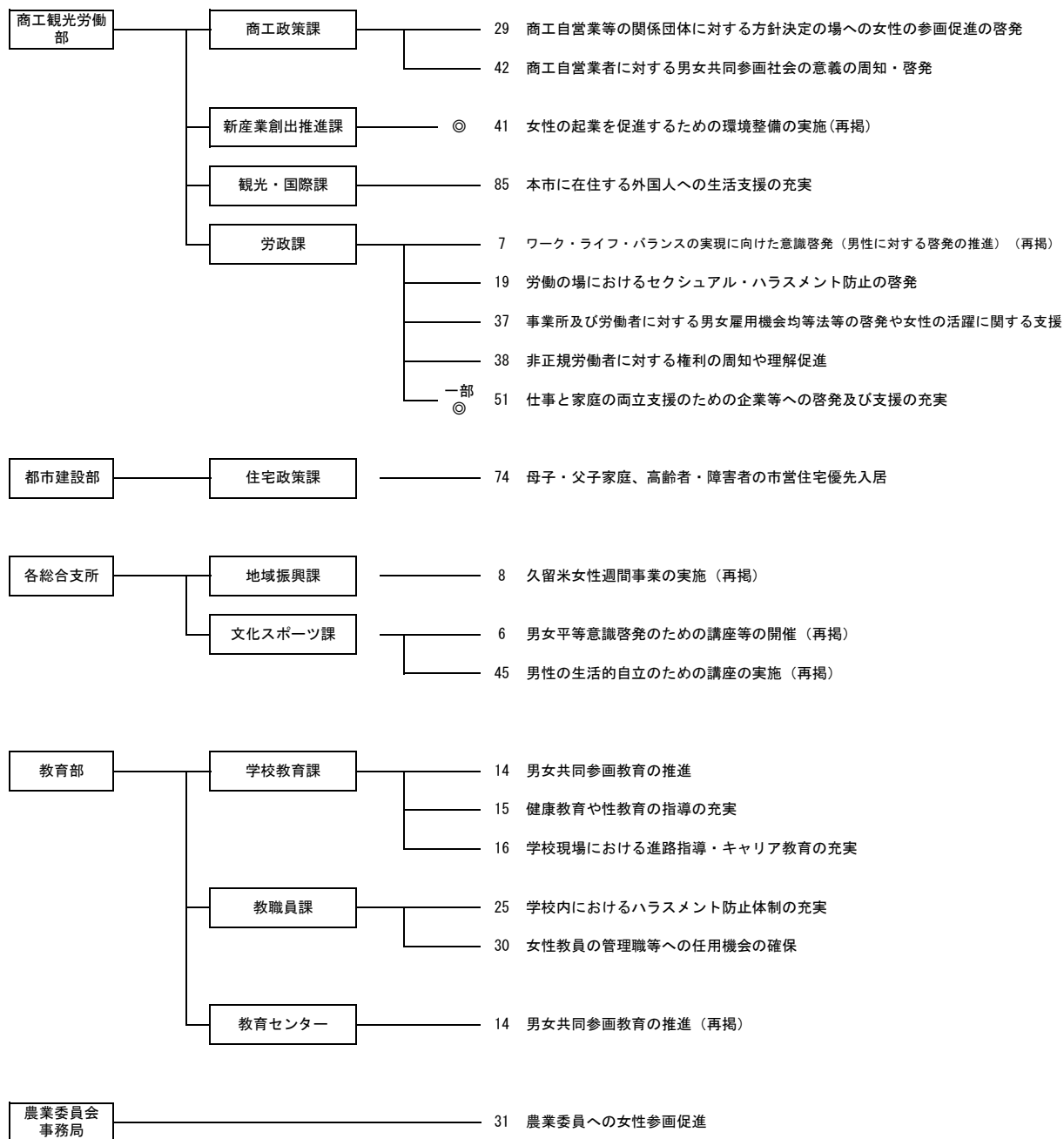
4 部課別具体的事業一覧

◎は第3次男女共同参画行動計画第2期実施計画における新規事業









第2部 女性の現状に関する統計資料

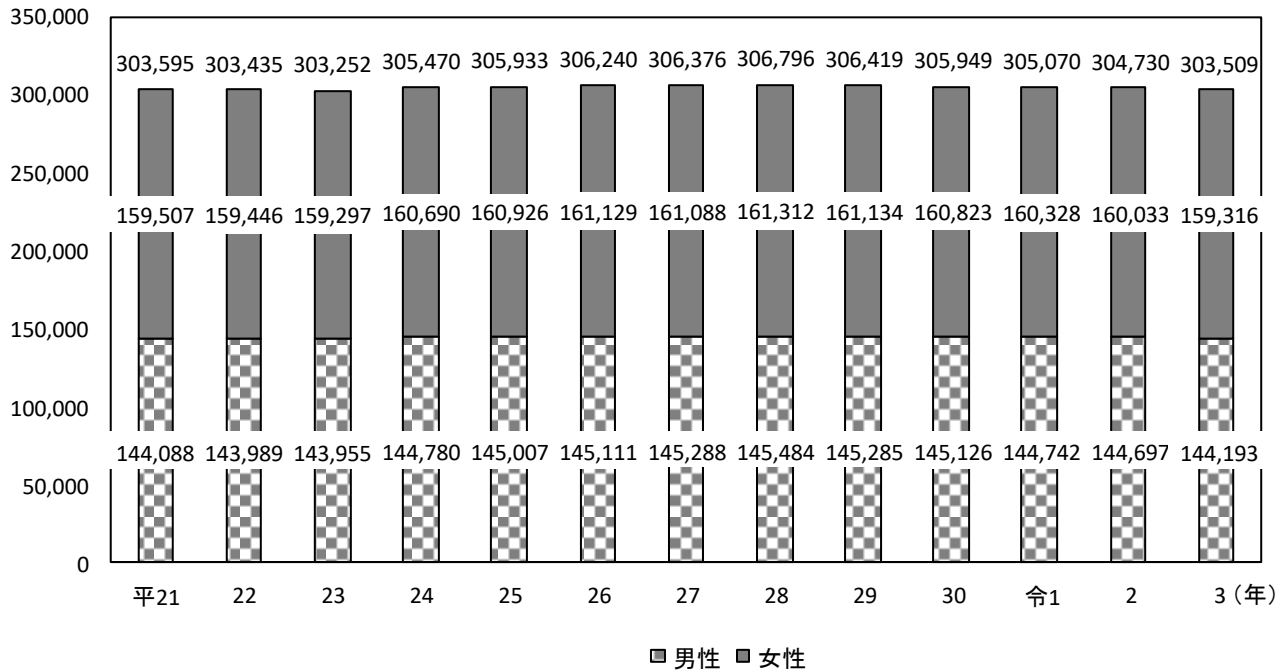
I 人 口

1. 人口の変化（市）

（1）久留米市の人口

久留米市の人口は、平成 24 年以降、増加傾向で推移していたが、平成 28 年をピークに減少している。また、男女比については、女性の割合が男性を上回っている。

図表 I－1 人口推移（市）



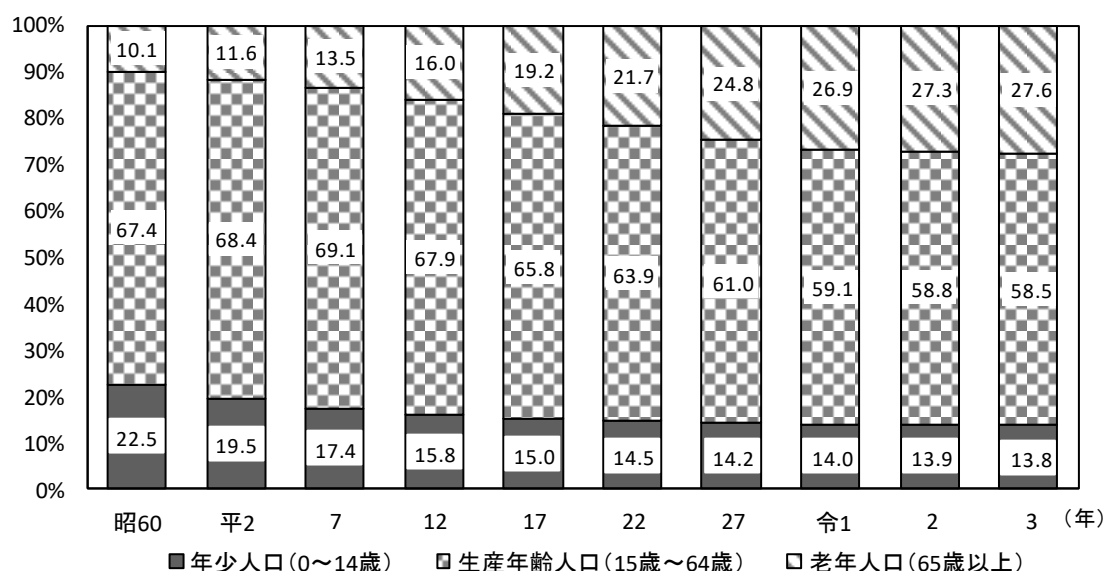
※住民基本台帳法の改正により、平成 24 年以降は外国人を含む。

資料出所：「住民基本台帳月報」（毎年 10 月 1 日時点）

(2) 少子高齢化の現状

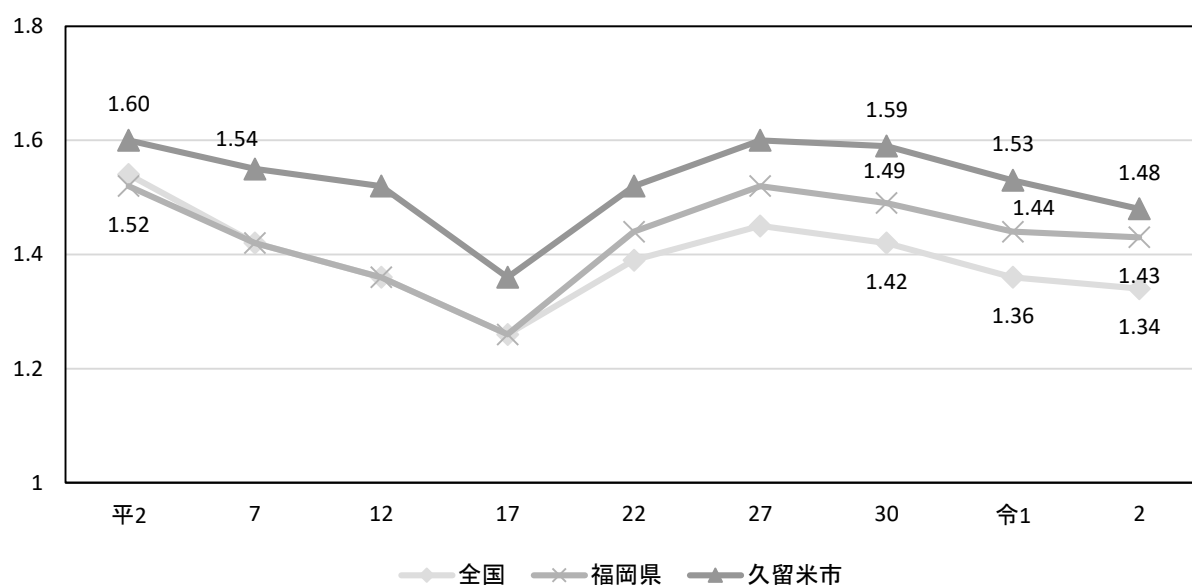
久留米市では、平成 12 年から老年人口が年少人口を上回るようになり、その差は年々広がり、生産年齢人口の減少が続いている。全国の合計特殊出生率は低下を続け、平成 17 年には 1.26 と過去最低を記録した。平成 18 年以降は緩やかな増加傾向にあったが、近年は低下傾向にある。久留米市は、全国や福岡県に比べやや高い水準で推移しているが、人口を維持するために必要とされる 2.07（2019 年人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所）を大きく下回っている。

図表 I - 2 年齢 3 区分の構成比の推移



※住民基本台帳法の改正により、平成 24 年以降は外国人を含む。
資料出所：昭和 60 年～平成 12 年・・・国勢調査（10 月 1 日時点）
平成 13 年～令和 3 年・・・住民基本台帳月報（10 月 1 日時点）

図表 I - 3 合計特殊出生率の推移



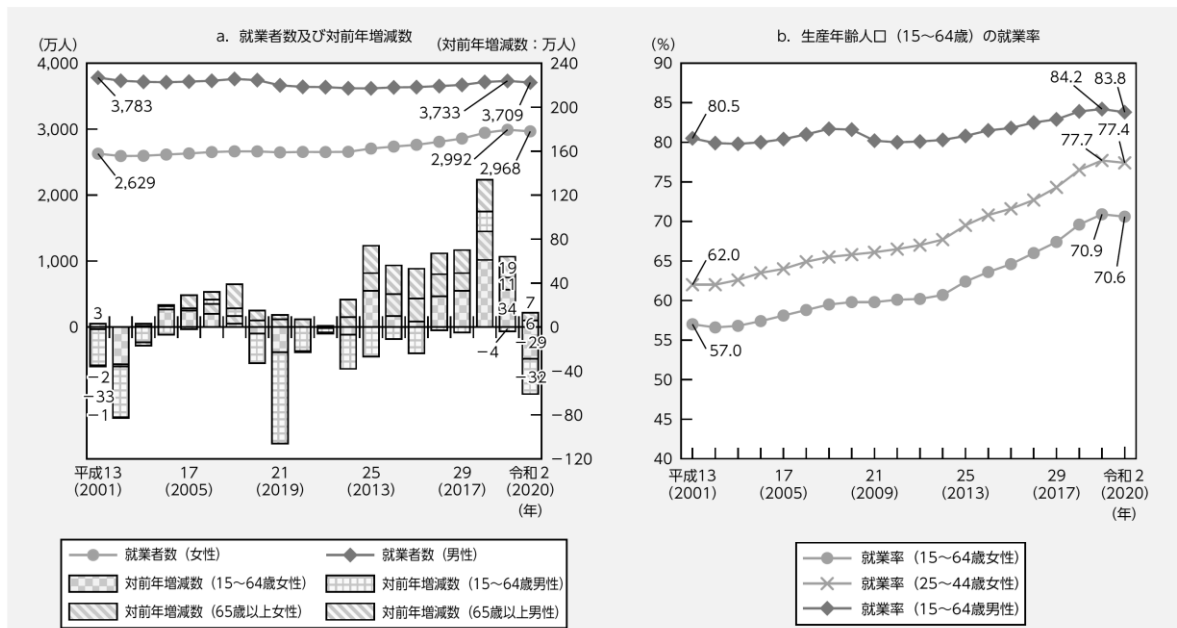
資料出所：市子ども政策課

Ⅱ 労働

1. 女性の就業状況

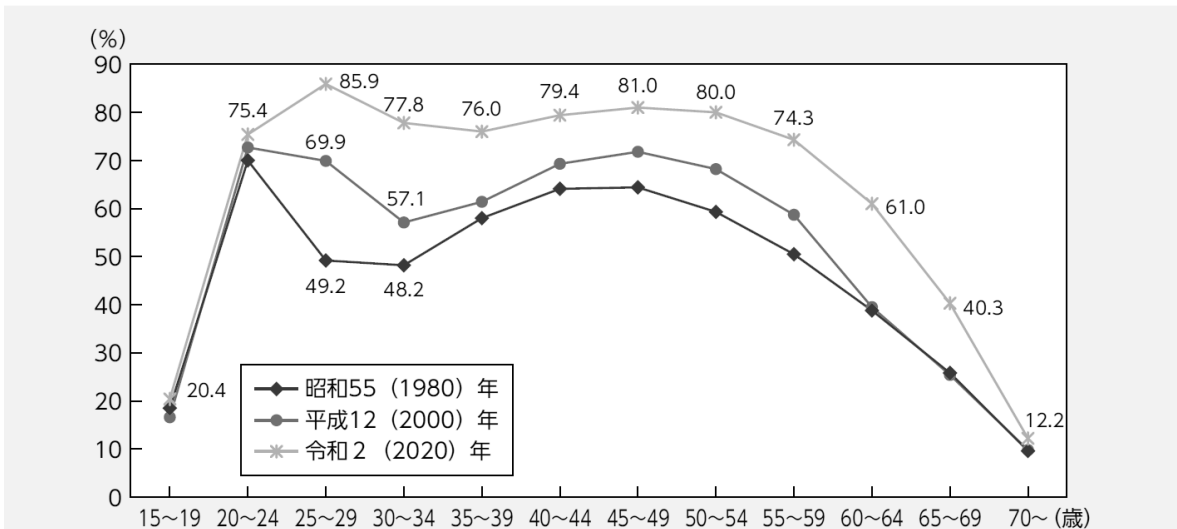
女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するM字型になる。そのカーブは以前に比べて浅くなっている。M字の底となる年齢も上昇しており、昭和54年は25～29歳及び30～34歳がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、令和2年では85.9%と年齢階級別で最も高くなっている。

図表Ⅱ－1 就業者数及び就業率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
 2. 平成17年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている (比率を除く)。
 3. 就業者数及び就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

図表Ⅱ－2 女性の年齢階級別労働力率の推移 (国)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

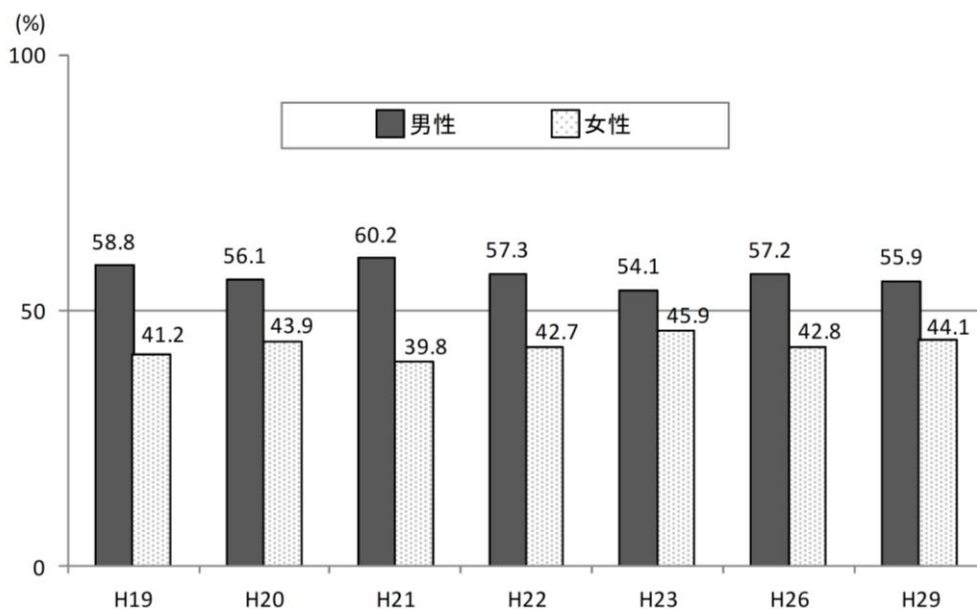
資料出所：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

2. 従業員の性別構成

常用労働者の性別構成比の推移をみると、男性が6割弱、女性が4割強で推移している。

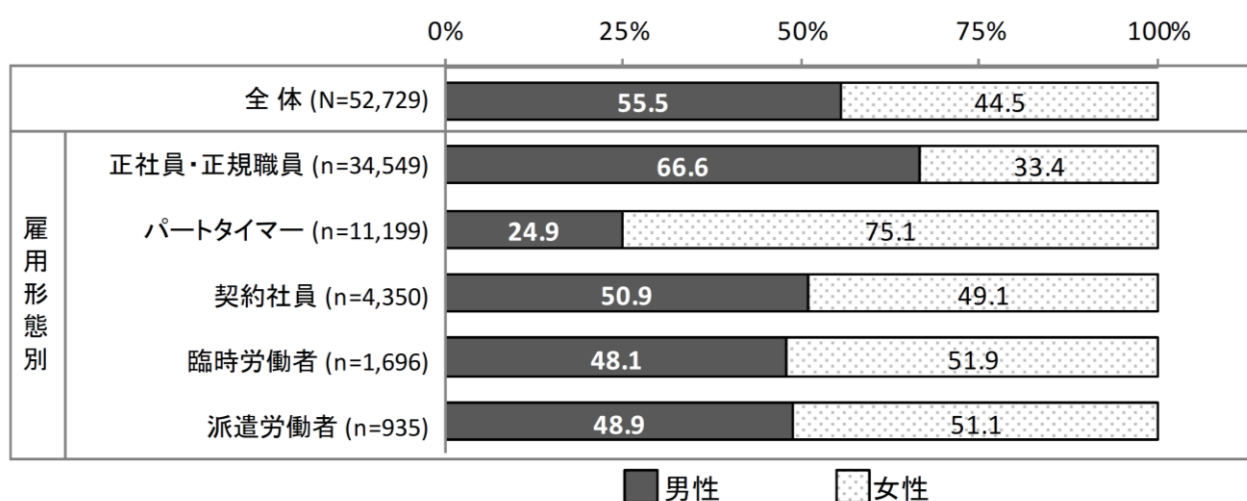
しかし、雇用形態別にみるとパートタイマーで女性が75.1%、男性が24.9%と女性の割合が高くなっている。契約社員、臨時労働者、派遣労働者では、男女の割合はほぼ同じである、

図表Ⅱ－3 常用労働者の性別構成比



資料出所：「平成 29 年度久留米市雇用実態調査」

図表Ⅱ－4 従業員の雇用形態別・性別構成比



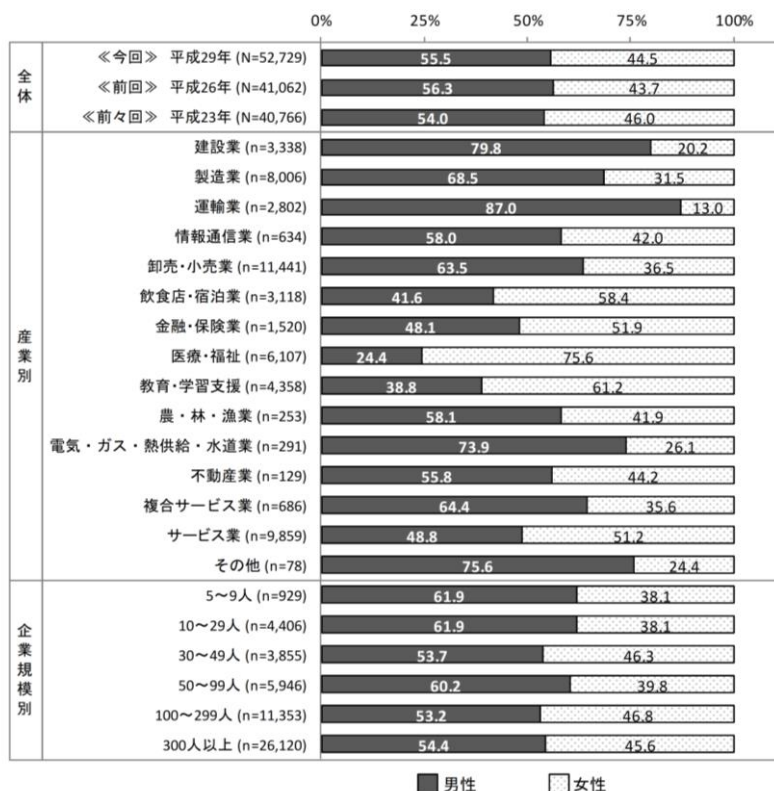
資料出所：「平成 29 年度久留米市雇用実態調査」

・産業別、企業規模別の性別構成比

産業別の性別構成比をみると、女性「医療・福祉」で 75.6%、次に「教育・学習支援」の分野で 61.2%となっている。男性は「運輸業」で 87.0%、「建設業」で 79.8%と高くなっている。

企業規模別の性別構成比では、いずれの規模でも男性の割合が女性よりも高い。

図表Ⅱ－５ 全従業員の性別構成比（全体、産業別、企業規模別）



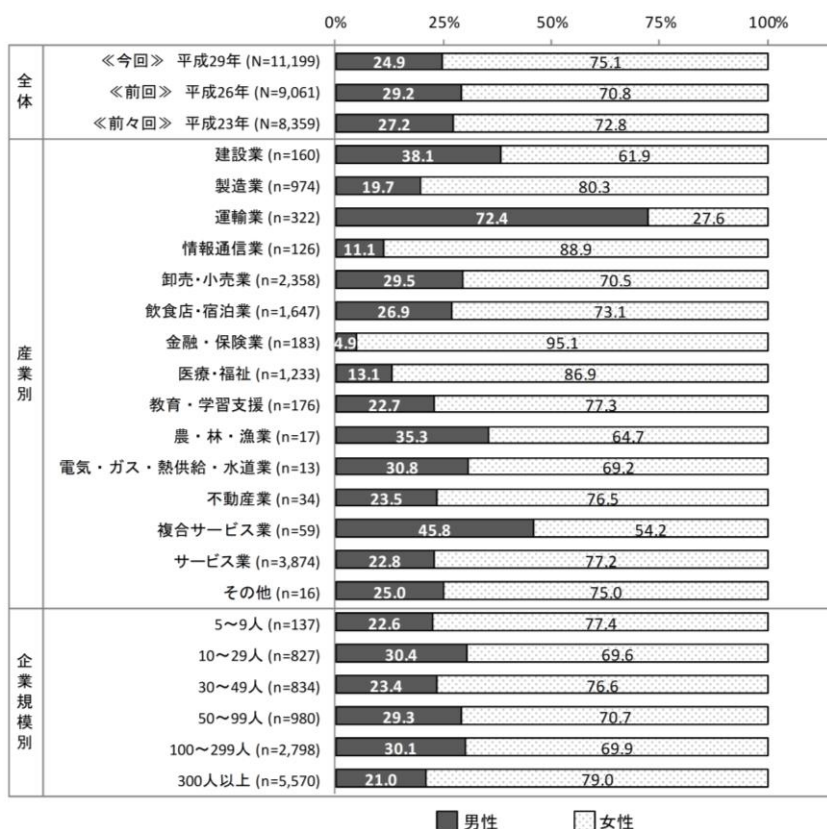
・パートタイマーの

産業別性別構成比

ほとんどの産業で女性の割合が男性の割合より高く、特に「金融・保険業」では 95.1%と高くなっている。男性は「運輸業」で 72.4%と高くなっている。

企業規模別にみると、いずれの規模でも女性の割合が男性より高く、300人以上の規模の企業で 79.0%と最も高くなっている。

図表Ⅱ－６ パートタイマーの性別構成比（全体、産業別、企業規模別）

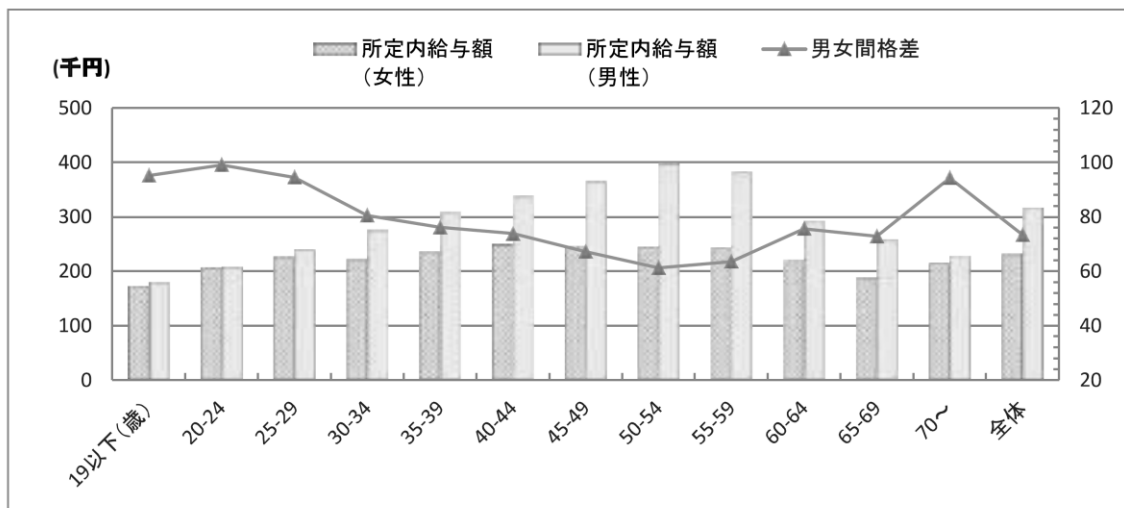


資料出所：「平成 29 年度久留米市雇用実態調査」

3. 男女間賃金格差

福岡県内における所定内給与（令和２年）は、女性 232,500 円、男性 316,600 円となっている。また、男性の給与水準を 100 とした場合の女性の給与水準は 73.4 となっている。20 代までは 90 台で推移しているが、その後、年齢が上がるにつれて男女間の格差は拡大している。

図表Ⅱ－７ 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）



令和２年（福岡県）	所定内給与額 （女性）	所定内給与額 （男性）	男女間格差
19 以下（歳）	172.0	180.7	95.2
20-24	206.6	208.5	99.1
25-29	226.7	239.9	94.5
30-34	222.7	276.5	80.5
35-39	236.0	309.8	76.2
40-44	249.9	338.5	73.8
45-49	245.9	365.9	67.2
50-54	244.4	398.9	61.3
55-59	243.1	382.2	63.6
60-64	221.1	292.4	75.6
65-69	188.2	258.4	72.8
70～	215.2	228.2	94.3
全体	232.5	316.6	73.4

※所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

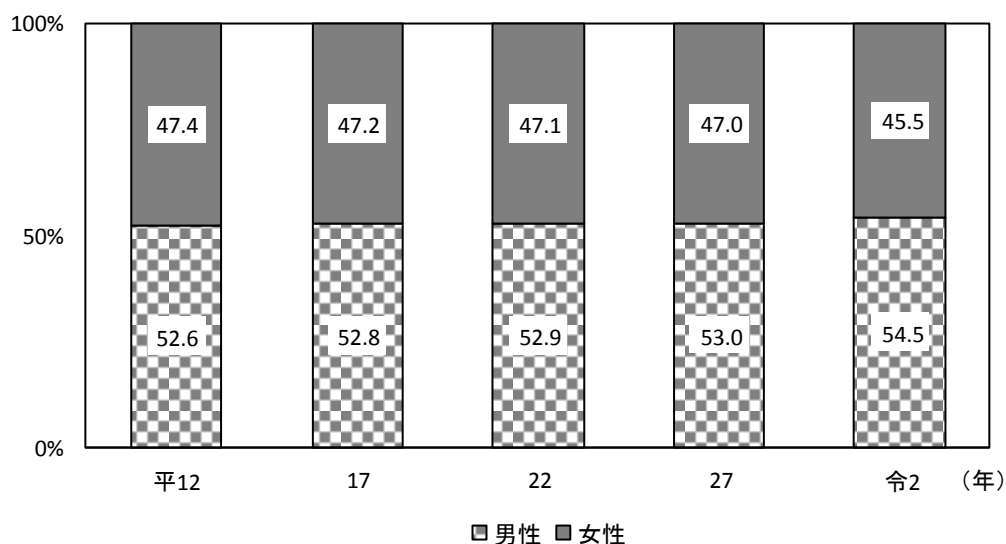
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和２年）

資料出所：「令和３年版福岡県男女共同参画白書」

4. 農業従事者に占める女性の割合（市）

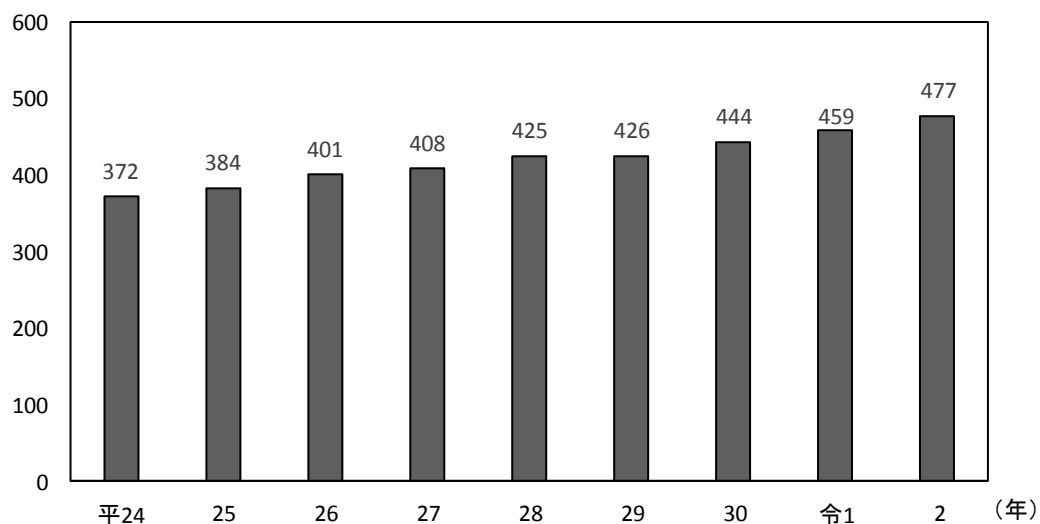
農業従事者における女性の割合は4割を超えて推移しており、女性は農業経営において重要な役割を担う存在であるといえる。

図表Ⅱ－8 農業従事者の性別構成比



資料出所：農林業センサス

図表Ⅱ－9 農業における家族経営協定締結状況（市）

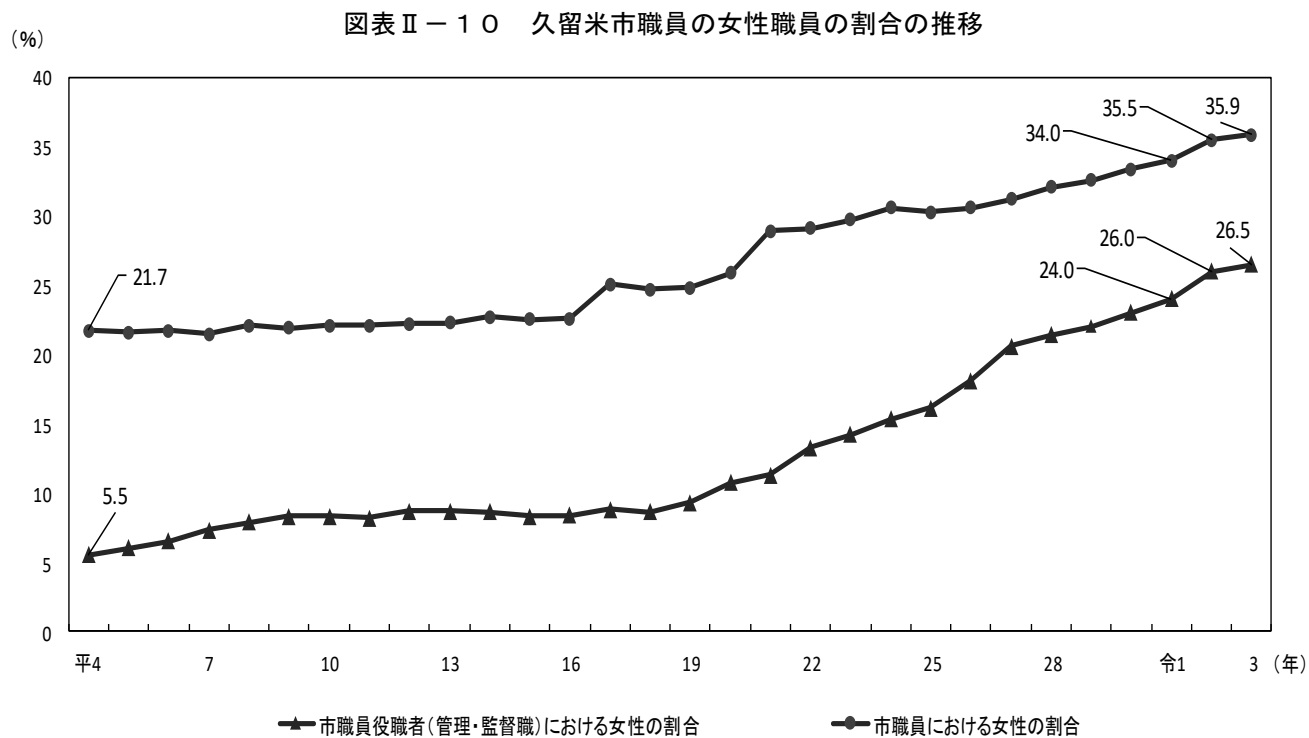


※家族経営協定は、農業経営を行う上での、労働報酬、休日、労働時間、家事や農事の役割分担について、家族内で取り決める取組であり、年々増加傾向にある。

資料出所：市農政課

5. 市職員における女性の割合

久留米市職員の女性職員の割合は、平成4年時の21.7%から増加しており、令和3年には35.9%となっている。同様に市職員の役職者（管理・監督職）も平成4年の5.5%から令和3年には26.5%に増加している。

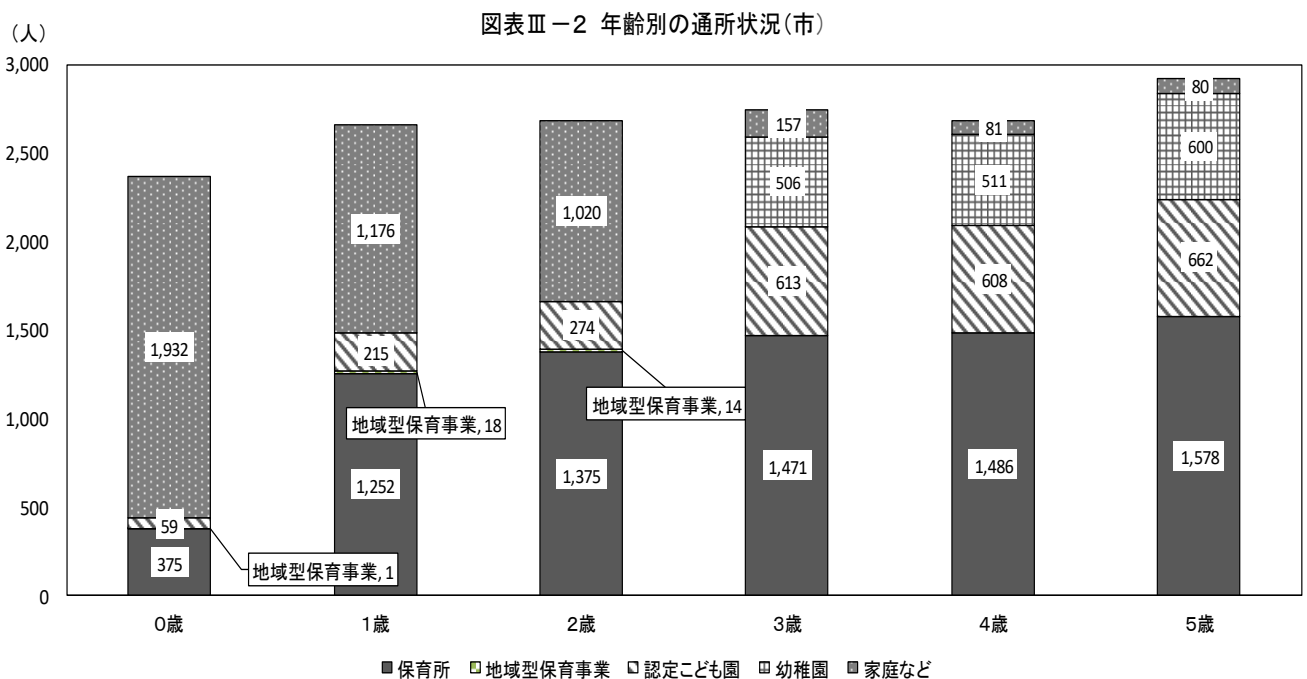
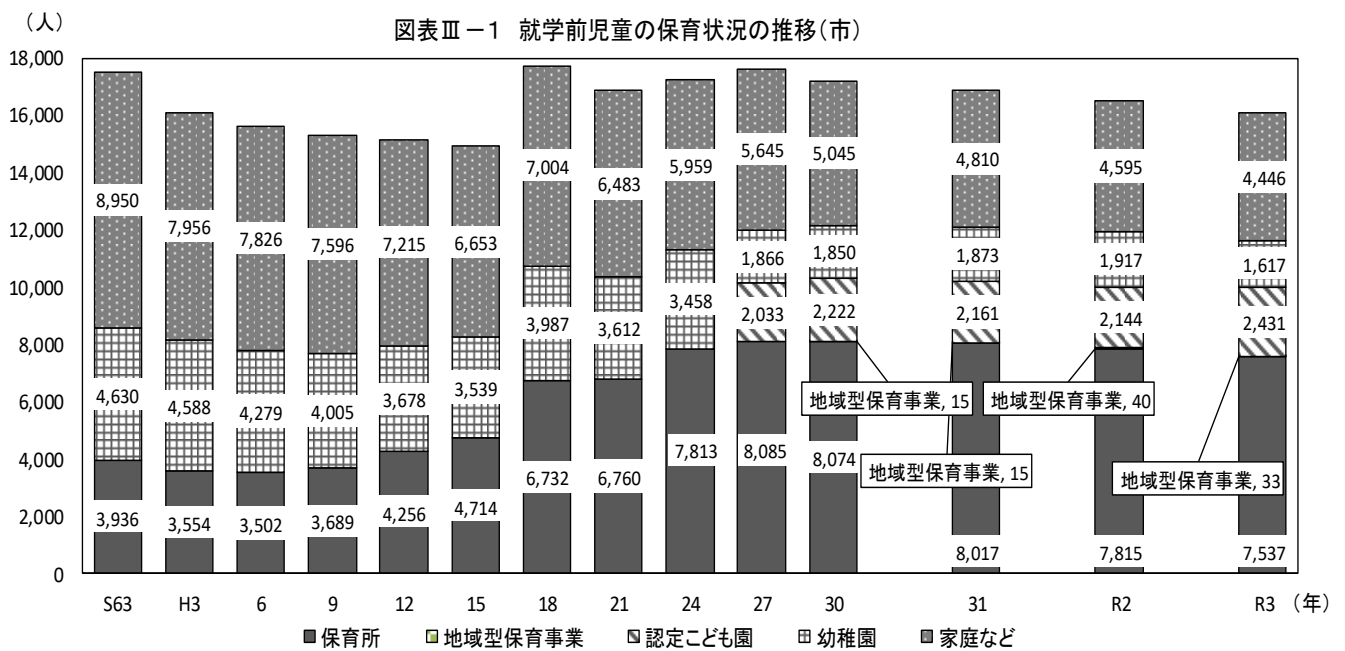


資料出所：市人事厚生課

Ⅲ 家族・健康・福祉

1. 就学前児童の保育状況（市）

久留米市の就学前児童の保育の状況は、共働き世帯の増加等により、家庭での保育数は減少し、保育所等で保育されている児童数の増加が続いていたが、少子化により平成 29 年度をピークに減少している。年齢別にみると、0 歳児においては 8 割が家庭等で保育されており、1・2 歳児においては半数程度が保育所・認定こども園を利用している。また、3～5 歳児では 9 割以上が保育所や認定こども園、幼稚園を利用している。



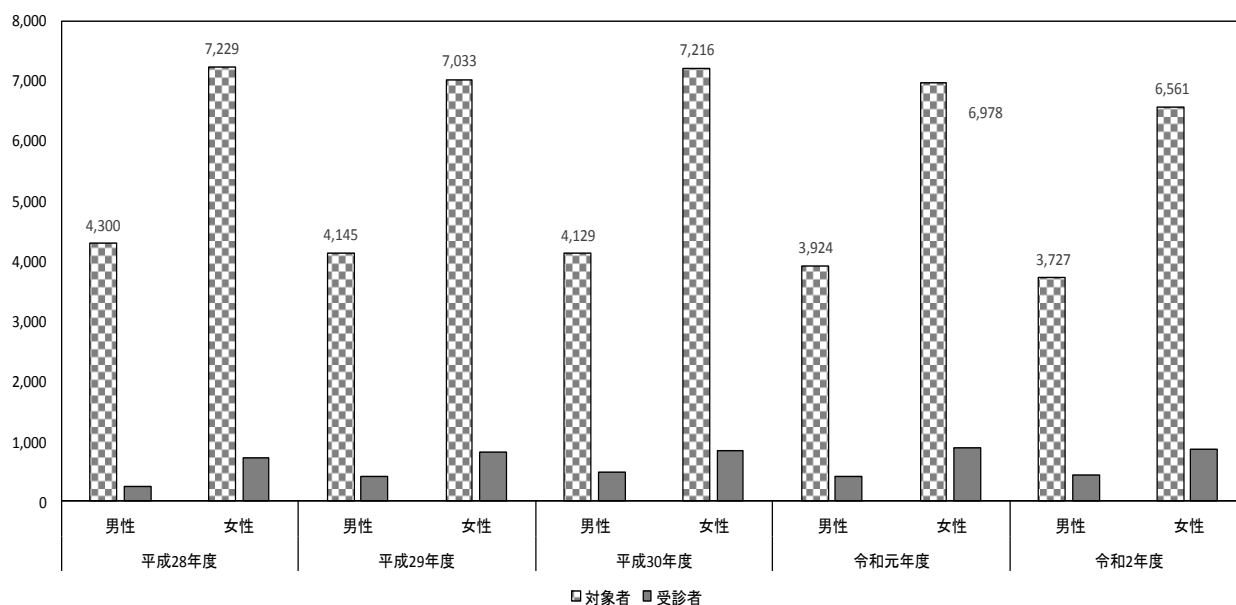
資料出所：「令和 3 年度保健福祉事業概要」

2. 生活習慣予防健康診査・各種健診の受診状況（市）

（1）生活習慣病予防健康診査

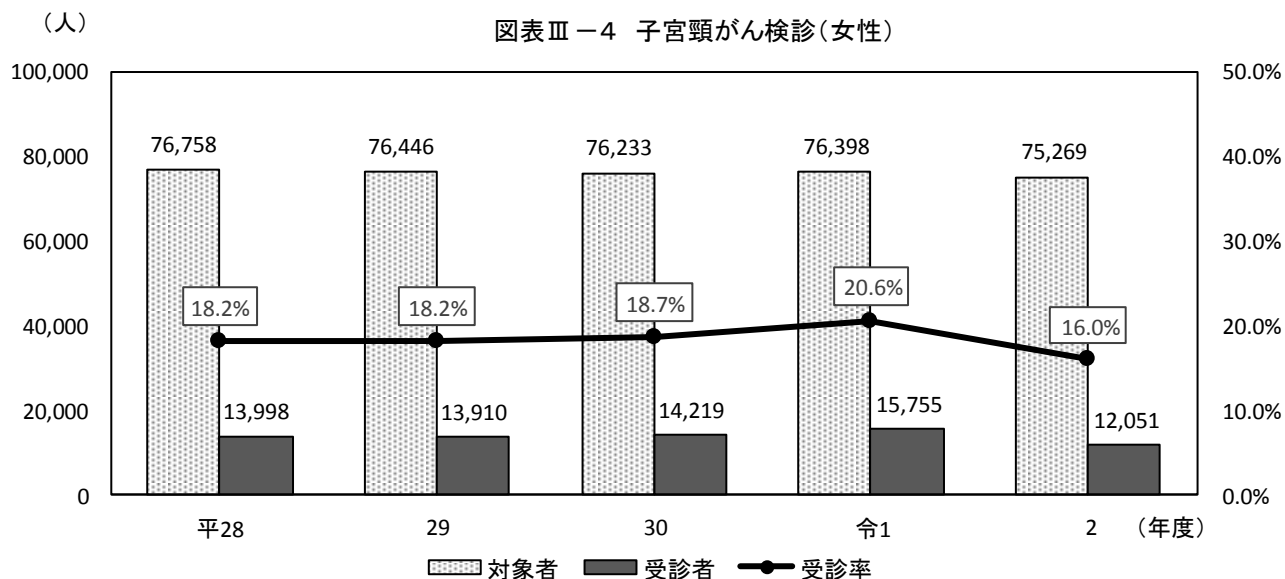
久留米市では、35 歳から 39 歳及び 40 歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない人を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。例年、受診率は約 1 割程度となっている。

図表Ⅲ－3 生活習慣病予防健康検査



（2）子宮頸がん検診〔女性〕

20 歳以上の女性を対象に実施している。久留米市では、平成 21 年度から、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。令和 2 年度の受診者は対象の 16.0%である。

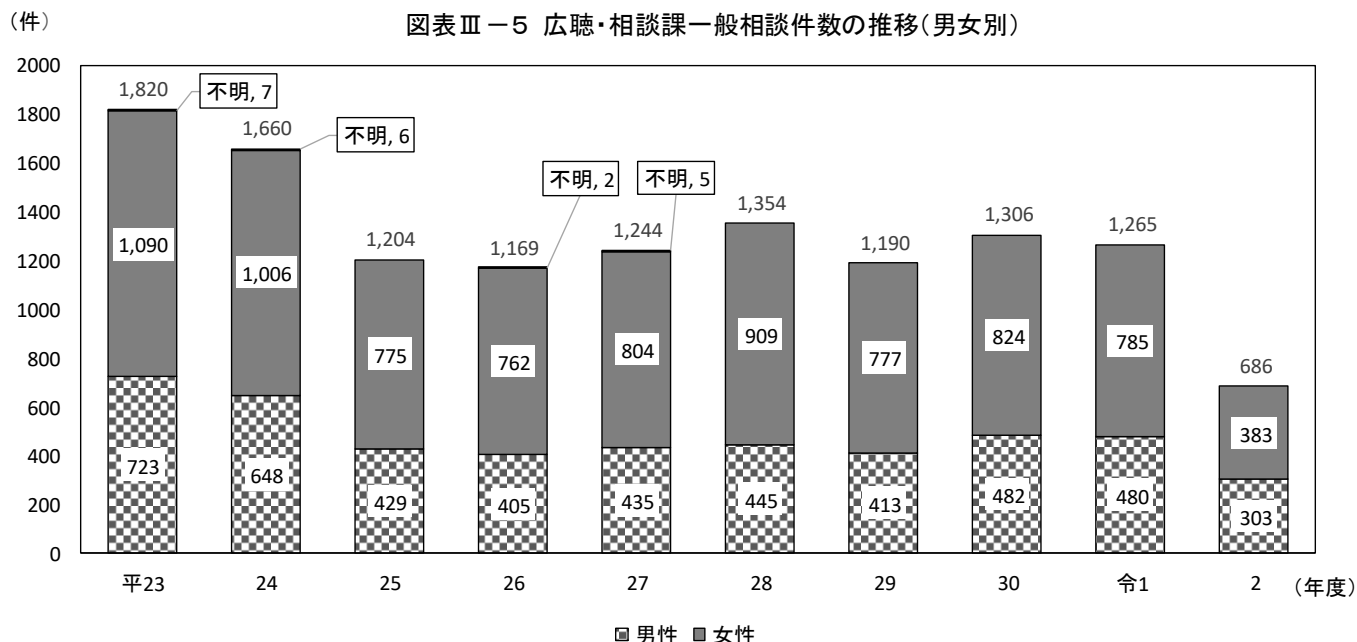


資料出所：「令和 3 年度 保健福祉事業概要」

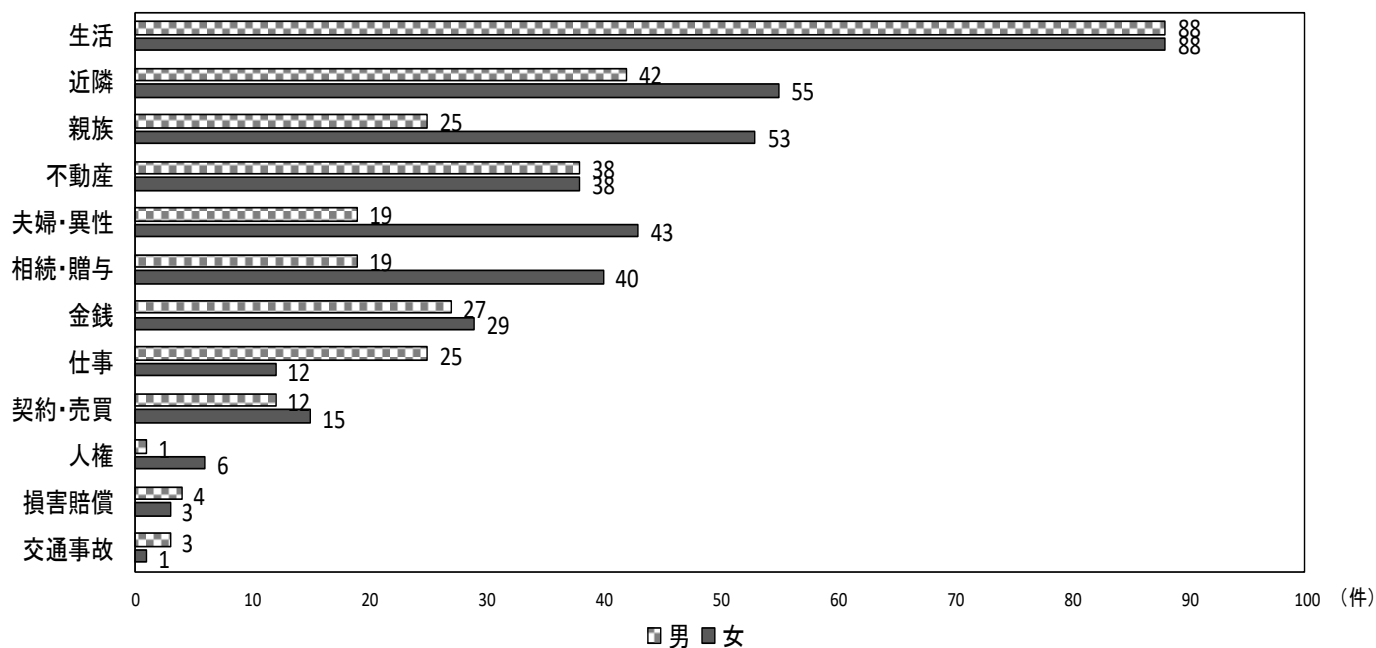
3. 相談の状況（市）

（1）広聴・相談課一般相談

広聴・相談課への一般相談は全体として減少傾向にある。男女別では女性の方が相談件数が多く、女性からの相談の内訳を見ると、「相続・贈与」、「生活」、「夫婦・異性」の上位3項目で女性からの相談全体の44.9%を占めている。次いで、「不動産」、「近隣」の相談が多い。



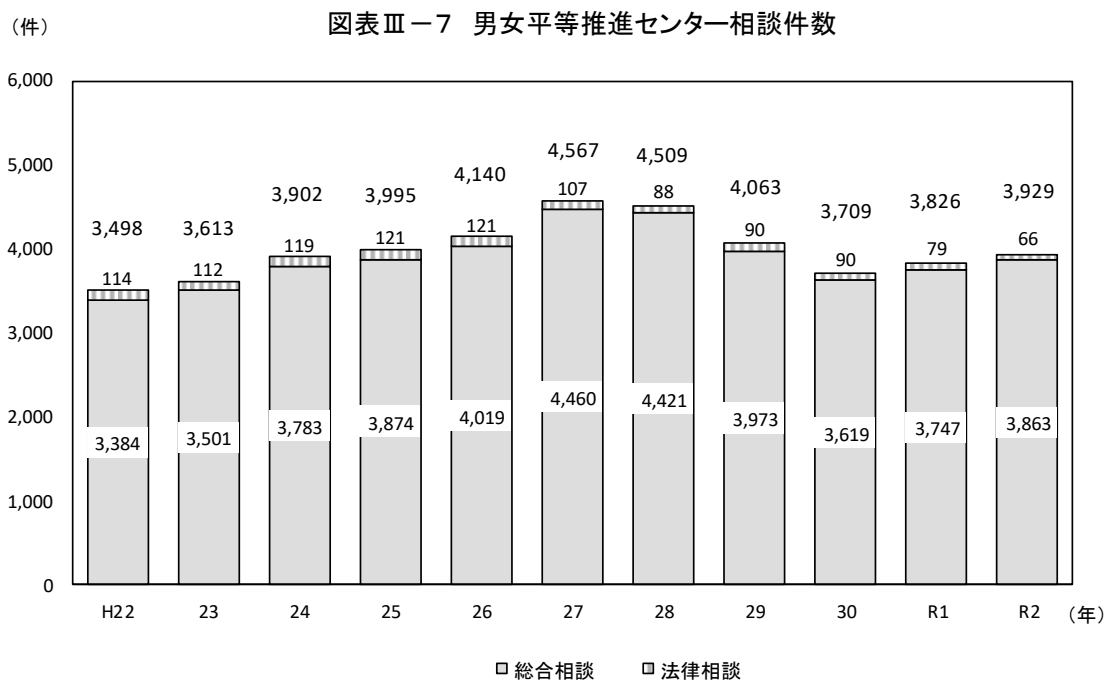
図表Ⅲ－6 広聴・相談課一般相談の内訳(令和2年度)



資料出所：「令和3年度市民相談概」
 （※令和元年度より集計区分変更）

(2) 男女平等推進センター相談

総合相談件数は、平成 27 年度をピークに減少に転じていたが、令和元年度より増加傾向にある。



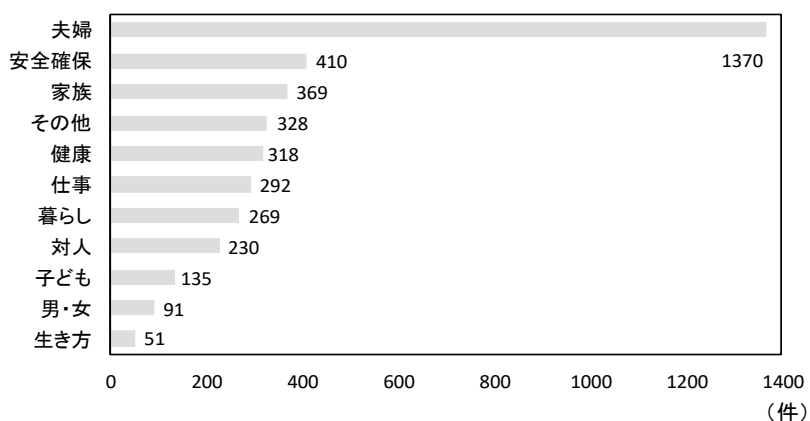
・総合相談と法律相談の内訳

総合相談では、夫婦に関する相談が 35.5%を占めている。次いで、安全確保に関する相談が多い。

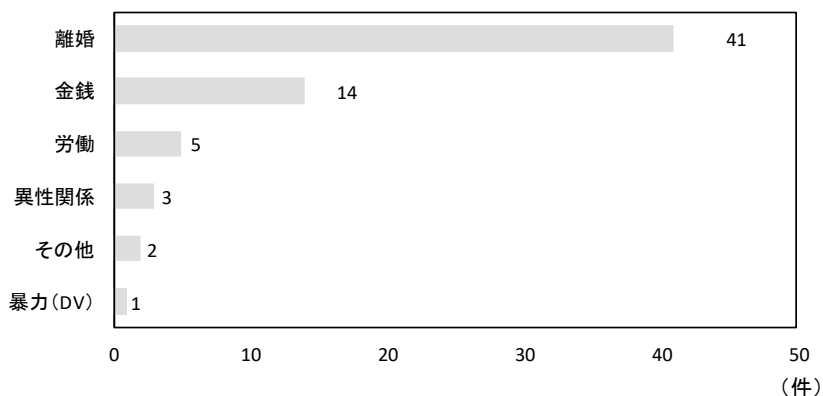
法律相談では、離婚に関する相談が最も多くなっている(図Ⅲ-9)。

また、総合相談の「夫婦」に関連する相談の中では、配偶者による暴力の相談が最も多い。配偶者による暴力の内容では、精神的暴力及び身体的暴力が多いが、これは他の暴力とも重なって起きている。(図Ⅲ-10)

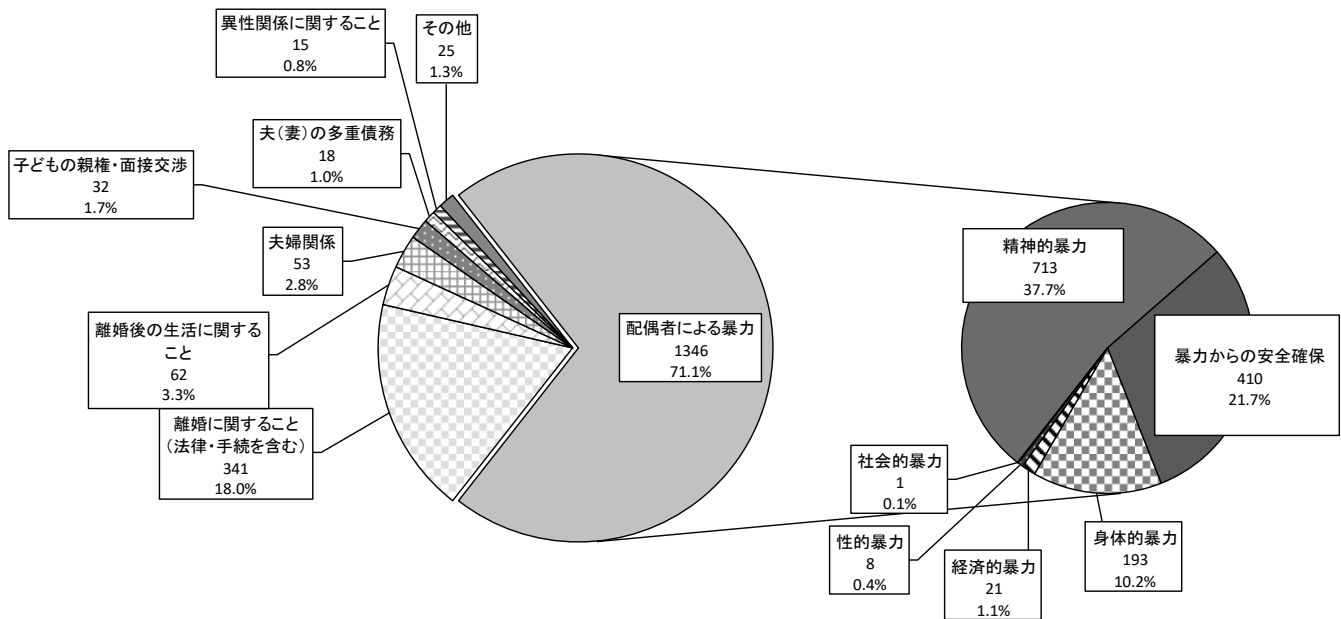
図表Ⅲ－8 総合相談の内訳(令和2年度)



図表Ⅲ－9 法律相談の内訳(令和2年度)



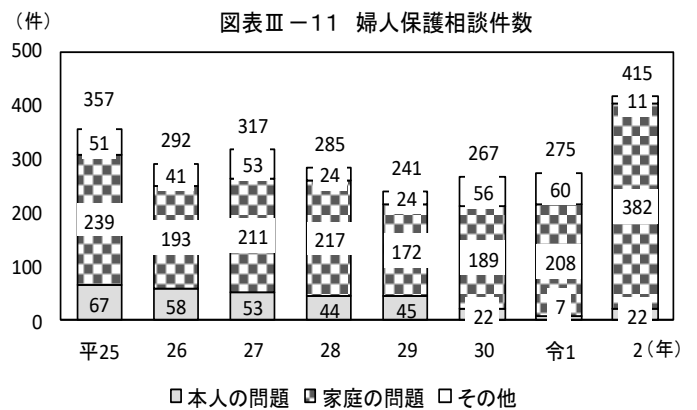
図表Ⅲ－１０ 「夫婦」に関連する相談の内訳（令和２年度）



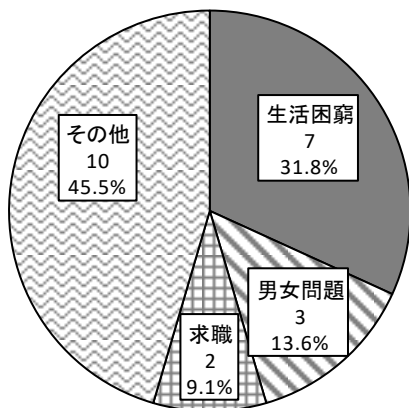
資料出所：市男女平等推進センター

（３）婦人保護相談

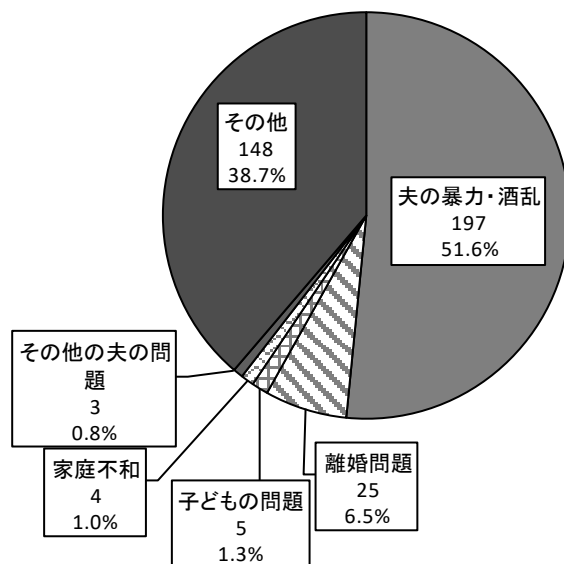
減少傾向にあった相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に増加した。最も件数の多い相談区分は「家庭の問題」で382件（92.0%）あり、そのうち「夫の暴力・酒乱」に関する相談が197件（51.6%）と半数を占めている。



図表Ⅲ－１２ 「本人の問題」内訳（令和2年）



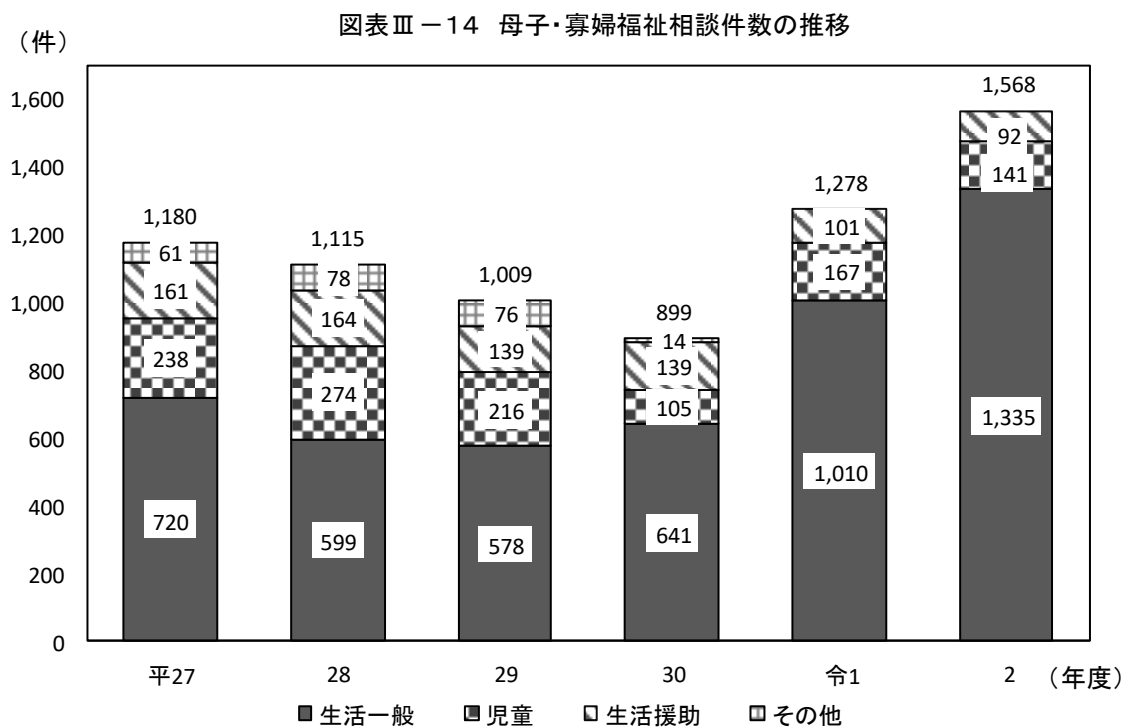
図表Ⅲ－１３ 「家庭の問題」内訳（令和2年）



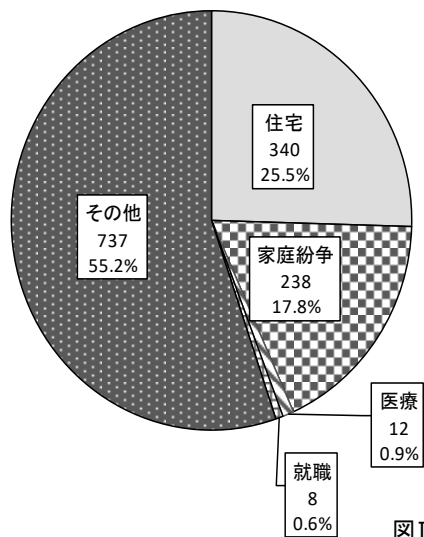
資料出所：市家庭子ども相談課

(4) 母子父子寡婦福祉相談

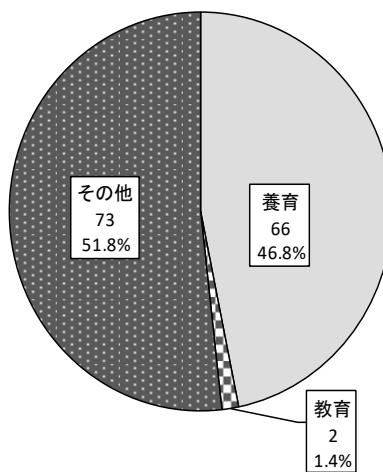
減少傾向にあった相談件数は、令和元年度より増加している。最も件数の多い相談区分は「生活一般」で1,335件（85.1%）となっている。



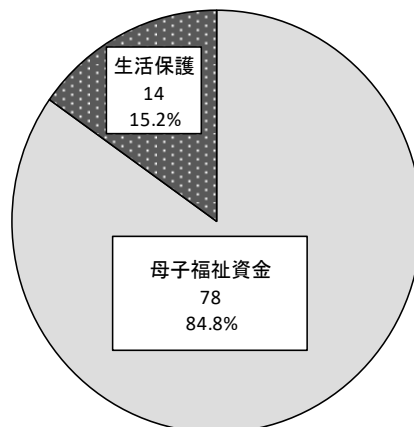
図Ⅲ－15 「生活一般」の内訳(令和2年度)



図Ⅲ－16 「児童」の内訳(令和2年度)



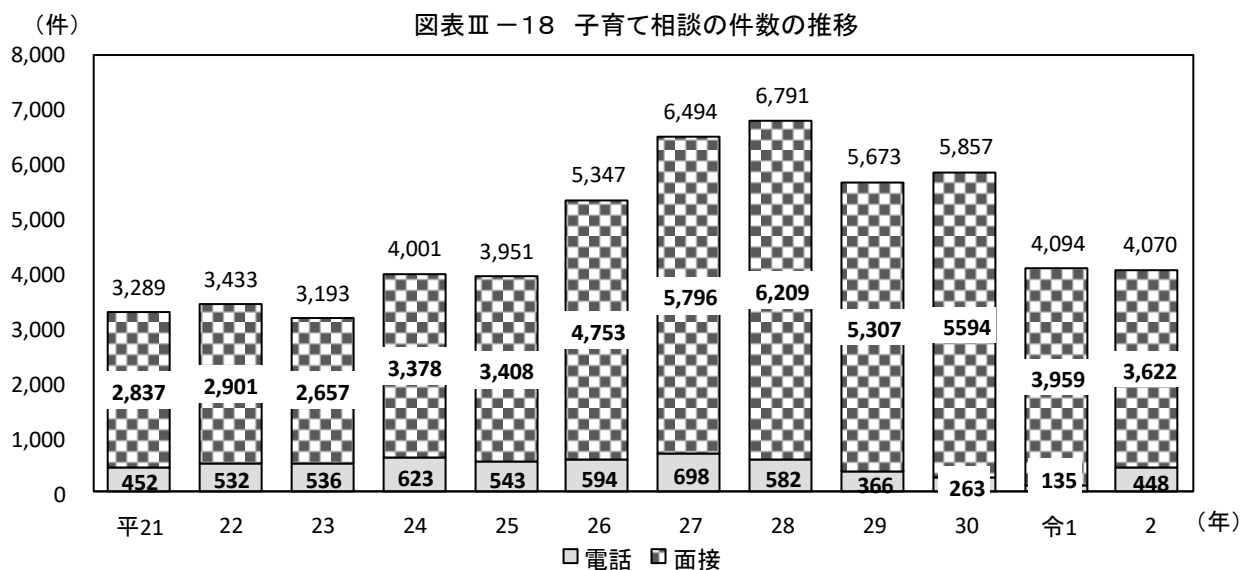
図Ⅲ－17 「生活援助」の内訳(令和2年度)



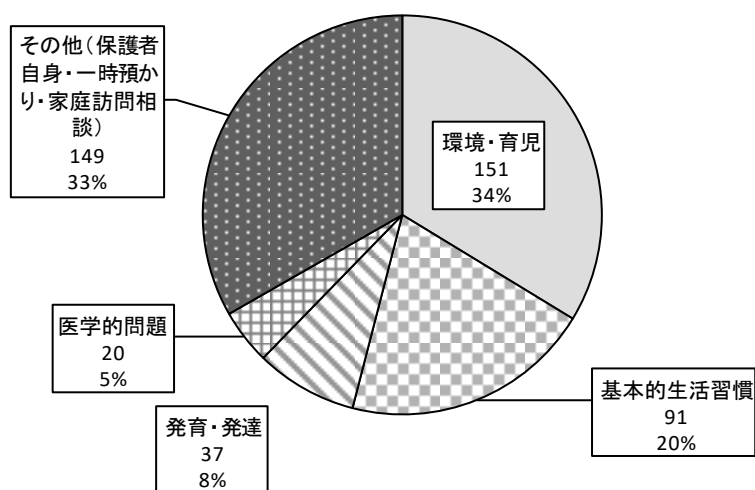
資料出所：市家庭子ども相談課

(5) 子育て相談

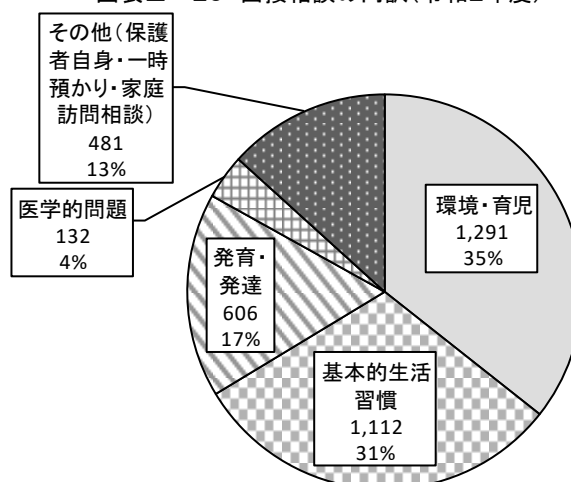
子育て相談の総合件数は、平成 26 年度以降増加傾向にあったが、平成 29 年度以降は減少している。相談方法としては、電話相談よりも面接による相談が多い。また、相談の内訳は、電話相談・面接相談ともに「環境・育児」に関する相談が最も多い。



図表Ⅲ－19 電話相談の内訳(令和2年度)



図表Ⅲ－20 面接相談の内訳(令和2年度)



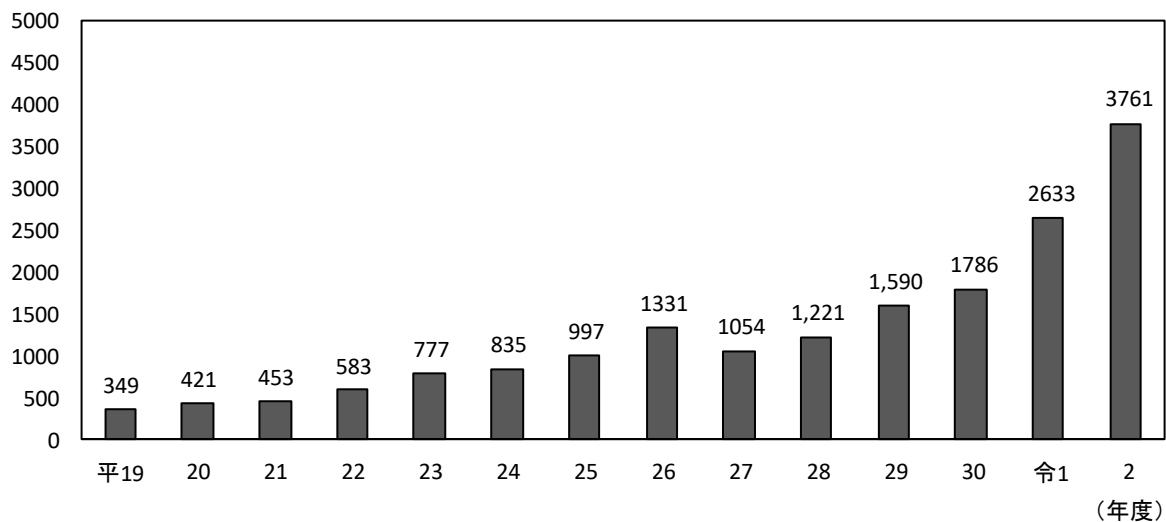
資料出所：市子ども子育てサポートセンター

4. 児童相談の状況

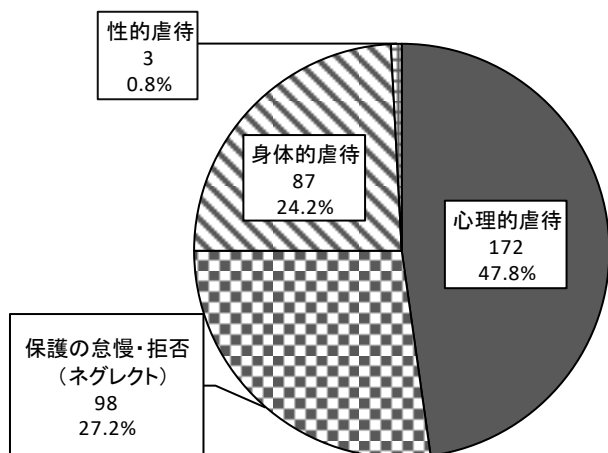
児童相談対応件数について、増加傾向の数値で推移している。虐待の種類別対応件数は、「心理的虐待」が最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」の順となっている。また、主たる虐待者は実母が最も多い。

(件)

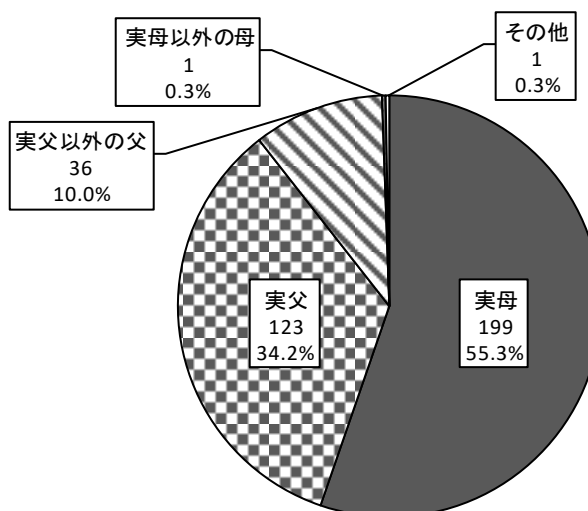
図表Ⅲ－21 児童相談対応の推移



図表Ⅲ－22 虐待の種類別対応件数(令和2年度)



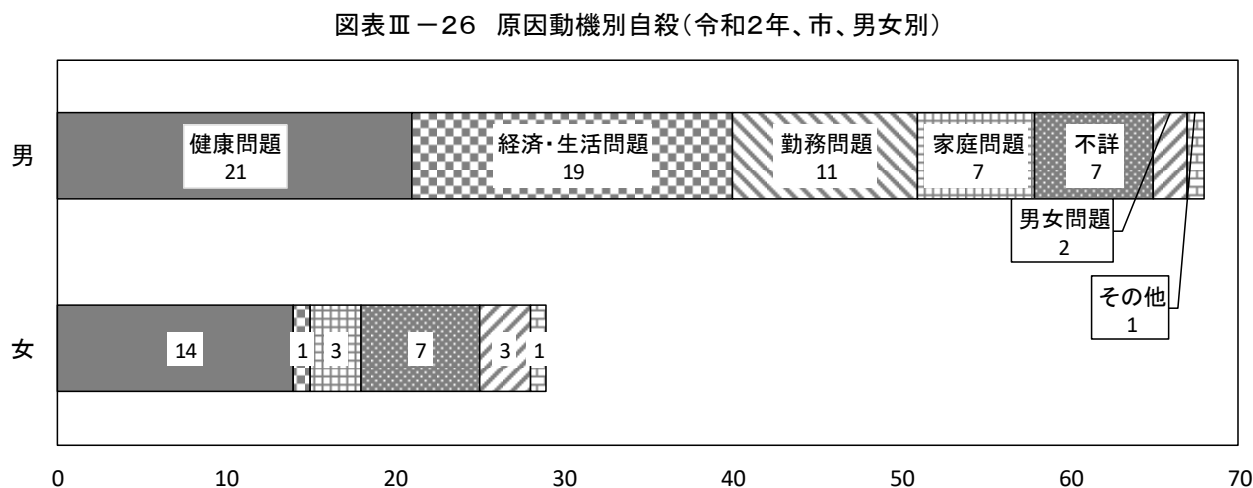
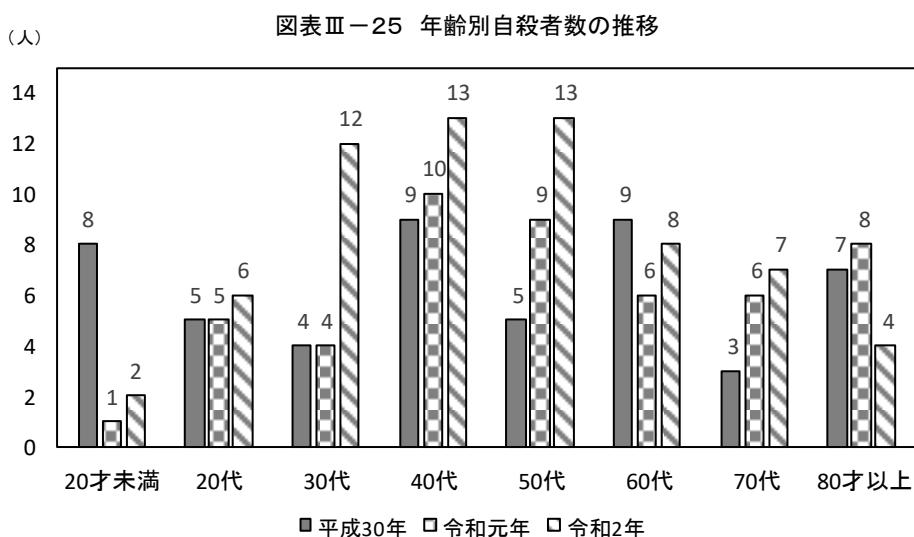
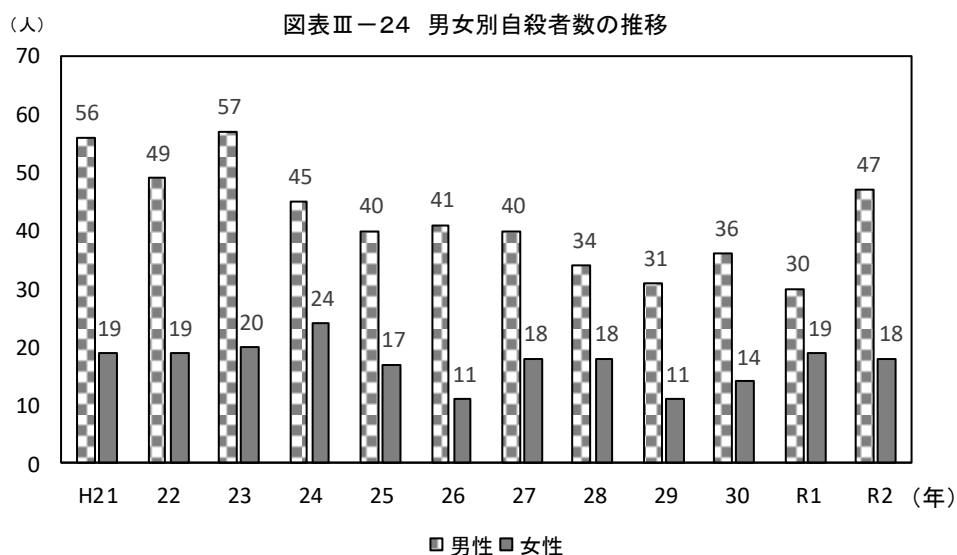
図表Ⅲ－23 虐待別対応件数(令和2年度)



資料出所：市家庭子ども相談課

5. 自殺の概要

自殺は、性別では男性の比率が高く、女性の約2～3倍となっている。年齢別では40・50代が最も多く、次いで30代となっている。原因別では、健康問題と経済生活問題、勤務問題によるものが多い。



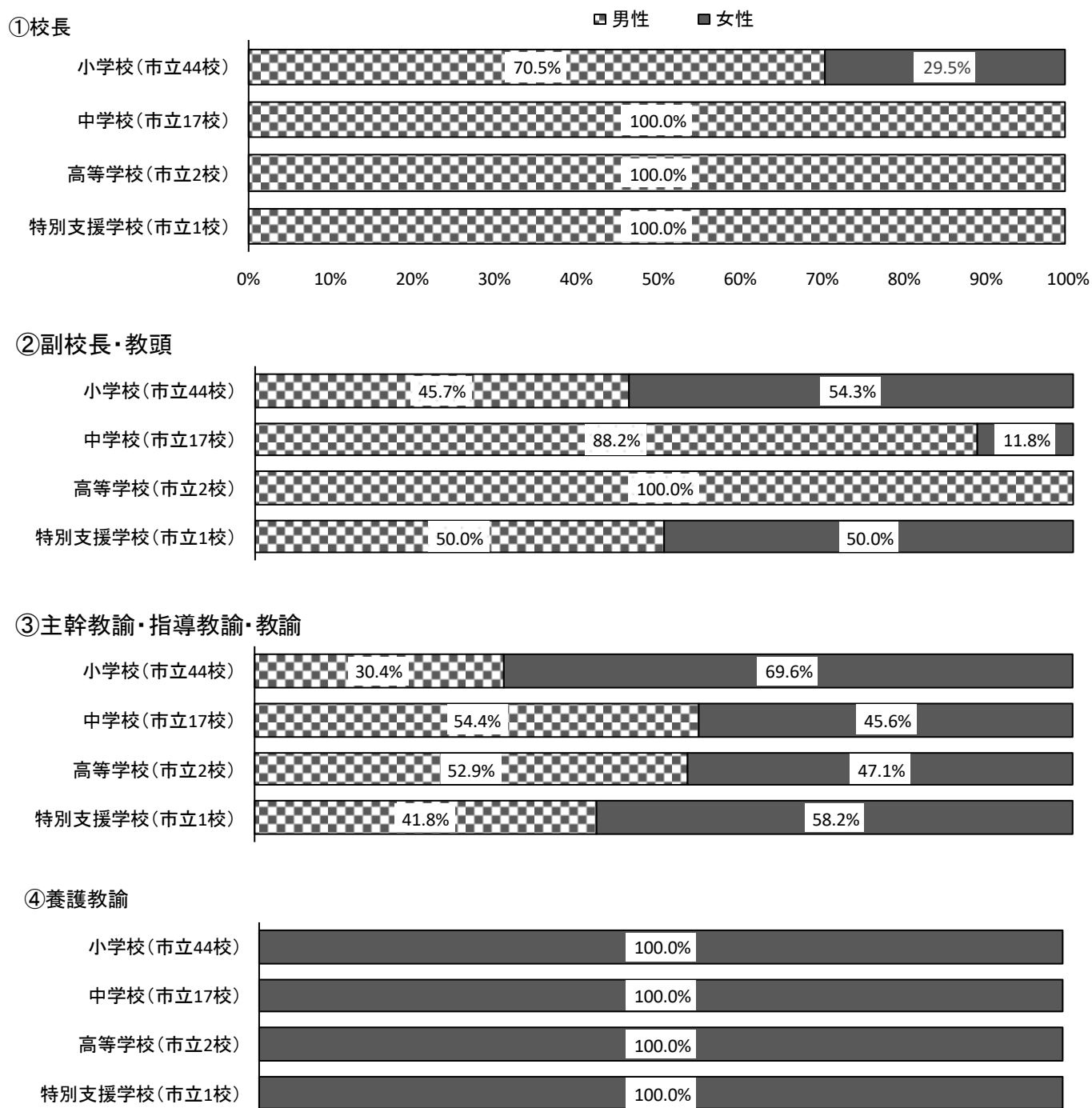
注 原因動機別は複数計上のため自殺者数の合計とは異なる
資料出所：市保健所保健予防課

IV 教 育

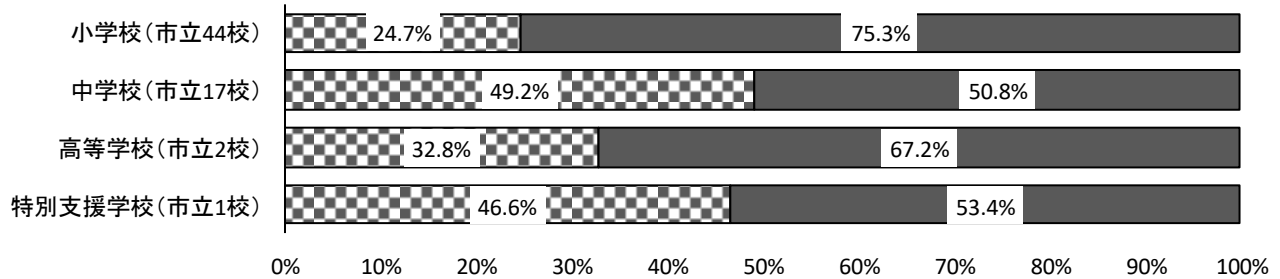
1. 教育機関における役職別男女の割合

令和3年度における教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）は、小学校、特別支援学校で女性の割合が、中学校、高等学校に比べて高く、小学校で69.6%、特別支援学校で58.2%となっている。小学校校長の女性の割合は29.5%であるが、副校長・教頭は54.3%で半数を占めている。講師等（助教諭含む）では、全体的に女性の割合が高い。

図表Ⅳ－1 学校における役職別男女の割合（令和3年4月1日現在）



⑤講師等（助教諭含む）

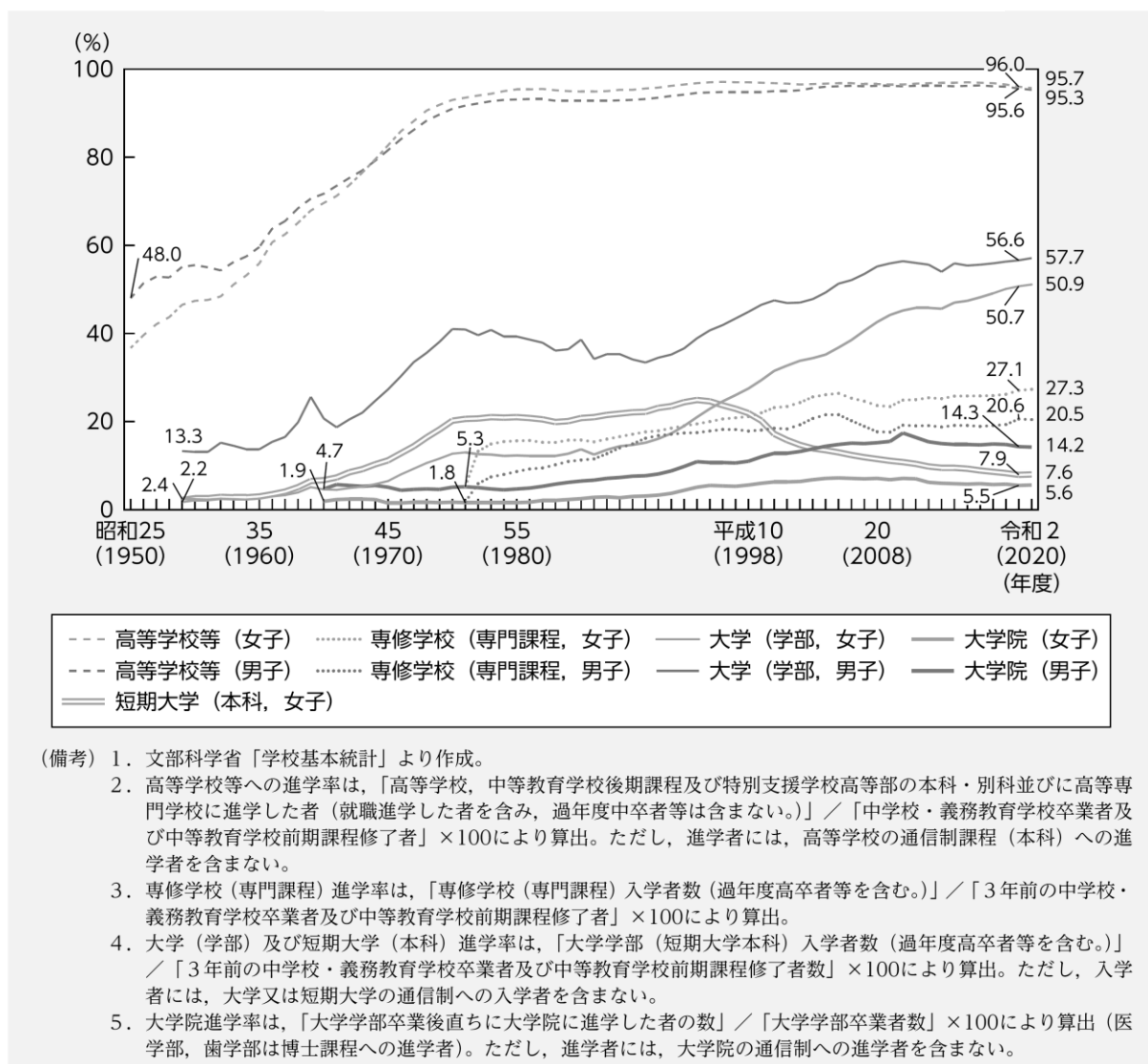


資料出所：市教職員課

2. 学校種類別進学率の推移（国）

令和2年度の学校種類別の進学率を見ると、高等学校への進学率は、女子 95.7%、男子 95.3%、と女子の方が若干高くなっている。大学（学部）への進学率は、女子 50.9%、男子 57.7%と男子の方が 6.8 ポイント高いが、女子は全体の 7.6%が短期大学（本学）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学進学率は 58.5%となる。近年、大学（学部）の女子の進学率は上昇傾向にある一方、短期大学への進学率は低下傾向にある。

図表Ⅳ—2 学校種類別進学率の推移（国）



資料出所：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

V 社会参画

1. 委員会・審議会等における女性登用状況

図表 V－1 地方自治法（180条の5）に基づくもの

（令和3年4月1日現在）

名 称	定数	現 委 員 数			女性の比率 (%)
		女	男	計	
教育委員会	5	3	2	5	60.0
選挙管理委員会	4	1	3	4	25.0
公平委員会	3	1	2	3	33.3
監査委員	4	0	4	4	0.0
農業委員	24	4	19	23	17.4
固定資産評価審査委員会	12	4	5	9	44.4

資料出所：市男女平等政策課

図表 V－2 その他の審議会・委員会等の女性登用状況

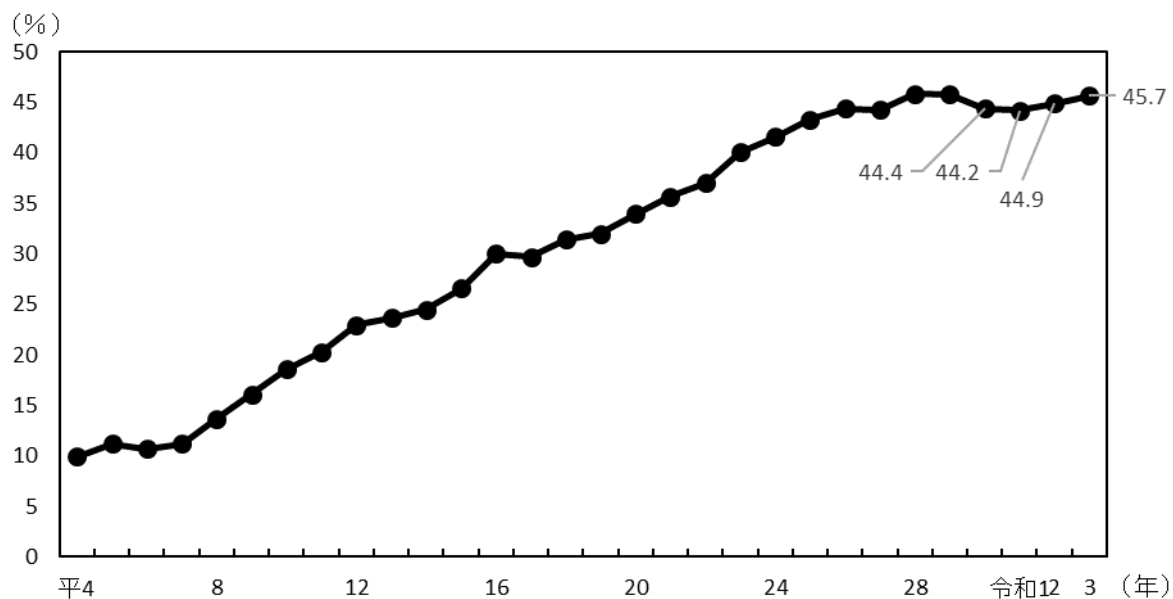
（令和3年4月1日現在）

内 訳	審議会等数	委員数（人）			登用率 (%)
		総数	女性	男性	
A：法律・条例に基づくもの	75	1,098	495	603	45.1%
B：要綱等に基づくもの	20	326	156	170	48.0%
合計（A＋B）	95	1,424	651	773	45.7%

※任期満了が3月31日であるものの委嘱が6月以降になる審議会等を除く。

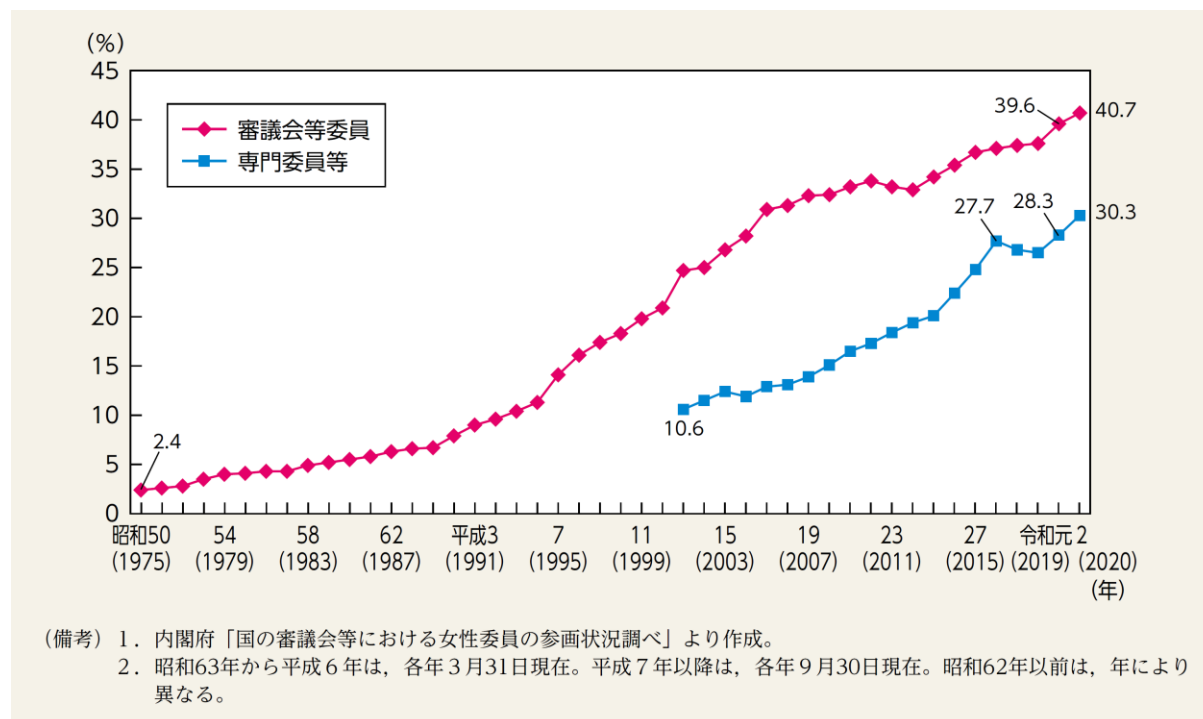
資料出所：市男女平等政策課

図 V－3 審議会等における女性委員割合の推移（市）



＊平成31年4月に「久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱」を改定し、「各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする」と、数値目標を明確にした。

図 V－4 審議会等における女性委員割合の推移（国）



資料出所：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

審議会・委員会等女性登用状況一覧(市)

A. 法律・条例に基づくもの

令和3年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市政政治倫理審査会	9	3	6	33.3%
2	久留米市情報公開・個人情報保護審査会	7	4	3	57.1%
3	久留米市情報公開・個人情報保護審議会	9	4	5	44.4%
4	久留米市表彰審査委員会	10	5	5	50.0%
5	久留米市行政不服審査会	6	4	2	66.7%
6	久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
7	久留米市非常勤職員等の公務災害補償等認定委員会	7	3	4	42.9%
8	久留米市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	1	2	33.3%
9	久留米市職員公務災害補償等附加給付金審査会	8	4	4	50.0%
10	久留米市総合評価技術委員会	5	2	3	40.0%
11	久留米市防災会議	46	9	37	19.6%
12	久留米市水防協議会	20	4	16	20.0%
13	久留米市国民保護協議会	46	10	36	21.7%
14	久留米市消防団員懲戒諮問委員会	6	2	4	33.3%
15	久留米市人権啓発センター運営委員会	17	9	8	52.9%
16	久留米市隣保館運営審議会	14	7	7	50.0%
17	久留米市男女平等政策審議会	15	8	7	53.3%
18	久留米市男女平等推進センター運営委員会	15	9	6	60.0%
19	久留米市文化芸術振興審議会	11	6	5	54.5%
20	久留米市芸術奨励賞選考委員会	14	5	9	35.7%
21	久留米市美術品収集委員会	5	2	3	40.0%
22	久留米市社会教育委員	10	5	5	50.0%
23	久留米市生涯学習センター運営委員会	16	8	8	50.0%
24	久留米市野中生涯学習センター運営委員会	9	4	5	44.4%
25	久留米市文化財収蔵資料審議会	8	4	4	50.0%
26	久留米市文化財専門委員会	14	7	7	50.0%
27	久留米市文化財保存活用地域計画協議会	15	3	12	20.0%
28	久留米市スポーツ推進審議会	18	8	10	44.4%
29	久留米市立図書館協議会	16	9	7	56.3%
30	久留米市民生委員児童委員推薦会	14	7	7	50.0%
31	久留米市社会福祉審議会	37	21	16	56.8%
32	久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	6	8	42.9%
33	久留米市障害支援区分認定審査会	34	15	19	44.1%
34	久留米市老人ホーム入所判定委員会	7	4	3	57.1%
35	久留米市介護認定審査会	72	32	40	44.4%
36	久留米市保健所運営協議会	20	9	11	45.0%
37	久留米市感染症診査協議会	9	5	4	55.6%
38	久留米市予防接種健康被害調査委員会	12	6	6	50.0%
39	久留米市小児慢性特定疾病審査会	5	3	2	60.0%
40	久留米市子ども・子育て会議	16	10	6	62.5%
41	久留米市養護児審査会	17	11	6	64.7%
42	久留米市要保護児童対策地域協議会	30	13	17	43.3%
43	久留米市環境審議会	18	8	10	44.4%
44	久留米市放置自動車廃物判定委員会	7	3	4	42.9%
45	久留米市産業廃棄物審議会	5	2	3	40.0%
46	久留米市ごみ処理施設等監視委員会	15	7	8	46.7%
47	久留米市食料・農業・農村政策審議会	19	8	11	42.1%
48	中央卸売市場水産物部取引委員会	8	4	4	50.0%
49	久留米市中央卸売市場運営協議会	22	9	13	40.9%
50	久留米市中小商工業融資委員会	15	6	9	40.0%
51	久留米市企業立地促進委員会	14	7	7	50.0%
52	久留米市立草野歴史資料館協議会	9	4	5	44.4%
53	久留米市伝統的町並み保存審議会	9	4	5	44.4%
54	久留米市公共事業再評価検討委員会	5	3	2	60.0%
55	久留米市都市計画審議会	20	9	11	45.0%
56	久留米市屋外広告物審議会	8	4	4	50.0%
57	久留米市景観審議会	7	4	3	57.1%

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
58	久留米市地域公共交通会議	30	9	21	30.0%
59	久留米市建築審査会	7	3	4	42.9%
60	久留米市中高層建築物等建築紛争調停委員会	6	3	3	50.0%
61	久留米市開発審査会	7	3	4	42.9%
62	久留米市有線放送運営委員会	11	6	5	54.5%
63	久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会	16	8	8	50.0%
64	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	10	5	5	50.0%
65	久留米市北野生涯学習センター運営委員会	14	7	7	50.0%
66	久留米市城島ふれあいセンター運営委員会	16	8	8	50.0%
67	久留米市城島生涯学習センター運営委員会	12	6	6	50.0%
68	久留米市三潴生涯学習センター運営委員会	15	6	9	40.0%
69	(新規)久留米市上下水道事業運営審議会	9	5	4	55.6%
70	久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
71	久留米市教育支援委員会	29	17	12	58.6%
72	久留米市立小中学校通学区域審議会	15	7	8	46.7%
73	久留米市教科用図書選定委員会	16	8	8	50.0%
74	久留米市教育集会所運営審議会	15	9	6	60.0%
75	久留米市立学校結核対策委員会	9	4	5	44.4%
計		1098	495	603	45.1%

B. 規則・要綱に基づくもの

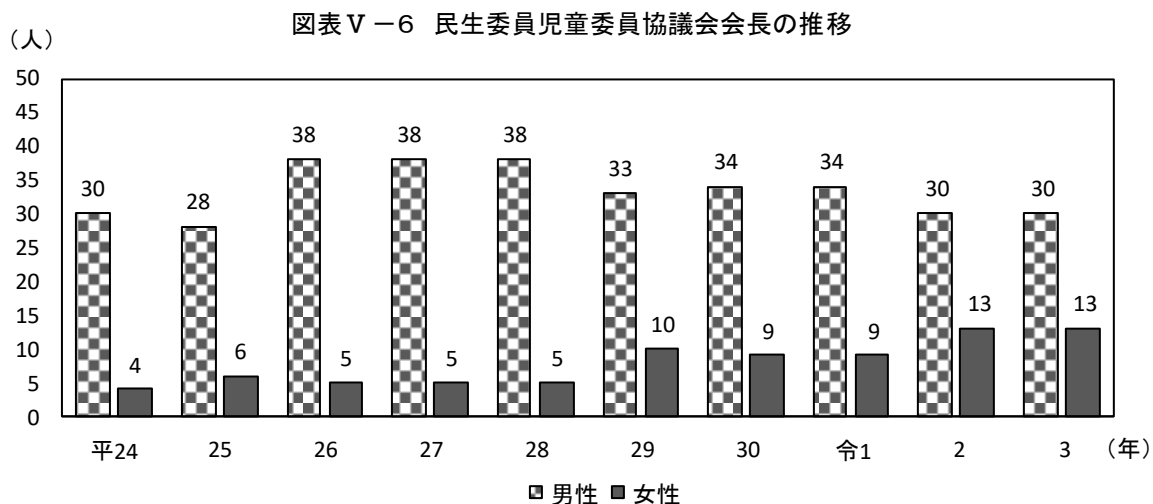
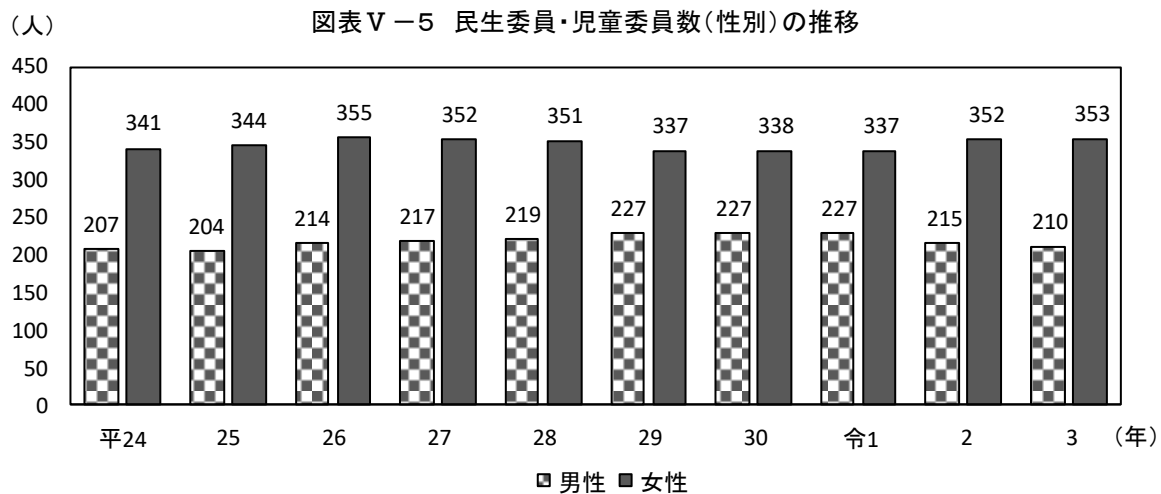
令和3年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市地方創生総合戦略推進会議	14	6	8	42.9%
2	久留米市入札監視委員会	4	2	2	50.0%
3	久留米市セーフコミュニティ推進協議会	56	24	32	42.9%
4	耳納市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
5	筑邦市民センター多目的棟管理運営委員会	12	5	7	41.7%
6	くるめ支え合うプラン推進協議会	25	13	12	52.0%
7	久留米市障害者地域生活支援協議会	17	8	9	47.1%
8	久留米市障害者差別解消支援地域協議会	22	10	12	45.5%
9	久留米市成年後見推進協議会	6	3	3	50.0%
10	久留米市認知症支援ネットワーク会議(久留米市オレンジ会議)	19	11	8	57.9%
11	久留米市自殺対策計画推進委員会	17	7	10	41.2%
12	「健康くるめ21」計画推進協議会	20	10	10	50.0%
13	久留米市慢性疾病児童等地域支援協議会	12	8	4	66.7%
14	久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部	26	12	14	46.2%
15	久留米市環境美化促進協議会	14	6	8	42.9%
16	久留米市地球温暖化対策協議会	23	10	13	43.5%
17	久留米市拠点形成・土地利用推進委員会	5	3	2	60.0%
18	久留米市特定空家等対策審議会	5	3	2	60.0%
19	空き家活用推進協議会	8	4	4	50.0%
20	水緑花くるめ推進協議会	9	5	4	55.6%
計		326	156	170	47.9%

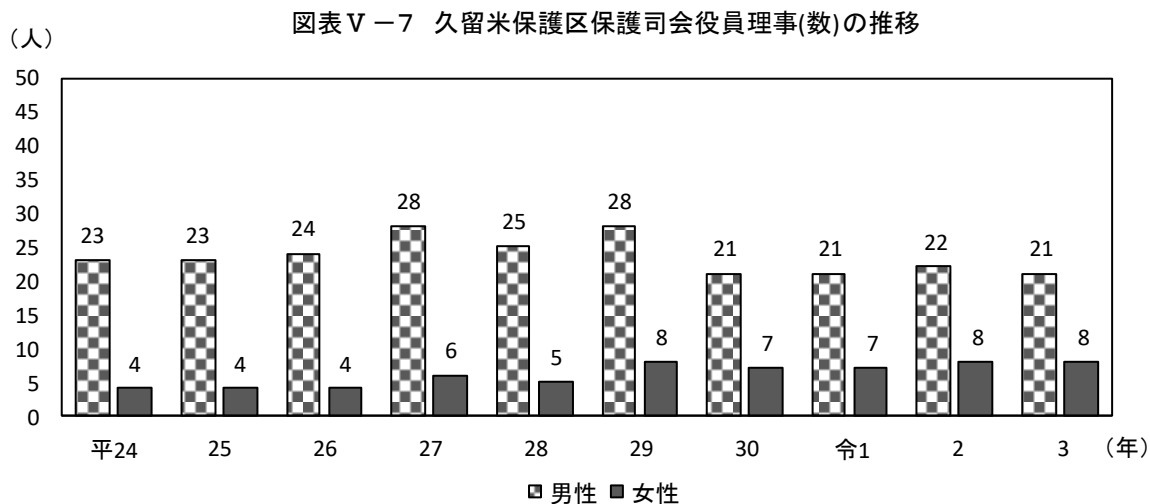
資料出所：市男女平等政策課

2. 民生委員・児童委員及び保護司における女性の割合（市）

民生委員・児童委員は女性の割合が高いが、会長に限れば男性の割合が高い。



資料出所：久留米市民生委員児童委員協議会

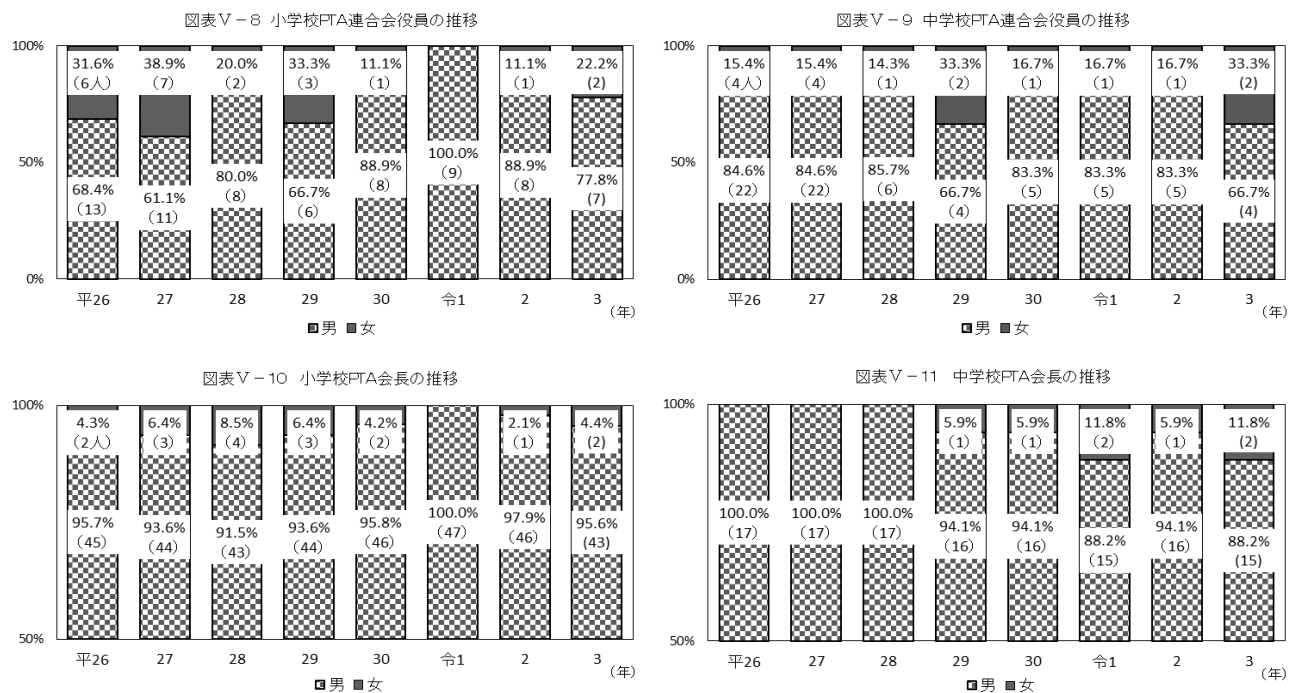


資料出所：久留米保護区保護司会

3. 団体等における助成役職者等の割合（市）

（１）PTA

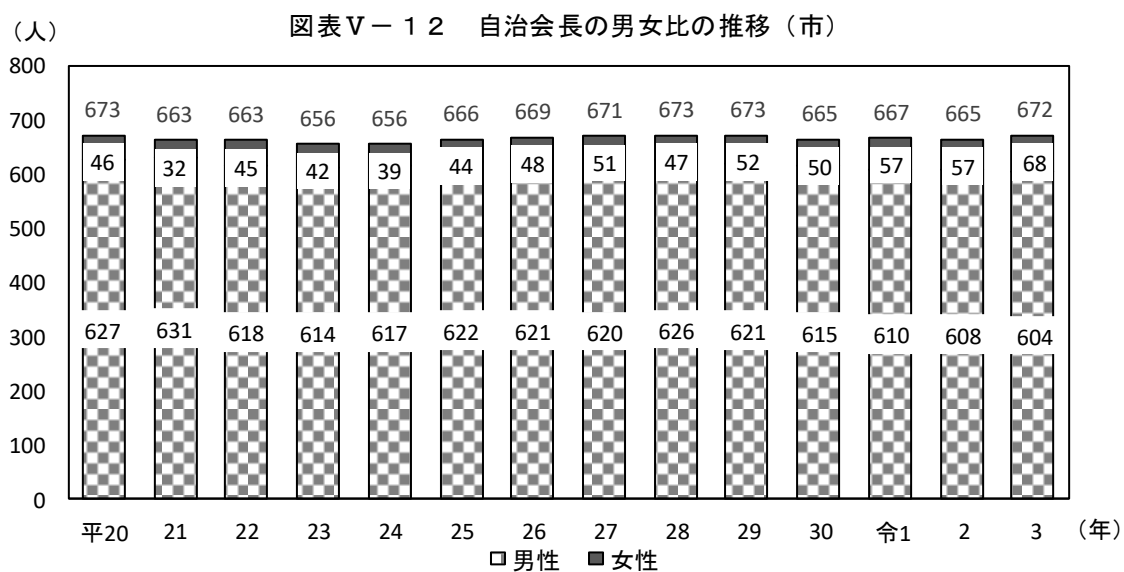
小・中学校PTA連合会役員及び各PTA会長は、以前から男性の割合が多い。



資料出所：市小・中学校PTA連合協議会

（２）自治会長

自治会長は男性の数が圧倒的に多く、女性の割合は男性の1割未満で推移している。



資料出所：市地域コミュニティ課

4. 議会における女性議員の割合

久留米市の市議会議員の女性の比率は 16.7%（当選時）で、これは福岡県議会議員の女性比率である 10.3%及び全国の市議会議員の女性議員の割合である 14.9%を上回っている。

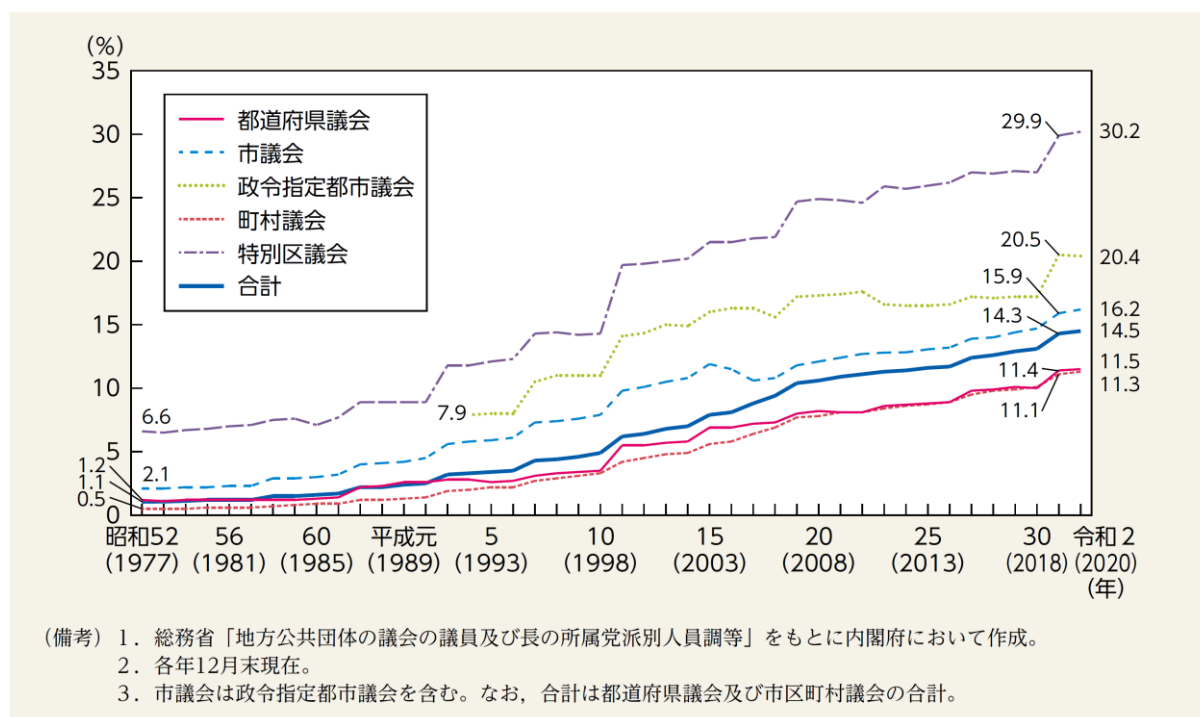
図表 V－13 議会議員の女性の割合

	女	男	女性の比率 (%)
H19. 5. 2～H23. 5. 1	6	36	14.3%
H23. 5. 2～H27. 5. 1	5	33	13.2%
H27. 5. 2～R1. 5. 1	6	32	15.8%
R1. 5. 2～R5. 5. 1	6	30	16.7%
* 福岡県	9	78	10.3%

* 当選時の数値

資料出所：市議会事務局

図 V－14 地方議会における女性議員割合の推移



資料出所：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

5. GGI、GII における日本の順位

① GGI 令和3 (2021) 年
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
12	ニカラグア	0.796
13	ベルギー	0.789
14	スペイン	0.788
15	コスタリカ	0.786
16	フランス	0.784
17	フィリピン	0.784
18	南アフリカ	0.781
19	セルビア	0.780
20	ラトビア	0.778
21	オーストリア	0.777
22	ポルトガル	0.775
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
29	デンマーク	0.768
30	米国	0.763
31	オランダ	0.762
34	メキシコ	0.757
41	スロベニア	0.741
46	エストニア	0.733
50	オーストラリア	0.731
55	ルクセンブルグ	0.726
59	コロンビア	0.725
60	イスラエル	0.724
63	イタリア	0.721
70	チリ	0.716
75	ポーランド	0.713
77	スロバキア	0.712
78	チェコ	0.711
98	ギリシャ	0.689
99	ハンガリー	0.688
102	韓国	0.687
120	日本	0.656
133	トルコ	0.638

② GII 令和元年 (2019) 年
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
4	ベルギー	0.043
4	オランダ	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
9	アイスランド	0.058
10	スロベニア	0.063
11	韓国	0.064
12	ルクセンブルク	0.065
12	シンガポール	0.065
14	オーストリア	0.069
14	イタリア	0.069
16	スペイン	0.070
17	ポルトガル	0.075
18	アラブ首長国連邦	0.079
19	カナダ	0.080
20	ドイツ	0.084
21	エストニア	0.086
23	アイルランド	0.093
24	日本	0.094
25	オーストラリア	0.097
26	イスラエル	0.109
28	ポーランド	0.115
29	ギリシャ	0.116
31	英国	0.118
33	ニュージーランド	0.123
34	リトアニア	0.124
36	チェコ	0.136
41	ラトビア	0.176
45	スロバキア	0.191
46	米国	0.204
51	ハンガリー	0.233
55	チリ	0.247
68	トルコ	0.306
71	メキシコ	0.322
101	コロンビア	0.428

(備考) 1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」、GIIは国連開発計画 (UNDP)「人間開発報告書2020」より作成。

2. 測定可能な国数は、GGIは156か国、GIIは162か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国 (37か国) を抽出。

* GGI・・・ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が作成。次の4分野からなり、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

【経済分野】・労働参加の男女比・同一労働における賃金の男女格差・推定勤労所得の男女比・管理的職業従事者の男女比・専門・技術者の男女比【教育分野】・識字率の男女比・初等、中等、高等教育の就学率の男女比【健康分野】・出生児性比・健康寿命の男女比【政治分野】・国会議員 (下院) の男女比・閣僚の男女比・最近50年における行政の長の在任年数の男女比

* GII・・・ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) が作成。国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康)】・妊産婦死亡率・思春期出生率 (15～19歳の女性1,000人当たりの出生数) 【エンパワーメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別) 【労働市場】・労働参加率 (男女別)

資料出所：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

VI 苦情処理機関

1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)

所管部局	件数 (H15 ～R2)	構成比 (※)	内容(年度)
総合政策部	2	5%	・広報くめに掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
総務部	3	7%	・女性のみを対象とする研修(H18) ・嘱託職員の介護休暇(H21) ・積極的是正措置の必要性(H20)
協働推進部	9	22%	・女性職員の配置(H15) ・女性だけに課せられる出不足金(H21,23,26) ・市補助団体発行紙の表現(H15,25(2件)) ・広報くめに掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
市民文化部	1	2%	・公民館主催の球技大会の参加資格(H18)
健康福祉部	0	0%	
子ども未来部	9	22%	・休日・夜間のDV被害者受け入れ(H15) ・研修内容(H19)3件 ・電話相談事業名称変更(H16)2件 ・市施設職員によるハラスメント(H20)3件
環境部	1	2%	・行政刊行物の表現(H18)
農政部	1	2%	・団体における定年年齢の男女差(H22)
商工観光労働部	0	0%	
都市建設部	2	5%	・単身DV被害者の市営住宅入居(H15) ・地域防火・防災組織(H18)※当時は消防本部
田主丸総合支所	0	0%	
北野総合支所	2	5%	・市補助団体発行紙の表現(H25)2件
城島総合支所	0	0%	
三瀬総合支所	0	0%	
上下水道部	0	0%	
教育部	6	15%	・高校の名簿(H15) ・小学校通信の表現(H19) ・高校の制服(H15) ・駅伝大会の出場者名簿(H19) ・小学校図書館のパソコンシステム(H19) ・中学校の制服(R2)
選挙管理委員会事務局	0	0%	
農業委員会事務局	0	0%	
民間	5	12%	・退職金の支払(H15) ・セクシュアル・ハラスメント(H18,23) ・職場における不利益取扱い(H16,H30)
合計	41	100%	

第3部 相談窓口一覧

名称	内容	相談受付日時	連絡先
久留米市 男女平等推進センター	【総合相談、性暴力相談】 女性が抱える様々な悩みや生き方、配偶者等からの暴力や強かん、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力、夫婦問題など 女性相談員が対応	月～水、金、土 10:00～18:00 木 17:00～20:00 日 10:00～17:00	久留米市 男女平等推進センター 久留米市諏訪野町1830-6 (えーるピア久留米内) 電話 0942-30-7802
	【法律相談】 離婚などをめぐる法律上の問題に女性弁護士が対応	第2・4木 14:00～15:30 第3木 17:30～19:00 (祝日、月末日、年末年始を除く) * 面接相談は要予約	
久留米市 家庭子ども相談課	児童虐待相談・通告や子どもの養育に関すること、女性の悩みや暴力に関する相談	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課 久留米市城南町15-3 電話 30-9208(児童相談) 30-9063(婦人相談)
久留米市	【男性のための電話相談】 夫婦・親子、職場の人間関係や生き方、性に関する悩みなど 男性臨床心理士が対応	毎月第4土曜日 10:00～12:00 (祝日を除く)	直通ダイヤル 080-6787-6172 (問い合わせダイヤル) 080-6917-5298 (9時から17時まで、祝日、月末日、年末年始を除く)
DV相談プラス	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員が対応。 (1)電話相談 (2)メール相談 (3)チャット相談 (4)外国人相談者向け相談 (チャット相談)	(1)24時間受付 (2)24時間受付 (3)毎日/12:00～22:00 (4)毎日/12:00～22:00	(1) つなぐ はやく 0120-279-889 (2)、(3)、(4) ホームページからアクセス (https://soudanplus.jp)
DV相談ナビ	発信地等の情報から最寄りの相談機関に電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】 はれれば #8008
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	発信地等の情報から最寄りのワンストップ支援センターに電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】 はやくワンストップ #8891
児童相談所虐待対応ダイヤル	発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)最寄りの児童相談所に電話が自動転送され、直接相談可能。	24時間対応	【全国共通短縮ダイヤル】 いち はやく 189

名称	内容	相談受付日時	連絡先
福岡県DV相談	配偶者やパートナーからの暴力についての相談電話		
	配偶者暴力相談支援センター (北筑後)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	電話 0942-34-8111
	福岡県配偶者からの 暴力相談電話 (夜間休日相談)	月～金 17:00～24:00 土、日、祝日 9:00～24:00 (年末年始を除く)	電話 092-663-8724
	男性DV被害者のための 相談ホットライン	水・木 17:00～20:00 金 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 092-571-1462
	LGBTの方のDV被害者 相談ホットライン	第2火 12:00～16:00 第4火 17:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 080-2701-5461
福岡県あすばる 相談ホットライン	【総合相談】 夫やパートナーからの暴力や家庭に関 係する相談 女性相談員が対応	9:00～17:00 金曜日(祝日を除く)は、 18:00～20:30も対応 (8/13～8/15、年末年始 (12/28～1/4は除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる
	【専門相談】 法律、こころの健康、女性に対する暴 力、就業援助など 女性の弁護士や臨床心理士などの専 門家が対応 要予約	毎月1～3回、13:00～ 16:00 (就業援助相談は 10:00～12:00) * 相談内容によって相談 日時が異なるため、ホー ムページで確認 http://www.asubaru.or.jp/	春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-1266
	【専門相談】 男性のための電話相談 男性臨床心理士が対応	第1・3土曜日 14:00～16:00 第2・4金曜日(祝日を除 く) 18:00～20:30 (祝日、8/13～8/15、年末 年始を除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-4977

名称	内容	相談受付日時	連絡先
性暴力被害者 支援センター・ふくおか	性暴力被害に関する相談に対し、電話・面接相談、医療機関・警察等への付き添いなど、被害直後からの総合的な支援	24時間365日 (年中無休)	電話 092-409-8100
福岡県警察本部 犯罪被害相談	犯罪被害相談 【心のリリーフ・ライン】 犯罪被害者やその周囲の方々の心のケアに、女性の臨床心理士が対応	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は要予約	福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7-7 電話 092-632-7830
	【性犯罪被害相談電話】 性犯罪被害に遭われた方々の相談に、女性の臨床心理士や警察官が対応	24時間365日 (※男性警察官が対応する場合あり)	【全国共通短縮ダイヤル】 ハートさん #8103
福岡県 性暴力加害者相談窓口	面接相談(事前予約制)後、内容に応じて、再犯プログラムを実施するほか、就労などの生活自立支援や専門医療機関の紹介などを行う。	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	電話 092-289-9398
福岡県筑後 労働者支援事務所	【労働相談】 職場における、労働者・使用者双方からの様々な労働問題についての相談 自主的な解決ができない場合は、当所職員又は福岡県労働委員会委員が労働者と使用者の間に入り、紛争解決を図る「あっせん」制度もあり、また、複雑、高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて弁護士にアドバイスを受ける体制も執っている。	・定例相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ・夜間電話相談 水 17:15～20:00 (祝日の場合は翌日に実施。年末年始を除く)	福岡県 筑後労働者支援事務所 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 電話 0942-30-1034
	【子育て女性就職支援センター事業】 子育て中の女性等を対象に働くことに関する相談から就職あっせんまでワンストップで支援。	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	福岡県 子育て女性就職支援センター(筑後エリア) 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 筑後労働者支援事務所内 電話 0942-38-7579
福岡労働局 総合労働相談コーナー	解雇、労働条件、募集・採用、いじめを含む労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からの相談を専門の相談員が対応。	月～金 9:00～16:30 (祝日、年末年始を除く)	福岡労働局 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 福岡労働局・雇用環境均等部 指導課内 電話 092-411-4764

名称	内容	相談受付日時	連絡先
市民相談	市政に関する苦情、要望、意見のほか、生活不安や悩み、トラブルなど	市政相談・一般相談は 原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9017
久留米市外国人相談窓口 (令和2年8月3日開設)	仕事、在留資格、健康保険、住まい、出産・子育て、結婚・離婚など、外国人住民が生活する中で困っていることやわからないことなど、多言語で相談に対応。	原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9096
苦情処理機関 男女平等推進委員	・苦情の申出 市の男女平等施策に対する苦情及び他の施策が男女平等を阻害していると思われるとき ・救済の申出 市内において、性別による差別的取扱い等の権利侵害を受けたとき	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 男女平等政策課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9246

第4部 参考資料

久留米市男女平等を進める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 男女平等推進のための基本的施策（第 8 条—第 16 条）
- 第 3 章 苦情等の申出の処理（第 17 条—第 29 条）
- 第 4 章 久留米市男女平等政策審議会（第 30 条—第 33 条）
- 第 5 章 雑則（第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- （2）事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- （3）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （4）積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （5）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- （6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- （2）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- （3）教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- （4）男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- （5）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

(7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。

5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整(以下「あっせん等」という。)を行うことができる。

2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。

3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。

5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。

(2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年9月30日 久留米市条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議 すること。
久留米市男女平等政策審議会	男女平等政策に関する事項について調査審議すること。

」

を

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議 すること。
--------------------------	------------------------------------

」

に改める。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

- 4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。))の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則 (平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

○久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱

平成15年3月31日

14男女第73号

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関並びに要綱及び規程により設置された審議会、委員会、協議会、その他の調査、研究、審議、審査、協議等のための機関をいう。

(目標)

第3条 各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする。ただし、委員の数が奇数の場合は、男女それぞれの委員の数の差が1名であることとする。

2 前項に規定する目標によりがたい場合は、男女の割合のいずれもが40パーセントを下回らないこととする。

(登用の促進)

第4条 審議会等を所管する課等の長（以下「所管の長」という。）は、所管する審議会等の委員の任命又は委嘱については、次の各号に掲げる事項に留意し、女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 市民及び学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の枠を設ける等の配慮をすること。
- (2) 団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。

(登用推進員の設置)

第5条 女性委員の登用計画の達成を図るため、各部に登用推進員を設置する。

2 登用推進員は、男女平等政策会議幹事（久留米市男女平等政策会議設置規程（平成15年久留米市規程第9号）別表第2に規定する代表幹事及び幹事の職にある者をいう。）のうち各部次長（部次長が置かれていない部にあつては次長の職位にある者のうち1名）をもって充てるものとし、所管の長への助言及び女性委員登用に必要な部内の調整事務を行う。

3 登用推進員は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充（定数の増員又は任期途中の委員退任に伴う委員の選任をいう。以下同じ。）に当たっては、男女平等政策会議会長（以下「会長」という。）に意見を求めることができる。

4 会長は、前項において、女性委員の登用について必要に応じ、助言や女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(協議書等の提出)

第6条 登用推進員は、審議会等の委員改選の2月前までに審議会等委員への女性の登用に関する協議について所管の長に通知する。

2 各所管の長は、審議会等の委員の候補者を選定するに当たり、審議会等の新設又は委員の改選が行われる場合は当該新設又は改選が行われる1月前までに、委員の補充が行われる場合は当該補充の必要が生じ次第速やかに候補者を選定し、審議会等委員への女性の登用に関する協議書（別記様式）、予定者名簿及び審議会等の設置の根拠となる規程（以下「協議書等」という。）を所属の部長等に提出しなければならない。

3 協議書等の提出を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(事後報告)

第6条の2 所管の長は、前条の規定によらない委員の交代などにより登用状況に変更が生じた場合には、速やかに所属の部長等に対し、第6条に規定する協議書等を提出するものとする。この場合において、提出された協議書等は、登用状況変更報告書とみなす。

2 登用状況変更報告書を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(改善に向けた検討)

第7条 協議書等の提出を受けた男女平等推進担当部長は、第3条に規定する目標が達成されていない場合は、会長及び男女平等政策会議副会長（以下「副会長」という。）に報告し、会長、副会長及び部長等で登用率向上のための改善策について協議するものとする。

(その他)

第8条 所管の長は、審議会等において男女の占める割合が一方に偏ることで発言の機会が阻まれることなく、多様な意見が施策に反映されるよう、新たに委員に就任する者に対して事前に審議会等の趣旨や内容を説明する等丁寧な対応に努めるものとする。

第9条 団体推薦の場合において、推薦を依頼する団体に対し、団体の役職を担う女性が育成されるよう、必要に応じて男女共同参画に関する啓発や情報の提供を行うものとする。

(公表)

第10条 審議会等の女性委員の登用状況は、毎年度公表するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱等の庶務は、協働推進部男女平等政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年16男女第153号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年19男女第186号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年22男女第232号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年23男女第69号）

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平成28年27男女第138号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年29男女第100号）

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

附 則（平成３１年３０男女第８８号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別記様式(第6条、第6条の2関係)

審議会等委員への女性の登用に関する協議書

担 当 課 : 部 課 担当 連絡先()

1 審議会等の概要

名称	
設置根拠	
区分 (該当するものに○)	A:法律・条例によるもの B:要綱等によるもの
任期(期間)	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)

2 提出理由

提出の理由	☐ 新規 ☐ 改選(任期満了に伴う) ☐ 補充 ☐ 異動報告(人事異動等による一部改選など)
-------	---

「提出の理由」により選任された委員の任期	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)
----------------------	------------------------

※異動報告、補充など、審議会等の任期と委員の任期が異なる場合に記入すること。
 ※新規の審議会等や根拠規定に基づく任期満了による一斉改選の場合は、記入不要

3 男女の割合

	女性(人)	男性(人)	合計(人)	登用率 (小数点以下第2位を四捨五入)	
				女性	男性
今回					
前回					

【目標】
 女性又は男性の割合は、いずれも50%が目標
 男女いずれの割合も40%を下回らないこと。

4 登用率の見込み

- ☐男女いずれの割合も40%以上
☐男女いずれかの割合が40%未満

男女いずれかの割合が40%未満の理由

理由	
今後の対応策	

＜備考＞ この協議書の添付書類として審議会等の委員予定者名簿(女性委員に印を付けたもの)及び審議会等の設置根拠規程を提出すること。

＜男女平等政策会議事務局意見欄＞

--

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

令和3年度版久留米市男女共同参画白書
(久留米市男女共同参画行動計画令和2年度実施状況)

令和4年3月

編集 久留米市協働推進部男女平等政策課

発行 久留米市

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9044

FAX 0942-30-9703